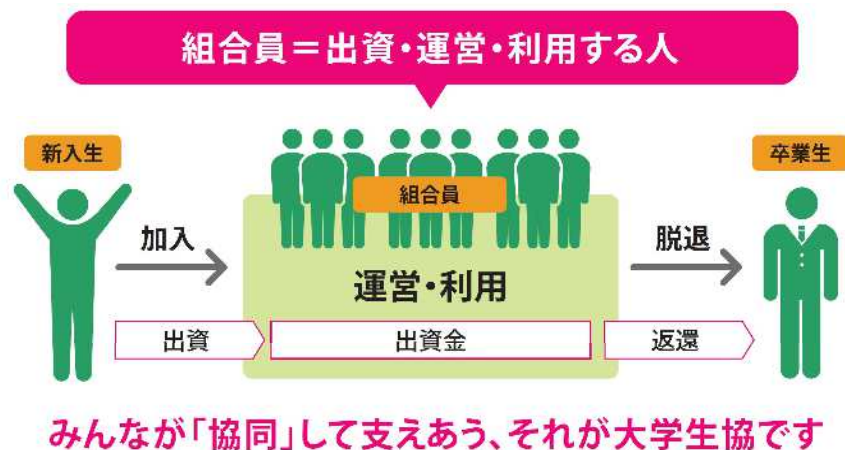


第120回 通常総代会 議案書

(岐阜大学消費生活協同組合 2024年度 通常総代会)



と き 2024年5月22日(水) 17:20開会 18:30閉会予定
ところ 第二食堂ホール(岐阜大学内)

第120回通常総代会招集通知(公 告)

岐阜大学生生活協同組合の第120回通常総代会を、定款第50条の規定に基づいて下記のように開催いたします。

2024年5月10日
岐阜大学消費生活協同組合
代表理事・理事長 石田 秀治

日 時 2024年5月22日(水) 17時20分開会(18時30分頃閉会予定)
場 所 第二食堂ホール(岐阜大学内)
議 案 第1号議案 2023年度事業報告書および決算関係書類等承認の件
第2号議案 2024年度事業計画および予算決定の件
第3号議案 総代選挙規約・役員選挙規約・総会および総代会運営規約の一部改定の件
第4号議案 役員報酬決定の件
役員選挙の件

つながる元気、ときめきキャンパス。



岐阜大学消費生活協同組合

目 次

03 ページ	第 1 号議案	2023 年度事業報告書および決算関係書類等承認の件
16 ページ		うち 事業報告書
27 ページ		うち 事業報告書の附属明細書
29 ページ		うち 決算関係書類（貸借対照表・損益計算書）
31 ページ		うち 決算関係書類の附属明細書
41 ページ		うち 2023 年度個別注記
46 ページ		うち 剰余金処分案
47 ページ		うち 監査報告書
48 ページ	第 2 号議案	2024 年度事業計画および予算決定の件
59 ページ	第 3 号議案	総代選挙規約・役員選挙規約・総会及び総代選挙規約の一部改定の件
63 ページ		うち 総代選挙規約 新旧対照表 全文
69 ページ		うち 役員選挙規約 新旧対照表 全文
75 ページ		うち 総会及び総代選挙規約 新旧対照表 全文
82 ページ	第 4 号議案	役員報酬決定の件
83 ページ	役員選挙	
84 ページ	資 料	岐阜大学消費生活協同組合 定款
89 ページ	資 料	岐阜大学消費生活協同組合 総会及び総代会運営規約
91 ページ	資 料	岐阜大学消費生活協同組合 役員選挙規約
(記載略)	資 料	岐阜大学消費生活協同組合 定款
(記載略)	資 料	岐阜大学消費生活協同組合 総会及び総代会運営規約
(記載略)	資 料	岐阜大学消費生活協同組合 役員選挙規約

第1号議案

2023年度事業報告書および決算関係書類等承認の件

事業報告書等

決算関係書類等

剰余金処分案

監事監査報告書

本議案について、議案決議の本旨に反しない範囲の運用や字句の修正を理事会に一任ください。

第1号議案

2023年度事業報告書および決算関係書類等承認の件

- ・ 岐阜大学生協の会計年度は、3月1日から翌年2月末日までの1年間です。
- ・ 2023年3月1日から2024年2月末日までの事業経営概況における特徴点を報告します。
- ・ 正式な決算書類については、「事業報告書等（事業報告書・附属明細書・個別注記）」「決算関係書類（貸借対照表・損益計算書）」「剰余金処分案」「監事監査報告書」をお読みください。
- ・ 本議案について、議案決議の本旨に反しない範囲の運用や字句の修正を理事会に一任ください。

この議案に用いている用語の解説

- ・ 供給高 : 生協組合員が食堂やお店で購入された消費税抜の金額（いわゆる「売上」）
- ・ 供給値引 : 生協組合員がお店で書籍や教科書を購入される際の定価からの値引額
- ・ 供給剰余金 : 供給高から商品や食材の仕入金額（原価）を差し引いた金額
- ・ その他事業収入 : 供給高（売上）以外に、手数料などで生協が得た収入の金額
（例：学生総合共済受託手数料や、スーツ購入・住まい紹介などの手数料）
- ・ 事業総剰余金 : 供給剰余金＋その他事業収入（費用を支出するための元手になるお金）
- ・ 事業経費 : 「生協の営業を行うための費用」
（給与などの人件費＋消耗品・電気代・賃借料などの物件費＋商品等仕入を委託し、システム等を運営している「大学生協事業連合」に支払う費用（当生協負担分））
- ・ 事業剰余金 : 事業総剰余金から事業経費を差し引いた、通常の実業運営における剰余（いわゆる「利益」）の金額（プラスなら「黒字」マイナスなら「赤字」）
- ・ 経常剰余金 : 事業剰余金＋（事業外収入－事業外支出）
通常の実業運営以外で得た補助金等や雑収入などを加え、雑損失等を差し引いた金額（プラスなら「黒字」マイナスなら「赤字」）
- ・ 税引前当期剰余 : 経常剰余金＋（特別利益－特別損失）
特別なことが生じて得た利益を加え、損失を差し引いた金額
法人税等を支払う前の、今決算期における剰余（利益）
（プラスなら「黒字」マイナスなら「赤字」）

1. 2023年度の岐阜大学生協の決算の概況

当年度（2023年度）の計画では、人件費の増加・物件費減少を見込み、供給高（ご利用高）・供給剰余高の増加を図ることで黒字予算としておりました。

2月（事業年度末）確定決算では、事業剰余（生協の通常の営業での損益）は約128万円の黒字、経常剰余（事業剰余に事業外での収入支出を加えた損益）は約810万円の黒字、税引き前当期剰余金は786万円の黒字です。法人税30万円を支払い、当期剰余は756万円の黒字決算となりました。前期からの繰越剰余金222万円を加えた当期末処分剰余金は979万円です。

供給高（ご利用高）は、11億6,469万円です。予算差で1億0,130万円未達成・前年差で2,689万円減少しました。内訳は、新入生向け提案品利用が計画未達成・校費利用が前年よりも減少（パソコン等の利用が大幅に減少）・自動車学校申込が計画未達成・食堂利用が予算未達成（値上げを行った関係で前年差では増加）です。

2023年11月から「冷凍の学食BENTO」の調理・提供を開始しました。

新入生を迎える事業では、「新生活学生アドバイザー（生協アルバイト）」活動1期目（2023年3月まで）を4人で行い、2期目（2023年4月以後）を11名で研修を行い、対面での入学準備説明会やオンラインでの入学準備説明会にて先輩学生としての経験を入学予定者へ伝えました。

供給剰余高は、2億3,881万円です。予算差で1,718万円未達成・前年差で264万円増加しました。販売系部門合計の供給剰余高は1億1,658万円です。予算差で396万円未達成・前年差で1,203万円減少しました。食堂部門の供給剰余高は1億2,462万円です。予算差で1,083万円未達成・前年差で1,696万円増加しました。食堂の供給剰余高増加の理由は、主に、2023年3月に食材仕入れや人件費などのコスト増などに伴う提供価格の値上げをしたことによります。

手数料収入（その他の事業収入）は、5,294万円です。予算差で約1,502万円増加・前年差で1,728万円増加しました。内訳は、新入生向け提案での収入（4年間PCサポートパック）が計画未達成のため約200万円減少しました、学生総合共済受託手数料収入が加入者増により予算差で69万円増加しました。また、本年より「岐阜大学学生企業展」を当生協の事業（大学から委託を受けて行う事業）としたため、ブース出展料をその他手数料収入として計上したため、予算差で1,369万円増加しました。

経費支払の元手となる事業総剰余は、2億9,175万円です。予算差で216万円未達成・前年差で1,993万円増加しました。

事業経費合計は、2億9,047万円です。予算差で271万円増加・前年差で847万円増加しました。

事業経費のうち人件費が1億5,890万円です。予算差で86万円増加・前年差で938万円増加しました。役員報酬は、1,233万円です。予算差で35万円減少・前年差で602万円増加しました。常勤役員を前年度1名から2名にしたことによります。正規職員給与は、3,207万円です。

予算差で 8 万円減少、前年差で 645 万円減少しました。正規職員人数は 6 月から 12 月まで前年差から 1 名減少（6 月から 1 名を常勤役員としています）、1 月以後に 2 名減少しました（1 名の出向受入れを解きました）。定時職員給与は、9,832 万円です。予算差で 315 万円増加・前年差で 1,052 万円増加しました。6 月から時給を 30 円増としたほか、稼働時間が計画よりも増加したことが主な要因です。

事業経費のうち物件費が 1 億 3,157 万円です。予算差で 185 万円増加・前年差で 91 万円減少しました。広報費が 1,230 万円で、予算差で 280 万円増加・前年差で 82 万円減少しました。予算差では、学生企業展運営に伴う配布物作成等により 368 万円増加しました。前年差では、新入学生向けパンフレットの原稿作成を自前化したことによりデザイン料相当分の約 200 万円が減少しました。消耗品費は 1,145 万円で、予算差で 15 万円減少・前年差で 914 万円減少しました。前年差では新システム導入にともなうレジ等購入分が減少の主な要因です。水道光熱費は 1,793 万円で、予算差で 481 万円減少・前年差で 468 万円減少しました。岐阜大学が受電している電気料金単価が前年の最ピーク時は 1kw/時 41 円でしたが、本年度になり減少傾向となり、現在は 25 円に減少していることが主な要因です。委託料が 2,961 万円で、予算差で 543 万円増加・前年差で 1,011 万円増加しました。新入学生向け提案商品のクレジットカード利用による手数料が予算差で約 200 万円増加しました。前年差では、当生協が加盟する大学生協事業連合の新システムの負担金が約 900 万円増加しました。

上記の結果、

事業剰余（生協の通常の営業での損益）が 128 万円の黒字、

経常剰余（事業剰余に事業外での収入支出を加えた損益）が 810 万円の黒字、

税引前当期剰余（経常剰余に特別利益と特別損失を加えた、法人税を支払う前の損益）が約 786 万円の黒字です。

事業外収入として、過年度卒業生の未返還出資金を出資金整理益として約 640 万円計上しました（2020 年 3 月に卒業後満 3 年経過し連絡が取れず未返還のままの方について、経理ルール上事業外収益として計上します。今後問い合わせがあった方については返還し雑損失にて計上します）。

特別損失として、岐阜大学基金へ 100 万円（うち学生企業展開催分の剰余から 74 万円）を寄附し計上しました。

法人税の納税は 30 万円を予定します。前期からの未処分繰越剰余金が 222 万円あるため、当期末処分剰余金は約 979 万円です。

2. 2023年度の期末財産の状況

比較貸借対照表

岐阜大学消費生活協同組合

単位：円

名称	当月 (当年度)	前年同月 (前年度)	対前年増減	増減率 (%)
(資産の部)				
流動資産	614,964,456	643,800,445	▲ 28,835,989	-4.47
固定資産	79,445,784	78,550,428	895,356	1.13
有形固定資産	25,902,340	24,893,584	1,008,756	4.05
無形固定資産	994,754	994,754	0	0.00
その他固定資産	52,548,690	52,662,090	▲ 113,400	-0.21
繰延資産	0	0	0	
資産合計	694,410,240	722,350,873	▲ 27,940,633	-3.86
(負債及び純資産の部)				
流動負債	267,545,392	306,486,935	▲ 38,941,543	-12.70
固定負債	25,826,814	24,936,581	890,233	3.56
負債合計	293,372,206	331,423,516	▲ 38,051,310	-11.48
組合員資本	401,038,034	390,927,357	10,110,677	2.58
純資産合計	401,038,034	390,927,357	10,110,677	2.58
負債・純資産合計	694,410,240	722,350,873	▲ 27,940,633	-3.86

(1) 資産合計および負債・純資産の合計は、それぞれ6億9,441万円です。

- ・ 前年同月との差で2,974万円減少しました。増減率は▲3.8%です。

(2) 資産の特徴点

- ・ 現金預金の残高合計は2億4,128万円です。
- ・ 供給未収金(大学経費・利用班・クレジットなどによる購入)の残高は6,725万円です。
- ・ 大学生協事業連合へ、前払いでの商品代等(前渡金)を、1億5,000万円預けています。
- ・ 商品および原材料(食材)は、1億4,242万円あります。
- ・ 上記以外の項目を含む「流動資産(1年以内に現金化できるもの)」は6億1,496万円です。

(3) 負債の特徴点

- ・ 買掛金(商品や食材の仕入代金)残高は7,420万円です。
- ・ 前受金(食堂パスや講座代金の前払い分)残高は1億2,942万円です。

(4) 組合員資本の特徴点

- ・ 組合員出資金は1億8,167万円です。
- ・ 剰余金は2億1,936万円です。
剰余金のうち、前年度の事業年度末決算に基づく法定準備金が8,956万円、
任意積立金が1億2,000万円です。

3-1. 主要項目の比較損益計算書（3月から2月まで累計 予算差・前年実績差・2019年実績差）

岐阜大学生協 生協合計		3月-2月累計				単位：千円（率は%）					
		23年実績	23年予算	実績予算差	予算増減率	22年実績	23-22差	23/22増減率	2019年実績	23-19差	23/19増減率
①	供給高	1,164,691	1,266,000	▲101,309	▲8.0%	1,191,588	▲26,897	▲2.3%	1,461,883	▲297,192	▲20.3%
	うち購買（物販等）	404,315	481,597	▲77,282	▲16.0%	480,682	▲76,367	▲15.9%	565,031	▲160,716	▲28.4%
	うち自動車学校・はかま等	311,414	330,785	▲19,371	▲5.9%	303,313	8,101	2.7%	405,478	▲94,064	▲23.2%
	うち書籍・講座等	202,889	207,813	▲4,924	▲2.4%	206,154	▲3,265	▲1.6%	245,951	▲43,062	▲17.5%
	うち食堂	246,252	245,805	447	0.2%	201,435	44,817	22.2%	221,927	24,325	11.0%
②	供給値引	11,620	13,097	▲1,477	▲11.3%	9,169	2,451	26.7%	15,925	▲4,305	▲27.0%
①-②	純供給高	1,153,072	1,252,903	▲99,831	▲8.0%	1,182,419	▲29,348	▲2.5%	1,445,958	▲292,887	▲20.3%
③-原価	④ 供給剰余金	238,813	255,999	▲17,186	▲6.7%	236,170	2,643	1.1%	299,590	▲60,777	▲20.3%
	うち購買（物販等）	59,887	67,273	▲7,386	▲11.0%	69,586	▲9,699	▲13.9%	91,466	▲31,579	▲34.5%
	うち自動車学校・はかま等	19,896	21,216	▲1,320	▲6.2%	18,014	1,882	10.4%	26,483	▲6,587	▲24.9%
	うち書籍・講座等	36,801	32,058	4,743	14.8%	41,014	▲4,213	▲10.3%	46,780	▲9,979	▲21.3%
	うち食堂	124,622	135,455	▲10,833	▲8.0%	107,660	16,962	15.8%	134,944	▲10,322	▲7.6%
④÷①	⑤ 供給高供給剰余率	20.5%	20.2%	0.3%		19.8%	0.7%		20.5%	0.0%	
	うち購買（物販等）	14.8%	14.0%	0.8%		14.5%	0.3%		16.2%	▲1.4%	
	うち自動車学校・はかま等	6.4%	6.4%	▲0.0%		5.9%	0.4%		6.5%	▲0.1%	
	うち書籍・講座等	18.1%	15.4%	2.7%		19.9%	▲1.8%		19.0%	▲0.9%	
	うち食堂	50.6%	55.1%	▲4.5%		53.4%	▲2.8%		60.8%	▲10.2%	
⑥	⑥ その他事業収入計	52,943	37,920	15,023	39.6%	35,656	17,287	48.5%	34,203	18,740	54.8%
	うち共済受託手数料収入	9,930	9,240	690	7.5%	8,824	1,107	12.5%	7,920	2,011	25.4%
	うち供給事業手数料収入	137	280	▲143	▲51.1%	214	▲77	▲36.0%	242	▲106	▲43.6%
	うちその他手数料収入	42,876	28,400	14,476	51.0%	26,618	16,257	61.1%	26,041	16,835	64.6%
④+⑥	⑦ 事業総剰余金	291,756	293,919	▲2,163	▲0.7%	271,826	19,930	7.3%	333,793	▲42,037	▲12.6%
⑦÷①	⑧ 供給高事業総剰余率	25.1%	23.2%	1.8%		22.8%	2.2%		22.8%	2.2%	
	うち役員報酬	12,337	12,690	▲353	▲2.8%	6,312	6,025	95.5%	7,944	4,393	55.3%
	うち正規職員給与	32,076	32,160	▲84	▲0.3%	38,526	▲6,450	▲16.7%	50,620	▲18,544	▲36.6%
	うち定時職員給与	98,323	95,165	3,158	3.3%	87,797	10,526	12.0%	113,144	▲14,821	▲13.1%
	うちその他人件費	28,504	30,715	▲2,211	▲7.2%	23,194	5,310	22.9%	29,349	▲845	▲2.9%
⑨	⑨ 人件費	158,903	158,040	863	0.5%	149,517	9,386	6.3%	193,113	▲34,210	▲17.7%
	うち広報費	12,301	9,497	2,804	29.5%	13,126	▲824	▲6.3%	8,955	3,346	37.4%
	うち消耗品費	11,452	11,567	▲115	▲1.0%	20,601	▲9,149	▲44.4%	16,904	▲5,452	▲32.3%
	うち施設管理維持費	5,764	5,875	▲111	▲1.9%	7,411	▲1,647	▲22.2%	9,919	▲4,154	▲41.9%
	うち水道光熱費	17,931	22,750	▲4,819	▲21.2%	22,615	▲4,684	▲20.7%	16,578	1,353	8.2%
	うち委託料	29,618	24,179	5,439	22.5%	19,507	10,110	51.8%	12,600	17,018	135.1%
	うちその他物件費	28,878	28,539	339	1.2%	24,735	4,143	16.7%	37,525	▲8,647	▲23.0%
	うち事業連合委託費	25,629	27,313	▲1,684	▲6.2%	24,490	1,139	4.7%	29,512	▲3,883	▲13.2%
⑩	⑩ 物件費	131,573	129,720	1,853	1.4%	132,485	▲912	▲0.7%	131,993	▲420	▲0.3%
⑨+⑩	⑪ 事業経費計	290,476	287,760	2,716	0.9%	282,002	8,474	3.0%	325,106	▲34,630	▲10.7%
⑦-⑪	⑫ 事業剰余金	1,280	6,159	▲4,879	▲79.2%	▲10,176	11,456	▲112.6%	8,687	▲7,407	▲85.3%
⑫÷①	⑬ 供給高事業剰余率	0.1%	0.5%	▲0.4%		-0.9%	1.0%		0.6%	▲0.5%	
⑭	⑭ 事業外収益	9,719	3,000	6,719	224.0%	2,684	7,035	262.1%	5,655	4,064	71.9%
⑮	⑮ 事業外費用	2,895	1,000	1,895	189.5%	4,954	▲2,059	▲41.6%	5,631	▲2,736	▲48.6%
⑫+⑭-⑮	⑯ 経常剰余金	8,104	8,159	▲55	▲0.7%	▲12,446	20,550	▲165.1%	8,711	▲608	▲7.0%
⑯÷①	⑰ 供給高経常剰余率	0.7%	0.6%	0.1%		-1.0%	1.7%		0.6%	0.1%	
⑱	⑱ 特別利益	1,073	0	1,073	—	72,109	▲71,036	▲98.5%	4,042	▲2,969	▲73.4%
⑲	⑲ 特別損失	1,308	0	1,308	—	24,670	▲23,362	▲94.7%	2,717	▲1,409	▲51.9%
⑯+⑱-⑲	⑳ 税引前当期剰余金	7,869	8,159	▲290	▲3.5%	34,993	▲27,124	▲77.5%	10,036	▲2,167	▲21.6%

3-2. 主要項目比較損益計算書 概略（2019年から2022年までの実績および本年予算との差）

2023年度末 比較損益計算書（早見）

確定決算

岐阜大学生協 合計							予算差	予算比	前年差	前年比	
科目名	単位千円	2019実績	2020実績	2021実績	2022実績	2023予算	2023確定決算	23仮-23予算	23仮/23予算	(23-22)	(23/22)
供給高		1,461,883	1,010,302	1,187,948	1,191,588	1,266,000	1,164,691	▲101,309	92.0%	▲26,897	97.7%
供給値引		15,925	11,484	11,627	9,169	13,097	11,620	▲1,477	88.7%	2,451	126.7%
純供給高		1,445,958	998,819	1,176,322	1,182,419	1,252,903	1,153,072	▲99,832	92.0%	▲29,348	97.5%
供給剰余金		299,590	182,202	232,376	236,170	256,000	238,813	▲17,187	93.3%	2,643	101.1%
供給剰余率		20.5%	18.0%	19.6%	19.8%	20.2%	20.5%	0.3%	101.4%	0.7%	103.5%
その他事業収入計		34,203	29,906	36,411	35,656	37,920	52,943	15,023	139.6%	17,287	148.5%
事業総剰余金		333,793	212,108	268,787	271,826	293,920	291,756	▲2,164	99.3%	19,930	107.3%
供給高事業総剰余率		22.8%	21.0%	22.6%	22.8%	23.2%	25.1%	1.8%	107.9%	2.2%	109.8%
人件費のうち役員報酬		7,944	7,944		6,312	12,690	12,337	▲353	97.2%	6,025	195.5%
人件費のうち正規職員給与		50,620	41,093	41,865	38,526	32,160	32,076	▲84	99.7%	▲6,450	83.3%
人件費のうち定時職員給与		113,144	85,988	83,631	87,797	95,165	98,323	3,158	103.3%	10,526	112.0%
人件費計		193,113	151,809	149,167	149,517	158,040	158,903	863	100.5%	9,386	106.3%
物件費計		131,993	102,653	105,578	132,485	129,720	131,573	1,853	101.4%	▲912	99.3%
事業経費計		325,106	254,462	254,745	282,002	287,760	290,476	2,716	100.9%	8,474	103.0%
事業剰余金		8,687	▲42,354	14,042	▲10,176	6,160	1,280	▲4,880	20.8%	11,456	▲12.6%
事業外収益		5,655	33,131	5,960	2,684	3,000	9,719	6,719	324.0%	7,035	362.1%
事業外損失		5,631	1,906	1,532	4,954	1,000	2,895	1,895	289.5%	▲2,059	58.4%
経常剰余金		8,711	▲11,130	18,470	▲12,446	8,160	8,104	▲56	99.3%	20,550	▲65.1%
特別利益		4,042	14,763	9,462	72,109	0	1,073	1,073	—	▲71,036	1.5%
特別損失		2,717	4,030	4,885	24,670	0	1,308	1,308	—	▲23,362	5.3%
税引前当期剰余金		10,036	▲397	23,047	34,993	8,160	7,869	▲291	96.4%	▲27,124	22.5%
法人税等		543	543	543	303	543	303	▲240	55.8%	0	100.0%
当期剰余金		9,493	▲940	22,504	34,690	7,617	7,566	▲51	99.3%	▲27,124	21.8%
期首繰越剰余金		576	1,070	110	1,314	2,228	2,228	0	100.0%	914	169.6%
法定準備金・任意積立金		9,000	20	21,300	33,776	0	0	0	—	▲33,776	0.0%
当期末処分剰余金		1,070	110	1,314	2,228	9,845	9,794	▲51	99.5%	7,566	439.5%

3-3. 生協各店舗食堂の利用者数（3月から2月まで累計）・前年差・2019年実績差

単位:人	2023年	2022年	23-22差	23/22率	2019年	23-19差	23/19率
全体（岐大のみ）	684,506	676,426	8,080	1.2%	1,003,137	▲318,631	▲31.8%
全体（三田洞含）	712,863	702,976	9,887	1.4%	1,031,822	▲318,959	▲30.9%
うち販売系合計	281,391	282,685	▲1,294	▲0.5%	502,965	▲221,574	▲44.1%
中央店	172,914	180,824	▲7,910	▲4.4%	269,668	▲96,754	▲35.9%
医学部店	41,500	40,424	1,076	2.7%	85,546	▲44,046	▲51.5%
ペコ	66,977	61,437	5,540	9.0%	147,751	▲80,774	▲54.7%
うち食堂合計	403,115	393,741	9,374	2.4%	500,172	▲97,057	▲19.4%
第1食堂	210,107	203,139	6,968	3.4%	261,432	▲51,325	▲19.6%
第2食堂	91,540	86,515	5,025	5.8%	113,673	▲22,133	▲19.5%
医学部食堂	69,796	68,869	927	1.3%	104,401	▲34,605	▲33.1%
ルポ	31,672	35,218	▲3,546	▲10.1%	20,666	11,006	53.3%
うち三田洞地区合計	28,357	26,550	1,807	6.8%	28,685	▲328	▲1.1%
三田洞食堂	28,357	26,550	1,807	6.8%	28,685	▲328	▲1.1%

3-4. 2023年度の期末事業損益の概要（上記の表の解説）

（1）供給高（組合員に商品や食堂を利用いただいた、いわゆる売上額）

- ・ 11億6,469万円（前年差▲2,689万円、当年予算差▲1億0,130万円）です。
- ・ 食堂の利用者数が増加しました。

(2) 部門別の供給高 (概算値)

- ・ 購買 (物販等) が 4 億 0,431 万円 (前年差▲7,636 万円、予算差▲7,728 万円)、サービス部門 (自動車学校・旅行・はかまレンタル・アユカ等) が 3 億 1,141 万円 (前年差+810 万円、予算差▲1,937 万円)、書籍部門 (書籍・講座等) が 2 億 0,288 万円 (前年差▲326 万円、予算差▲492 万円)、食堂部門が 2 億 4,625 万円 (前年差+4,481 万円、予算差+447 万円) です。

(3) 供給剰余 (いわゆる売上額から仕入れ代を引いた残り)

- ・ 2 億 3,881 万円 (前年差+264 万円、予算差▲1,718 万円) です。

(4) 事業総剰余 (供給剰余に、受託共済事業やその他の手数料を加えたもの)

- ・ 2 億 9,175 万円 (前年差+1,993 万円、予算差▲216 万円) です。

(5) 事業経費の総額

- ・ 2 億 9,047 万円 (前年差+847 万円、予算差+271 万円)
- ・ うち人件費は 1 億 5,890 万円 (前年差+938 万円、予算差+863 万円) です。
人件費は、正規職員給与が前年差で減少していますが、常勤役員を 1 名から 2 名に増員しているため増加しています。役員報酬+正規職員給与の合計では、前年差・予算差ともに減少しています。定時職員給与は、6 月より時給を+30 円アップする改定を予算計上して執行しています。計画よりも実際の稼働 (働いた) 時間数が増加しました。
- ・ うち物件費は 1 億 3,157 万円 (前年差▲91 万円、予算差+185 万円) です。
物件費は、電気代高騰の影響を受けておりましたが、月が経過するにつれ単価が下がりました。当生協の基幹システム全面更新に伴う運用費用 (委託費) を計上しています。

(6) 事業剰余金 (通常の食堂店舗営業による損益)

- ・ 128 万円の黒字 (前年差+1,145 万円、予算差▲487 万円) です。

(7) 経常損失 (事業剰余に通常の店舗食堂以外の収益や損失などを加えた損益)

- ・ 810 万円の黒字 (前年差+2,055 万円、予算差▲5 万円) です。

(8) 特別利益 (数年に 1 回レベルの計画しない多額の利益)

- ・ 107 万円です。

(9) 特別損失 (数年に 1 回レベルの計画しない多額の損失)

- ・ 130 万円です。
内訳は、固定資産除却損 (設備を廃棄した際の未計上費用を損失として計上) 30 万円、岐阜大学基金への寄附 (大学指定寄付金) 100 万円です。

(10) 税引前当期剰余金

- ・ 786 万円 (前年差▲2,712 万円、予算差▲29 万円) です。

(11) 法人税

- ・ 30 万円です。

過年度分の税務上欠損があるため上記の額となりました。

(12) 当期剰余金

- ・ 7,566 万円になりました。

4. 2023年度の分類別供給高（3月から2月まで累計）・前年差・2019年実績差

単位：千円		23年実績	23年予算	実績予算差	予算増減率	22年実績	23-22差	23/22増減率	2019年実績	23-19差	23/19増減率
生協合計		1,164,751	1,266,000	▲101,249	▲8.0%	1,191,588	▲26,837	▲2.3%	1,438,367	▲273,616	▲19.0%
01	文具	35,202	48,220	▲13,018	▲27.0%	39,722	▲4,520	▲11.4%	53,511	▲18,309	▲34.2%
02	情報機器	259,448	312,955	▲53,507	▲17.1%	299,539	▲40,091	▲13.4%	304,746	▲45,298	▲14.9%
03	PCソフト	18,704	23,310	▲4,606	▲19.8%	23,823	▲5,119	▲21.5%	24,343	▲5,639	▲23.2%
04	衣料スポーツ	10,065	10,341	▲276	▲2.7%	9,837	228	2.3%	12,538	▲2,473	▲19.7%
05	家電家具	4,328	7,840	▲3,512	▲44.8%	7,343	▲3,015	▲41.1%	7,855	▲3,527	▲44.9%
06	日用雑貨	4,065	6,685	▲2,620	▲39.2%	4,804	▲739	▲15.4%	6,163	▲2,098	▲34.0%
07	※食品・菓子	11,004	10,757	247	2.3%	10,368	636	6.1%	18,637	▲7,633	▲41.0%
08	※パン・米飯	26,071	21,613	4,458	20.6%	46,542	▲20,471	▲44.0%	60,234	▲34,163	▲56.7%
09	※飲料・デザート	20,441	23,153	▲2,712	▲11.7%	21,084	▲643	▲3.0%	38,435	▲17,994	▲46.8%
10	※自販機（飲食）	0	0	0	—	355	▲355	▲100.0%	11,460	▲11,460	▲100.0%
11	コピー	151	145	6	3.8%	243	▲92	▲38.0%	441	▲290	▲65.9%
12	写真印刷	9,132	2,852	6,280	220.2%	11,617	▲2,485	▲21.4%	20,684	▲11,552	▲55.8%
13	官製品	1,536	2,520	▲984	▲39.0%	1,987	▲451	▲22.7%	1,995	▲459	▲23.0%
17	物販その他内外	1,921	9,883	▲7,962	▲80.6%	1,297	624	48.1%	2,451	▲530	▲21.6%
19	物販その他非非	1,144	10	1,134	11337.5%	971	173	17.8%	212	932	439.5%
25	プライベートギフト	1,032	1,246	▲214	▲17.2%	1,045	▲13	▲1.3%	1,231	▲199	▲16.2%
26	酒・医薬品等	70	67	3	4.4%	102	▲32	▲31.4%	88	▲18	▲20.5%
27	※物販その他（内外）	0	0	0	—	3	▲3	▲100.0%	7	▲7	▲100.0%
購買部門合計		404,315	481,597	▲77,282	▲16.0%	480,682	▲76,367	▲15.9%	565,031	▲160,716	▲28.4%
30	自動車学校	218,334	238,832	▲20,498	▲8.6%	229,219	▲10,885	▲4.7%	240,282	▲21,948	▲9.1%
31	海外旅行	17,364	1,500	15,864	1057.6%	6,899	10,465	151.7%	65,963	▲48,599	▲73.7%
33	国内旅行	5,308	7,980	▲2,672	▲33.5%	2,951	2,357	79.9%	26,746	▲21,438	▲80.2%
36	レンタル	12,280	22,300	▲10,020	▲44.9%	3,415	8,865	259.6%	12,147	133	1.1%
37	インターチャット類	58,129	60,173	▲2,044	▲3.4%	60,829	▲2,700	▲4.4%	60,260	▲2,131	▲3.5%
SV部門合計		311,414	330,785	▲19,371	▲5.9%	303,313	8,101	2.7%	405,478	▲94,064	▲23.2%
79	電子書籍	2,653	4,500	▲1,847	▲41.0%	2,584	69	2.7%	2,938	▲285	▲9.7%
81	図書カード	2,346	1,295	1,051	81.2%	2,435	▲89	▲3.7%	2,977	▲631	▲21.2%
82	非課税書籍	1,157	1,617	▲460	▲28.4%	1,236	▲79	▲6.4%	1,435	▲278	▲19.4%
84	スタディガイド	11,022	8,791	2,231	25.4%	9,082	1,940	21.4%	19,107	▲8,085	▲42.3%
87	自主講座(内内)	29,584	34,372	▲4,788	▲13.9%	32,322	▲2,738	▲8.5%	27,433	2,151	7.8%
89	書籍総合	156,128	157,238	▲1,110	▲0.7%	158,495	▲2,367	▲1.5%	192,061	▲35,933	▲18.7%
書籍部門合計		202,889	207,813	▲4,924	▲2.4%	206,154	▲3,265	▲1.6%	245,951	▲43,062	▲17.5%
62	メニュー（10%）合計	197,125	210,280	▲13,155	▲6.3%	201,435	▲4,310	▲2.1%	221,927	▲24,802	▲11.2%
63	テイクアウト（8%）合計	49,128	35,525	13,603	38.3%	0	49,128	—	0	49,128	—
食堂部門合計		246,252	245,805	447	0.2%	201,435	44,817	22.2%	221,927	24,325	11.0%
現金過不足		▲120	0	▲120	—	4	▲124	▲3099.0%	▲20	▲100	499.8%

5-2. 損益計算書の主な項目の数値および、予算差と前年差と2019年差とその内訳

(1) 事業損失金は、1,017万円（赤字）です。

予算との差▲818万円（増減率▲411.1%）、前年との差▲2,421万円（増減率▲172.4%）、2019年との差▲1,886万円（増減率▲217.1%）です。

(2) 経常損失金は、1,244万円（赤字）です。

予算との差▲1,065万円（増減率▲594.9%）、前年との差▲3,091万円（増減率▲167.3%）、2019年との差▲2,115万円（増減率▲242.9%）です。

(3) 税引前当期剰余金は、3,499万円（黒字）です。

予算との差+3,458万円（増減率+8455.2%）、前年との差+1,194万円（増減率+51.8%）、2019年との差+2,495万円（増減率+248.7%）です。

(4) 供給高（供給値引き前）は、11億9,158万円です。

予算との差▲1,446万円（増減率▲1.1%）、前年との差+363万円（増減率+0.3%）、2019年との差▲2億7,029万円（増減率▲18.5%）です。

供給高の部門別内訳（概算値）は以下の通りです。

購買部門（物販等）	4億8,068万円	予算差+1,280万円	前年差▲1,256万円
サービス部門（自動車学校等）	3億0,331万円	予算差+49万円	前年差+1,452万円
書籍部門（講座等を含む）	2億0,614万円	予算差▲2,093万円	前年差▲1,899万円
食堂部門	2億0,143万円	予算差+1,146万円	前年差+3,724万円

※ レンタル衣装（卒業式はかま／サービス部門）供給計上時期の基準を本年度より変更（実施日（3月）に計上）したため、本年度の実績は0円です。

予算差▲1,115万円 前年差▲1,272万円の影響があります。

(5) 供給剰余金は、2億3,617万円です。

予算との差+344万円（増減率+1.4%）、前年との差+379万円（増減率+1.6%）、2019年との差▲6,342万円（増減率▲21.2%）です。

供給剰余高の部門別内訳は以下の通りです。

購買部門（物販等）	6,958万円	予算差▲304万円	前年差+142万円
サービス部門（自動車学校等）	1,801万円	予算差▲2,003万円	前年差▲1,542万円
書籍部門（講座等を含む）	4,101万円	予算差▲1,171万円	前年差▲311万円
食堂部門	1億0,766万円	予算差+419万円	前年差+711万円

※ レンタル衣装（卒業式はかま／サービス部門）供給計上時期の基準を本年度より変更（実施日（3月）に計上）したため、本年度の実績は0円です。

予算差▲250万円 前年差▲270万円の影響があります。

(6) その他事業収入計は、3,565 万円です。

予算との差▲10 万円（増減率▲0.3%）、前年との差▲75 万円（増減率▲2.1%）、2019 年との差+145 万円（増減率+4.2%）です。

(7) 事業総剰余金は、2 億 7,182 万円です。

予算との差+334 万円（増減率+1.2%）、前年との差+304 万円（増減率+1.1%）、2019 年との差▲6,196 万円（増減率▲18.6%）です。

(8) 事業経費合計（人件費+物件費）は、2 億 8,200 万円です。

予算との差+1,152 万円（増減率+4.2%）、前年との差+2,725 万円（増減率+10.6%）、2019 年との差▲4,189 万円（増減率▲12.9%）です。

(9) 事業経費のうち、人件費合計は、1 億 4,951 万円です。

予算との差▲291 万円（増減率▲1.9%）、前年との差+35 万円（増減率+0.2%）、2019 年との差▲4,359 万円（増減率▲22.6%）です。

(10) 人件費のうち、職員給与（正規職員の給与）は、3,852 万円です。

予算との差▲362 万円（増減率▲8.5%）、前年との差▲338 万円（増減率▲7.9%）、2019 年との差▲1,209 万円（増減率▲23.9%）です。

(11) 人件費のうち、定時職員給与（準職員・パート職員の給与）は、8,779 万円です。

予算との差+203 万円（増減率+2.3%）、前年との差+416 万円（増減率+4.9%）、2019 年との差▲2,534 万円（増減率▲22.4%）です。

(12) 事業経費のうち、物件費合計は、1 億 3,248 万円です。

予算との差+1,444 万円（増減率+12.2%）、前年との差+2,690 万円（増減率+25.4%）、2019 年との差+49 万円（増減率+0.4%）です。

(13) 期末累計で、予算より少なく執行している物件費の費目は、以下の通りです。

賃借料（予算差▲207 万円）、物流費（同差▲170 万円）、
ポイント引当金繰入額（同差▲88 万円）、事業連合委託費（同差▲86 万円）、
通信交通費（同差▲85 万円）、諸会費（同差▲72 万円）、会議費（同差▲37 万円）、
貸倒引当金繰入額（同差▲22 万円）、減価償却費（同差▲7 万円）、雑費（同差▲3 万円）

(14) 期末累計で、予算より多く執行している物件費の費目は、以下の通りです。

水道光熱費（予算差+1,026 万円）、広報費（同差+460 万円）、
施設維持管理費（同差+336 万円）、車両運搬費（同差+111 万円）、
消耗品費（同差+98 万円）、委託料（同差+79 万円）、研修採用費（同差+69 万円）、
租税公課（同差+19 万円）、教育文化費（同差+14 万円）、調査研究費（同差+7 万円）、
保険料（同差+1 万円）、渉外費（同差+0.5 万円）。

(15) 期末累計で、前年より少なく執行している物件費の費目は、以下の通りです。

物流費（予算差▲145 万円）、賃借料（同差▲129 万円）、通信交通費（同差▲93 万円）、貸倒引当金繰入額（同差▲81 万円）、ポイント引当金繰入額（同差▲74 万円）、車両運搬費（同差▲51 万円）、諸会費（同差▲12 万円）、雑費（同差▲3 万円）、会議費（同差▲0.8 万円）。

(16) 期末累計で、前年より多く執行している物件費の費目は、以下の通りです。

水道光熱費（同差+1,029 万円）、消耗品費（同差+691 万円）、広報費（同差+516 万円）、施設維持管理費（同差+384 万円）、委託料（同差+363 万円）、研修採用費（同差+129 万円）、教育文化費（同差+49 万円）、減価償却費（同差+40 万円）、事業連合委託費（同差+29 万円）、調査研究費（同差+28 万円）、租税公課（同差+15 万円）、保険料（同差+1 万円）、渉外費（同差+0.5 万円）。

以 上

2023年度事業報告書

2023年3月1日から2024年2月29日まで

岐阜県岐阜市柳戸1番1
岐阜大学消費生活協同組合
代表理事・理事長 石田 秀 治

I 組合の事業活動の概況に関する事項

1 事業年度の末日における重要な事業活動の内容

事業種目		主な事業品目等
供給及び 利用事業	物品供給	書籍、文具、教育機器、衣料品、電気製品、家具、 その他組合員の日常生活に必要な物資を供給する事業。
	サービス提供	国内・海外旅行等の旅行業務を取り扱う事業。 アパート・下宿の斡旋および管理する事業。 その他日常生活に必要なサービスを提供する事業。
	サービス提供	組合員に食事を提供する事業。
その他		組合員のための学生総合共済の業務受託事業。

2 事業の経過及びその成果並びに対処すべき重要な課題

【1】事業の経過及びその成果

(1)事業方針

<岐阜大学生協のミッション>

- ①大学内の協同組合であり「組合員が出資し利用し運営する」組織として、組合員の利用と参加を増やし、岐阜大学内・岐阜薬科大学内の諸組織と連携し、店舗や店舗外で様々な活動を行います。
- ②岐阜大学生協が、将来にわたり存在し続け、将来に施設改装等での投資ができるように、事業活動にて事業総剰余を確保するとともに、適正な経費にて運営し、事業剰余で黒字運営の安定化を図ります。

<ミッションを実現するための活動指針>

- ①岐阜大学および岐阜薬科大学における福利厚生を、岐阜大学および岐阜薬科大学から委託ならびに協力を得て、食事業・物品等供給事業などの事業やサービスでサポートします。
- ②岐阜大学生および岐阜薬科大学生の学びと成長を、パソコン等の教材商品提供や、公務員講座等の講座でサポートします。
- ③岐阜大学および岐阜薬科大学における研究活動を、情報機器類や書籍等の供給等を通じてサポートします。

<2023年度事業計画の概要>

- ① 前年度までに引き続き、安心して生協食堂や店舗を利用できるように、新型コロナウイルス感染症への対策を継続して行います。政府発表の「新型コロナウイルス感染症の5類感染症指定」施行時期にあわせて、コロナ禍前の食堂席数への復帰や、学生を中心にした学内の滞在時間に合わせた営業時間の検討を行います。
具体的には、以下の「コロナ禍における5つの基本方針（2020年度第三回理事会決定）」に基づく対応を継続して進めます。
 - 1) 大学と協力し組合員の安全と安心を前提としたキャンパスライフの維持を目指すこと
 - 2) 全生協役職員の協力・協働により事業継続（経営維持）を進めること
 - 3) 生協職員の暮らしを守ること
 - 4) 大学生協事業連合加盟の会員生協間の連帯・協同による対応を進めること
 - 5) コロナ禍後の新たな事業環境への対応を進めること
- ② 組合員へ知らせる活動と、組合員の声を聴く活動とを、引き続き行います。
- ③ 学内の組合員になっていただくための取り組みを強化します。
- ④ 「生協の諸活動への組合員参加」や「組合員による運営」を大切にした事業経営を行います。
- ⑤ 学内の諸団体や、大学生協間および地域生協との協力・協同を進めます。
- ⑥ 受験生・合格者・新入学生向けの諸活動を、前年に引き続き「A11岐大生協」で行います。
- ⑦ 新型コロナ禍から「ウィズコロナ・アフターコロナ」への変化に合わせ、効率的な食堂運営・店舗運営を行うとともに、組合員利用の維持および拡大を図ります。
- ⑧ 職員の労働環境の改善を継続して行います。

(2)経済および事業環境

- ・ 新型コロナ禍の発生から4年目となり、5月に「5類感染症」指定に変更されたことを踏まえ「ウィズコロナ・アフターコロナ」への対応を図りました。
具体的には、店舗カウンターやレジでのビニール仕切りの撤去や、食堂ホールのテーブルに設置していた透明ついたてを従前の約3割を残して撤去しました。
- ・ 生協合計・年度累計で684,806人にご利用いただきました。食堂利用者数が増加し、岐阜大学内の食堂合計で前年度比2.4%増、岐阜薬科大三田洞食堂で前年度比6.8%増となりましたが、2019年度対比では、それぞれ19.4%減、1.1%減です。
- ・ 当組合の諸システムは、当組合が加盟する「生活協同組合大学生協事業連合」に委託しており、2022年度から順次基幹システムの更新を行っています。2023年1月から、従来の「生協組合員カード」によるICカードタッチ決済に変わり「大学生協アプリ」でのバーコード読み取りでの決済に変更しました。
- ・ 岐阜県の最低賃金が、2023年10月から時間給950円となりました。2020年との差は98円、2021年との差は70円、2022年との差は40年、それぞれ上昇しています。

(3)事業の状況

・ 純供給高	11億6,469万円、前年差 ▲2,689万円、予算差▲1億0,130万円
・ 事業総剰余金	2億9,175万円、前年差 +1,993万円、予算差▲ 216万円
・ 事業経費	2億9,047万円、前年差 + 847万円、予算差▲ 271万円
・ 事業剰余金	128万円、前年差 +1,145万円、予算差▲ 487万円
・ 経常剰余金	810万円、前年差 +2,055万円、予算差▲ 5万円
・ 税引前当期剰余金	786万円、前年差 ▲2,712万円、予算差▲ 29万円

期末の出資金額は、組合員8,853名分です。2023年5月通常総代会にて決定しました「2023年度から2025年度まで3年間の中期事業計画」に沿って、事業総剰余金の構成比が大きい、食堂・情報機器・共済・自主講座の利用者数維持と増加を図るための施策を継続し、食堂を中心に「日々の営業で赤字にしない」稼働コントロールを行いました。

供給高は、食堂の食材仕入れコスト増・働き手のコスト増などのために、1食あたり平均約26円の値上げを2023年3月から実施したことと4月以後の食堂利用者数増により食堂供給高が増加しましたが、新入生向け提案品や大学校費の供給高が減少したため、前年差で減少しました。

供給剰余金は、3月から食堂価格を値上げしたことにより供給剰余が前年差増加しました。事業総剰余金は、当年度から「岐阜大学学生企業展」を当生協の損益単位に加えたことにより、出展料収入を計上したため前年差で増加しました。

人件費は、定時職員給与が増加しました。

物件費は、科目により増減がありますが、前年差で減少しました。

これらにより、事業剰余は前年差で増加しました。

経常剰余金は、事業外収入として出資金整理益を計上したことなどにより前年差で増加しました。

毎年行っております、岐阜大学基金への100万円寄附を本年度も行い、特別損失として計上しました。そのうち74万円分は、本年より当生協の損益単位に加えた「岐阜大学学生企業展」の剰余相当分を充てています。

当期剰余金は、前年1年のみあった共済連解散残余財産分配が本年はないため前年差で減少しました。

(4)業績

1)組合員数および出資金

- ・ 期末時点の組合員数は8,853人です（学部学生・大学院生・教員・大学職員を含む合計）。
- ・ 期末時点の組合員出資金は1億8,167万円です。

2)供給事業

- ・ 下記「(2) 供給事業の状況表」に当年および前年度の数値を記載しています。

3)その他の事業

- ・ 「C・O・P学生総合共済」を、日本コープ共済生活協同組合連合会を元受とする受託共済事業として行っています。
2023年度期末の学生総合共済加入者数は、4,777人（前年差+319人）です。
2023年度新入学生の学生総合共済加入者数は999人、
2023年度新入学生（生協計1,418人＝岐阜大1,280人＋薬科大138人）に占める学生総合共済加入者（999人＝岐阜大902人＋薬科大97人）の割合は約70.4%です。

4) 事業経費

- ・人件費は、前年差では、職員給与・法定福利費・厚生費・役員退職給与引当金繰入額・退職給付費用が減少し、定時職員給与・役員報酬・退職給付費用が増加しました。
- ・物件費は、前年差では、消耗品費・水道光熱費・車両運搬費・施設維持管理費・広報費・租税公課・研修採用費・会議費・調査研究費が減少し、委託料・賃借料・物流費・事業連合委託費・教育文化費・貸倒引当金繰入額・諸会費・減価償却費・保険料・通信交通費・渉外費・ポイント引当金・雑費が増加しました。

5) 事業外損益

- ・収益は雑収入および出資金整理益などを計上しています。
- ・損失は出資金整理益計上後に返還した出資金などを雑損失として計上しています。

6) 特別損益

- ・収益は過年度分の卒業アルバム前受金の整理益などを計上しています。
- ・損失は大学指定寄付金(100万円)と、未償却残高がある厨房設備の除却損などを計上しています。

7) 当期剰余金

- ・税引前当期剰余金786.9万円から、法人税等30.3万円を納付し、当期剰余は756万6,477円となりました。

【2】 対処すべき重要な課題

事業の展望と課題

- ・食堂および店舗の利用者数を新型コロナ禍前(2019年)の水準を目標に回復する。
- ・新入学生への合格後入学前の諸提案を「新生活学生アドバイザー」(2025新入学者対象で3シーズン目)による対応力を強化し、過去7年間で達成したことがある最大人数以上の利用を図る。
- ・広報活動を強化する。より効果が高い手法を用いてタイミングよく計画的に行う。
- ・学生組合員の声、教職員組合員の声を、事業や運営へ反映する。
- ・学生組合員組織活動(学生委員会活動・総代活動)をより活発化する。学生委員(GI)数を増加する。
- ・コロナ禍後での新しい大学での学び方に合わせた利用提案を学生の学びの実態をもとに行う。
- ・公務員試験対策講座の受講者数を増加する。
- ・職員の労働条件の改善にとりくむ。働くスタッフの確保に努める。
- ・経常剰余高の供給高比1%を達成し、それを毎年維持する。
- ・岐阜薬科大学三田洞キャンパスが2028年4月に本部キャンパス隣接地へ移転される計画に伴い、移転先に設置を検討されている学生食堂の営業権を獲得する。

(1) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位:円)

項目	2020年度	2021年度	2022年度	本年度(2023年度)
組合員数	8,691	8,670	8,749	8,853
出資金額	175,401,600	176,629,600	179,133,200	181,677,400
供給高	1,010,302,294	1,187,948,260	1,191,587,746	1,164,691,199
利用事業収入				
その他事業収入	29,905,633	36,411,143	35,655,871	52,942,745
経常剰余金	△ 11,129,582	△ 18,470,397	△ 12,445,939	8,103,882
総資産	766,076,085	699,707,559	722,350,873	694,410,240
純資産	330,001,574	353,733,458	390,927,357	401,038,034

(2)供給事業の状況表

1)部門別・業態別供給高の状況

(単位:円)

供給分類項目	2020年度	2021年度	2022年度	本年度(2023年度)
[部門別供給高]				
文具	45,677,626	45,995,268	39,721,544	35,202,085
情報機器	296,150,521	311,337,047	299,539,230	259,448,408
PCソフト	25,996,300	23,142,071	23,823,999	18,704,194
衣料・スポーツ	6,917,026	9,107,179	9,836,915	10,064,945
AV・家電・家具	6,955,824	7,911,609	7,343,470	4,328,044
日用雑貨	10,325,620	8,370,469	4,804,242	4,065,276
食品・菓子	8,011,163	9,936,969	10,368,633	11,004,269
パン・米飯	20,717,633	39,703,531	46,542,201	26,071,478
飲料・デザート	10,739,901	18,840,124	21,083,788	20,441,683
自販機	386,229	506,608	355,289	0
コピー	170,003	288,320	243,185	150,592
写真・印刷	13,856,972	12,796,016	11,617,034	9,132,019
官製品	3,333,105	2,950,475	1,987,132	1,535,926
物販その他(内外)	2,006,954	1,294,267	1,296,915	1,921,334
物販その他(非非)	158,475	18,000	971,080	1,143,750
プリペイドギフトカード	558,259	962,184	1,044,910	1,028,909
酒・医薬品	73,859	87,837	101,463	69,983
物販その他(内外)軽減		2,149	2269	0
購買分類計	452,035,470	493,250,123	480,683,299	404,312,895
自動車教習所	188,177,997	217,724,924	229,218,085	218,333,858
海外旅行	△ 7,190,757	0	6,898,495	17,284,427
国内旅行	2,003,217	2,726,545	2,950,931	5,308,358
SVその他(内外)	8,066,687	16,139,187	3,414,704	12,279,722
SVその他(内内)	29,847,036	52,198,156	60,828,555	58,128,870
SVその他(非非)				21,211
サービス分類計	220,904,180	288,788,812	303,310,770	311,356,446
電子書籍	1,795,015	3,069,397	2,584,151	2,652,799
人文・教育・心理	1,879,503	2,155,347	2,892,531	5,489,796
法律	1,100	222,900	660,470	1,013,860
経済・経営	108,940	162,290	582,030	993,755
理学	2,212,430	2,296,014	11,017,433	29,080,218
工学	773,138	672,759	5,619,721	10,627,669
医薬	27,835,166	21,893,636	20,216,360	23,504,355
文芸・一般	491,188	365,427	348,142	805,557
文庫・新書	631,064	762,387	712,583	572,559
雑誌	3,197,335	3,648,777	2,895,669	1,712,055
辞書・語参	2,199,865	2,334,345	4,850,947	11,420,169
洋書	489,581	240,954	476,570	40,876
音楽ソフト	185,151	127,635	30,631	0
教科書	85,150,096	86,070,203	62,258,414	10,387,383
研究者売掛	39,052,501	39,964,404	40,726,037	48,947,978
売掛	11,552,430	9,902,692	4,887,565	0
書籍雑誌その他	3,453,071	5,278,109	319,777	11,531,301
図書カード	2,386,000	2,687,500	2,435,000	2,346,000
非課税書籍	758,217	1,291,859	1,236,146	1,157,034
SG(内内)	13,186,023	12,142,517	9,081,729	11,022,080
自主講座・就活(内内)	28,335,730	29,858,908	32,322,660	29,583,800
書籍分類計	225,673,544	225,148,060	206,154,566	202,889,244
メニュー	111,706,161	180,779,168	201,435,292	246,252,572
食堂分類計	111,706,161	180,779,168	201,435,292	246,252,572
現金過不足	△ 17,061	△ 17,903	3,819	△ 119,958
供給高合計	1,010,302,294	1,187,948,260	1,191,587,746	1,164,691,199
[業態別供給高]				
店舗	1,010,302,294	1,187,948,260	1,191,587,746	1,164,691,199
合計	1,010,302,294	1,187,948,260	1,191,587,746	1,164,691,199
供給値引き	11,483,613	11,626,555	9,168,590	11,619,673
純供給高	998,818,681	1,176,321,705	1,182,419,156	1,153,071,526

2) 供給高の事業所別内訳

(単位:円)

店舗の名称	2020年度	2021年度	2022年度	本年度(2023年度)
中央店	705,888,024	795,306,887	786,749,343	755,977,926
医学部店	185,943,125	193,876,824	185,918,806	167,996,686
PECO(ペコ)	6,779,392	18,014,519	20,862,434	24,156,423
企画室	0	0	0	0
第一食堂	58,565,555	91,689,339	95,638,338	103,711,990
第二食堂	21,564,673	36,376,300	41,174,667	48,391,265
医学部食堂	19,373,040	27,965,064	32,330,366	34,614,466
Repos(ルポ)	6,402,775	13,481,694	17,720,799	16,977,580
三田洞食堂	5,785,710	11,237,633	11,192,993	12,864,863
合計	1,010,302,294	1,187,948,260	1,191,587,746	1,164,691,199

(3) 受託共済事業状況表

1) 加入者数の状況

(単位:件)

共済事業の種類	元受団体名	加入者数(契約件数)		
		本年度	前年度	前年比
学生総合共済(生命共済)	コープ共済連	4678	4,458	4.9%
学生総合共済(火災共済)		99	212	-53.3%
合計		4,777	4,670	2.3%

2) 元受団体共済掛金及び共済金支払の状況

(単位:千円、件)

共済事業の種類	元受団体名	元受団体共済掛金			共済金支払件数			共済金支払金額		
		本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比
学生総合共済(生命共済)	コープ共済連	65,158	59,146	10%	378	500	-24%	37,264	52,024	-28%
学生総合共済(火災共済)		196	421	-53%	0	1	-100%	0	620	-100%
合計		65,354	59,567	10%	378	501	-25%	37,264	52,644	-29%

※コープ共済連は日本コープ共済生活協同組合連合会の略称です。

3 当該事業年度における重要な事項

1) 増資および資金の借入その他の資金調達状況

該当事項はありません。

2) 組合が所有する施設の建設または改修その他の設備投資状況

該当事項はありません。

4 他の法人との業務上の提携

業務提携先	所在地	提携内容
生活協同組合連合会 大学生協事業連合	東京都杉並区和田3-30-22	業務委託

**5 他の会社を子法人等および関連法人等とすることとなる場合における
当該他の会社の株式または持分の取得**

該当事項はありません。

6 事業の全部の譲渡又は一部の譲渡又は譲受、合併その他の組織の再編成

該当事項はありません。

7 教育事業等の状況

(単位:円)

項目	金 額
当期に繰り越された教育事業等繰越金	1,800,000

教育事業等の使途

(単位:円)

項目		金 額
教育文化費	新入生歓迎企画、健康安全の組合員対象企画(けんフェス)	1,442,363
	生協組織委員(学生委員・院生委員)活動費	
広報費	生協加入案内作成費用、店舗商品利用案内作成費用、	12,301,349
	店舗企画実施等	
調査研究費	学生生活実態調査実施費用	379,395
採用研修費	職員・組織委員の研修費用、新規職員採用費用	1,674,558
合 計		15,797,665

Ⅱ 組合の運営組織の状況に関する事項

1 前事業年度における総会の開催状況

総会開催日		2023年5月24日
総代会日現在総代数		110 名
出席代議員数	本 人	19 名
	代理人(委任)	0 名
	書 面	77 名
	計	96 名
(重要な議事、議決事項及び議決状況)		議決状況
第1号議案	2022年度事業報告書および決算関係書類等承認の件	過半数の賛成により可決
第2号議案	2023年度から2025年度までの中期計画決定の件	過半数の賛成により可決
第3号議案	2023年度事業計画および予算決定の件	2/3の賛成により可決
第4号議案	監事監査規則改定承認の件	過半数の賛成により可決
第5号議案	役員報酬決定の件	過半数の賛成により可決
	役員選挙の件	全員当選

(注)総代選挙は、総代選挙規約にもとづいておこなわれ、総代定数110人に対して 110人が立候補し、定数を超えないため投票を省略し無投票当選とし、2023年5月2日当選人が公告されました。

2 組合員に関する事項

組合員出資金等増減表(1口200円)

(単位:円)

区分	人員	口数	組合員出資金総額	一人当 組合員出資金額
期首現在	8,749	895,666	179,133,200	20,475
当期増加分	1,618	179,695	35,939,000	22,212
当期減少分	1,515	166,974	33,394,800	22,043
期末現在	8,852	908,387	181,677,400	20,524

3 役員に関する事項

1 役員一覧表

役名	氏名	担当	就任年月日	略歴等
代表理事・理事長	石田 秀治	業務執行統括	2023年5月24日	応用生物科学部 教員
代表理事・専務理事	坂田 充宏		2023年5月24日	生協職員
常務理事(常勤)	前口 直樹		2023年5月24日	生協職員
理事(非常勤)	合掌 顕		2023年5月24日	地域科学部 教員
理事(非常勤)	新田 高洋		2023年5月24日	工学部 教員
理事(非常勤)	宮崎 龍彦		2023年5月24日	医学部 教員
理事(非常勤)	須本 良夫		2023年5月24日	教育学部 教員
理事(非常勤)	高須 咲良		2023年5月24日	教育学研究科 大学院生
理事(非常勤)	和田 壮太		2023年5月24日	自然科学技術研究科 大学院生
理事(非常勤)	平野 由香里		2023年5月24日	工学部 学生
理事(非常勤)	金原 慎逸		2023年5月24日	工学部 学生
理事(非常勤)	金武 佳吾		2023年5月24日	教育学部 学生
理事(非常勤)	金城 早良		2023年5月24日	社会システム経営学環 学生
理事(非常勤)	西谷 颯太		2023年5月24日	地域科学部 学生
理事(非常勤)	繁 ハナ子		2023年5月24日	教育学部 学生
理事(非常勤)	藤井 大輝		2023年5月24日	教育学部 学生
理事(非常勤)	高橋 愛果		2023年5月24日	教育学部 学生
理事(非常勤)	竹原 大翔		2023年5月24日	工学部 学生
理事(非常勤)	颯田 幹都		2023年5月24日	工学部 学生
理事(非常勤)	柴山 晴香		2023年5月24日	地域科学部 学生
特定監事(非常勤)	菊地 聡		2023年5月24日	工学部 教員
監事(非常勤)	青木 真穂		2023年5月24日	自然科学技術研究科 大学院生
監事(非常勤)	高須 啓太		2023年5月24日	地域科学部 学生
監事(非常勤)	小田 崇之		2023年5月24日	工学部 学生
監事(非常勤)	坂本 聡		2023年5月24日	名古屋大学消費生活協同組合 専務理事
監事(非常勤)	佐藤 圭三		2023年5月24日	全岐阜県生活協同組合連合会 専務理事

2 辞任した役員

金城 早良 理事 2023年11月23日付にて辞任しました。
竹原 大翔 理事 2024年1月25日付にて辞任しました。
坂本 聡 監事 2023年11月23日付にて辞任しました。

3 役員賠償責任保険契約

当生協が2022年12月の理事会決議にて加入した役員賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおり。
①保険名称: 日本生活協同組合連合会の生協役員賠償責任保険(会社役員賠償責任保険)
②保険契約者: 日本生活協同組合連合会
③保険期間: 2023年4月1日から2024年4月1日まで
④被保険者の範囲
当生協のすべての理事および監事
⑤保険契約の内容の概要
被保険者が役員として業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。
ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている。
保険料は全額当生協が負担する。

4 職員数およびその増減その他の職員の状況

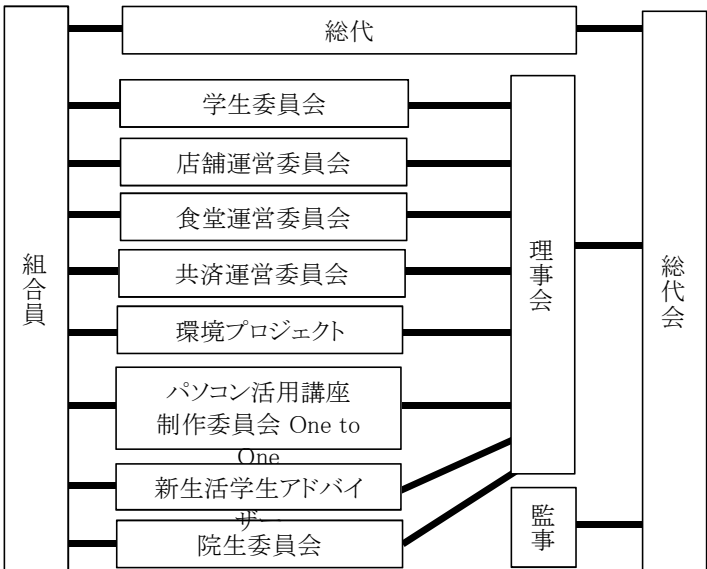
職員状況表

区分		前期末数	当期末数	平均年齢 平均勤続
正規職員		10名	6名	41.5 歳 19.5 年
定時職員	総数	123名	142名	
	正規換算数	37.3名	43.5名	

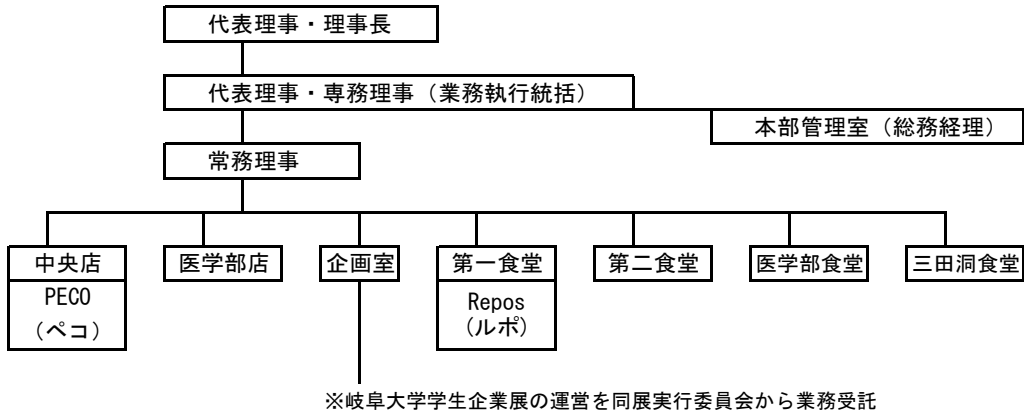
(注1) 定時職員の総人数は、年間2,000時間をもって1名として換算しています。
(注2) 出向受入者は4名です。

5 業務の運営の組織に関する事項

1) 運営組織図



2 経営組織図



6 施設の設置状況に関する事項

施設一覧表

施設名	所在地	土地	建物		摘要
			延床面積（㎡）	店舗面積（㎡）	
本部管理室	岐阜県岐阜市柳戸1番1	借地	0	53	使用貸借
購買中央店	岐阜県岐阜市柳戸1番1	借地	0	589	使用貸借
医学部複合店	岐阜県岐阜市柳戸1番1	借地	0	135	使用貸借
第一食堂	岐阜県岐阜市柳戸1番1	借地	0	493	使用貸借
第二食堂	岐阜県岐阜市柳戸1番1	借地	0	751	使用貸借
医学部食堂	岐阜県岐阜市柳戸1番1	借地	0	377	使用貸借
PECO	岐阜県岐阜市柳戸1番1	借地	0	123	使用貸借
第三食堂 Repos	岐阜県岐阜市柳戸1番1	借地	0	377	使用貸借
三田洞食堂	岐阜県岐阜市三田洞東5-6-1	借地	0	333	使用貸借
コンテナ型倉庫	岐阜県岐阜市島栄町1-4	借地	13	0	賃貸借
合計			13	3,231	

岐阜市柳戸1番1は国立大学法人東海国立大学機構からの無償による使用貸借である。

岐阜市三田洞東5-6-1は岐阜市（岐阜薬科大学）からの使用許可に基づく無償による使用貸借である。

岐阜市島栄町1-4は「コンテナ倉庫」でありエアリンク株式会社からの賃貸借である。

7 子法人等および関連法人等の状況に関する事項

該当事項はありません。

8 事業連合の状況に関する事項

1) 事業連合の概要

区分	関連法人等
会社名	生活協同組合連合会大学生協事業連合
所在地	東京都杉並区和田3-30-22
代表者氏名	理事長 井内 善臣
設立年月日	1969年10月1日創立 同年12月19日都知事認可
事業内容	(1) 会員の事業に必要な物資を購入し、これに加工もしくは加工しないで、又は生産して会員に供する事業に供給する事業 (2) 会員の組合員の生活に有用な協同施設を設置し、会員及び会員の組合員に利用させる事業 (3) 会員の組合員の生活の改善及び文化の向上を図るために必要な行事等の企画及び実施またはこれらに関連する情報を提供する事業 (4) 会員、会員の組合員及び役職員並びにこの会の役職員の組合事業に関する知識の向上を図るために必要な教育を行い、及び情報を提供する事業 (5) 会員の組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業 (6) 会員の組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業 (7) 会員の組合員のための古物営業法に基づく古物営業に関する事業 (8) 会員の利用に供する計算、運搬に関する事業 (9) 会員の事業の支援、連絡並びに調整に関する事業 (10) 前各号の事業に附帯する事業
設立の理由	協同互助の精神に基づき、全国大学生生活協同組合連合会と提携し大学生生活協同組合の協同事業の中心として事業活動ならびに各種活動を行って会員事業の発展をはかり会員組合員の生活の経済的文化的向上をはかることを目的として設立されました。
出資金及び総口数	出資金 4,948,510,000円 総口数 494,851口
当組合の出資額及び口数	出資金 25,910,000円 総口数 2,591口
決算月日	2024年2月29日
主な出資生協	全国大学生生活協同組合連合会 800,000,000円 早稲田大学生生活協同組合 209,810,000円 東京大学消費生活協同組合 187,180,000円 立命館生活協同組合 185,720,000円 慶應義塾生活協同組合 156,560,000円 その他186大学生生活協同組合 3,409,240,000円
当生協の関係役員	該当事項はありません。

2) 事業連合の決算概要

(単位:円)

資産・負債・純資産の状況		
法人名		生活協同組合連合会大学生協事業連合
科目 / 決算期		2024年2月29日(57期)
資産の部	流動資産	31,420,914,271
	固定資産	7,252,717,742
	資産合計	38,673,632,013
負債合計	流動負債	34,374,245,017
	固定負債	2,084,336,925
	負債合計	36,458,581,942
純資産の部	出資金	4,948,510,000
	損失金	2,733,459,929
	評価・換算差額等	—
	純資産合計	2,215,050,071
負債及び純資産合計		38,673,632,013

(注) 上記貸借対照表は、当事業報告書作成時点では大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定していませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類に基づいて記載しています。

3) 事業連合の損益状況(決算期:2024年2月29日)
(単位:円)

損益の状況	
科目 / 決算期間	2023年3月1日～2024年2月29日
供給高	89,535,100,646
供給剰余金	1,862,352,314
事業損失金	291,601,471
経常損失金	156,401,671
当期損失金	194,391,216
当期未処理損失	2,733,459,929

(注) 上記損益計算書は、当事業報告書作成時点では大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定しておりませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類に基づいて記載しています。

4) 事業連合との取引等の状況

(単位:円)

区分	経常収益	経常費用		その他取引
	供給高	仕入高	その他	費用
生活協同組合連合会 大学生協事業連合		879,555,676	25,629,000	62,411,642

9 その他組合の組織運営の状況に関する重要な事項

2011年10月の理事会にて「内部統制整備に間知る基本方針」を議決しました。
そこで掲げた項目は次の通りです。

- 1 理事・委員及び職員の職務の執行が、法令・定款などに適合することを確保します
- 2 理事・委員及び職員の職務執行に関わる情報の保存及び管理を適正に行います
- 3 損失の危険の管理を行います
- 4 財務報告を適正に作成します
- 5 理事・委員及び職員の職務の執行が効率的に行われるようにします
- 6 監事監査がいっそう有効に行われるための環境を整備します

これを受けて2023年度も専務理事が行動計画を定め課題や実施状況を理事会に報告し、これを理事が監督しています。
全体的に基本方針の各項目は着実に実施されています。

Ⅲ その他組合の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2023年度事業報告書の附属明細書

2023年3月1日から2024年2月29日まで

岐阜県岐阜市柳戸1番1
岐阜大学消費生活協同組合
代表理事・理事長 石田 秀治

1 役員報酬等の状況

1) 役員報酬明細

(単位:円)

区分	定款上の定員	支給人員	報酬等支払額	摘要
理事	18名～22名	2名	12,337,217	報酬の限度額:1,900万円
監事	3名～6名	0名	0	
合計	21名～28名	2名	12,337,217	

(注) 第119回総代会で定められた報酬限度額は次の通りです。 理事 年額1,900万円

2) 役員退職金明細

該当事項はありません。

2. 役員の兼職の明細

区分	常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏名	兼務先名	兼務先での役職名
理事	非常勤	有	石田 秀治	岐阜大学	応用生物科学部教授
理事	常勤	有	坂田 充宏	岐阜市立女子短期大学生活協同組合 全岐阜県生活協同組合連合会 一般財団法人 全国大学生協連奨学財団	理事 (非常勤) 理事 (非常勤) 監事 (非常勤)
理事	常勤	無	前口 直樹	岐阜市立女子短期大学生活協同組合	代表理事 (非常勤)
理事	非常勤	無	合掌 颯	岐阜大学	地域科学部教授
理事	非常勤	無	新田 高洋	岐阜大学	工学部教授
理事	非常勤	無	須本 良夫	岐阜大学	教育学部教授
理事	非常勤	無	宮崎 龍彦	岐阜大学	医学部教授
監事	非常勤	無	菊地 聡	岐阜大学	工学部准教授
監事	非常勤	無	佐藤 圭三	全岐阜県生活協同組合連合会	専務理事
監事	非常勤	無	坂本 聡 期中 2023年11月 23日付辞任	名古屋大学消費生活協同組合 自然科学研究機構岡崎生活協同組合 生活協同組合大学生協事業連合 全国大学生生活協同組合連合会 愛知県生活協同組合連合会 (株)コープリビングサービス東海 (一社)学生支援の協働・夢プロジェクト 愛知県ユニセフ協会	理事 代表理事 理事 執行役員 理事 代表取締役社長 副理事長 理事

3 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細

該当事項はありません。

4 事業連合に関する事項

事業連合に対する債権・債務明細表

①債権明細表

(単位:円)

(単位:円)

区分	短期債権			長期債権		
	期首残高	期末残高	当期増減額	期首残高	期末残高	当期増減額
生活協同組合連合会大学生協事業連合(大学生協事業連合)	161,977	178,124,865	177,962,888			0

②債務明細表

(単位:円)

(単位:円)

区分	短期債務			長期債務		
	期首残高	期末残高	当期増減額	期首残高	期末残高	当期増減額
生活協同組合連合会大学生協事業連合(大学生協事業連合)	90,511,467	68,191,026	△ 22,320,441			0

5 その他事業報告書の内容を補足する重要な事項

該当事項はありません。

2023年度決算関係書類

岐阜県岐阜市柳戸 1 番 1
岐阜大学消費生活協同組合
代表理事・理事長 石田 秀治

貸 借 対 照 表

2024年 2月 29日 現在

岐阜大学消費生活協同組合

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	614,964,456	流動負債	267,545,392
現金預金	241,289,021	買掛金	74,205,581
供給未収金	67,253,920	未払法人税等	303,000
商品及び原材料	142,426,356	未払消費税等	8,274,700
前渡金	150,000,000	未払費用	12,133,824
未収金	15,660,959	前受金	129,421,213
貸倒引当金（短期）	△ 1,665,800	預り金	36,863,440
固定資産	79,445,784	賞与引当金	1,601,442
有形固定資産	25,902,340	ポイント引当金	73,192
建物及び附属設備	29,371,100	仮受金	4,669,000
同減価償却累計額	△ 19,315,370	固定負債	25,826,814
	10,055,730	退職給付引当金	20,390,154
機械装置	44,203,299	役員退職給与引当金	5,436,660
同減価償却累計額	△ 32,453,313	負債合計	293,372,206
	11,749,986	(純資産の部)	
車両運搬具	1,631,838	組合員資本	401,038,034
同減価償却累計額	△ 1,631,835	出資金	181,677,400
	3	剰余金	219,360,634
器具備品	53,489,898	法定準備金	89,566,600
同減価償却累計額	△ 49,393,277	任意積立金	120,000,000
	4,096,621	P O S システム更新	29,000,000
無形固定資産	994,754	食堂改装準備金	66,000,000
電話加入権	994,754	店舗改装準備金	25,000,000
その他固定資産	52,548,690	当期末処分剰余金	9,794,034
関係団体出資金	34,940,000	(うち当期剰余金)	(7,566,477)
長期前払費用	32,690		
差入保証金	17,576,000		
		純資産合計	401,038,034
資産合計	694,410,240	負債・純資産合計	694,410,240

損益計算書

自 2023年 3月 1日 至 2024年 2月 29日

岐阜大学消費生活協同組合

(単位：円)

科 目	金	額
供給事業		
供給高	1,164,691,199	
供給値引	11,619,673	1,153,071,526
供給原価		
期首商品棚卸高	119,144,114	
仕入高	937,540,429	
期末商品棚卸高	142,426,356	914,258,187
供給剰余金		238,813,339
その他事業収入		
共済受託手数料収入	9,930,259	
供給事業手数料収入	136,804	
その他手数料収入	42,875,682	52,942,745
事業総剰余金		291,756,084
事業経費		
人件費	158,903,231	
物件費	131,572,750	290,475,981
事業剰余金		1,280,103
事業外収益		
受取利息	159,405	
受取配当金	400	
雑収入	3,127,373	
出資金整理益	6,432,000	9,719,178
事業外費用		
雑損失	2,895,399	2,895,399
経常剰余金		8,103,882
特別利益		
その他特別利益	1,073,400	1,073,400
特別損失		
固定資産除却損	307,805	
その他特別損失	1,000,000	1,307,805
税引前当期剰余金		7,869,477
法人税等		303,000
当期剰余金		7,566,477
当期首繰越剰余金		2,227,557
当期末処分剰余金		9,794,034

2023年度決算関係書類の附属明細書

2023年3月1日から2024年2月29日まで

岐阜県岐阜市柳戸1番1
岐阜大学消費生活協同組合
代表理事・理事長 石田 秀治

1 会員資本の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
出資金	179,133,200	35,939,000	33,394,800	181,677,400	
法定準備金	76,790,000	12,776,600	0	89,566,600	
任意積立金	食堂改装積立金	54,000,000	12,000,000	0	66,000,000
	店舗改装積立金	20,000,000	5,000,000	0	25,000,000
	システム改修積立金	25,000,000	4,000,000	0	29,000,000
当期末処分剰余金	36,004,157	7,566,477	33,776,600	9,794,034	
合 計	390,927,357	77,282,077	67,171,400	401,038,034	

2 借入金の明細

該当事項はありません。

3 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:円)

資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減損損失 累計額	減価償却 累計額	期末 取得原価
建物	543,137	0	0	17,498	525,639	0	269,761	795,400
建物及び付属設備	10,663,941	0	0	1,133,850	9,530,091	0	19,045,609	28,575,700
機械装置	6,627,390	8,855,000	307,796	3,424,608	11,749,986	0	32,453,313	44,203,299
車両運搬具	3	0	0	0	3	0	1,631,835	1,631,838
器具備品	7,059,113	0	9	2,962,483	4,096,621	0	49,393,277	53,489,898
有形固定資産合計	24,893,584	8,855,000	307,805	7,538,439	25,902,340	0	102,793,795	128,696,135
電話加入権	994,754	0	0	0	994,754			
無形固定資産合計	994,754	0	0	0	994,754			
合 計	25,888,338	8,855,000	307,805	7,538,439	26,897,094			

4 関係団体出資金の明細

(単位:円)

相 手 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
生活協同組合連合会大学生協事業連合	25,910,000	0	0	25,910,000	
全国大学生生活協同組合連合会	7,760,000	0	0	7,760,000	
全岐阜県生活協同組合連合会	150,000	0	0	150,000	
日本コープ共済生活協同組合連合会	100,000	0	0	100,000	
岐阜信用金庫	20,000	0	0	20,000	
一般社団法人 学生支援の協働・夢プロジェクト	1,000,000	0	0	1,000,000	拠出金
合 計	34,940,000	0	0	34,940,000	

5 引当金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
貸倒引当金(流)	1,370,900	1,665,800	1,370,900	1,665,800	
賞与引当金	1,966,575	1,601,442	1,966,575	1,601,442	
ポイント引当金	16,530	73,192	16,530	73,192	
退職給付引当金	19,670,421	4,539,733	3,820,000	20,390,154	
役員退職給与引当金	5,266,160	1,196,500	1,026,000	5,436,660	
合 計	28,290,586	9,076,667	8,200,005	29,167,248	

6 事業経費の明細

岐阜大学消費生活協同組合

(単位:円)

科	目	金 額
1.人件費	役員報酬	12,337,217
	職員給与	32,075,865
	定時職員給与	98,322,940
	退職給付費用	2,614,558
	法定福利費	9,740,761
	厚生費	2,039,948
	役員退職給与引当金繰入額	170,500
	賞与引当金繰入額	1,601,442
人件費合計		158,903,231
2.物件費	教育文化費	1,442,363
	広報費	12,301,349
	消耗品費	11,451,517
	車両運搬費	494,082
	貸倒引当金繰入額	294,900
	ポイント引当金繰入額	56,662
	施設維持管理費	5,764,382
	減価償却費	7,538,439
	賃借料	5,336,228
	水道光熱費	17,930,946
	保険料	679,800
	委託料	29,617,554
	研修採用費	1,674,558
	調査研究費	379,395
	会議費	447,079
	諸会費	4,507,835
	渉外費	80,126
	租税公課	478,655
	通信交通費	2,669,230
	雑費	67,858
	事業連合委託費	25,629,000
物件費合計		131,572,750
事業経費合計		290,475,981

7 事業の種類ごとの損益の明細および事業別事業経費明細

事業は供給・利用事業のみのため事業の種類ごとの損益の明細および事業別事業経費明細は、損益計算書および事業経費明細と同じです。

8 キャッシュ・フロー計算書

岐阜大学消費生活協同組合

自 2023年 3月 1日 至 2024年 2月 29日

間接法

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期剰余金 (+)	7,869,477
減価償却費 (+)	7,538,439
貸倒引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	294,900
賞与引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 365,133
退職給付引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	719,733
役員退職給付引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	170,500
受取利息及び受取配当金 (-)	△ 159,805
固定資産除却損 (+)	307,805
供給債権の増加 (-)・減少 (+) 額	△ 7,575,594
棚卸資産の増加 (-)・減少 (+) 額	△ 22,063,154
その他流動資産の増加 (-)・減少 (+) 額	14,196,401
仕入債務の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 23,473,397
未払消費税等の増加 (+)・減少 (-) 額	8,274,700
未払金・未払費用の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 26,709,150
前受金・預り金等の増加 (+)・減少 (-) 額	2,883,775
ポイント引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	56,662
小計	△ 38,033,841
利息及び配当金の受取額 (+)	159,805
法人税等の支払額 (-)	△ 303,000
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 38,177,036
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の増加 (-)・減少 (+) 額	△ 12,001,641
固定資産の増加 (-)・減少 (+) 額	△ 8,741,600
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 20,743,241
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資金仮受金の増加 (+)・減少 (-) 額	391,000
組合員出資金の増加 (+)・減少 (-) 額	2,544,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,935,200
IV 現金及び現金同等物の増減額	△ 55,985,077
V 現金及び現金同等物の期首残高	191,868,231
VI 現金及び現金同等物の期末残高	135,883,154

(注) 現金及び現金同等物の範囲

項目	期首	期末
現金及び預金	285,272,457	241,289,021
預入期間が3か月を超える定期預金	△ 93,404,226	△ 105,405,867
現金及び現金同等物	191,868,231	135,883,154

9 主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

1 主要な資産の内訳

①現金預金の明細

(単位:円)

区 分	金融機関	口座番号	期首残高	期末残高	当期増減額
現金	現金(レジ現金)		1,131,136	737,821	△ 393,315
	出納現金		327,319	303,222	△ 24,097
	小口現金(営業・自販機釣り銭)		3,003,420	3,003,920	500
当座預金	十六銀行/黒野	11002	1,966,743	38,580,251	36,613,508
	ゆうちょ銀行	28585	22,390,178	1,835,482	△ 20,554,696
	ゆうちょ銀行	79420	20,455,290	1,317,606	△ 19,137,684
	ゆうちょ銀行	155123	589,332	917,282	327,950
普通預金	岐阜信用金庫/黒野	82834	141,677,638	84,633,767	△ 57,043,871
	岐阜信用金庫/黒野	82868	0	51,560	51,560
	ゆうちょ銀行	2320411	327,175	327,177	2
	岐阜信用金庫/黒野	352328	0	4,175,066	4,175,066
定期預金	岐阜信用金庫/黒野	607543	10,223,940	10,224,113	173
	岐阜信用金庫/黒野	672641	20,529,573	20,529,921	348
	岐阜信用金庫/黒野	764155	21,617,058	21,617,424	366
	岐阜信用金庫/黒野	661480-52	20,033,441	20,033,778	337
	岐阜信用金庫/黒野	661480-54	12,000,214	12,000,416	202
	岐阜信用金庫/黒野	661480-55	0	12,000,215	12,000,215
	岐阜信用金庫/黒野	0129105-0515269	9,000,000	9,000,000	0
合 計			285,272,457	241,289,021	△ 43,983,436

②供給未収金の明細

内訳

(単位:円)

内 訳	金 額
供給未収金	7,544,410
研究者未収金	31,285,117
振込供給医学部店	52,415
クレジット等未収金	28,371,978
合 計	67,253,920

回収状況

(単位:円)

内 訳	期首残高	当期発生高	当期回収高	期末残高	回収率
供給未収金	5,832,711	73,116,900	71,405,201	7,544,410	90.4%
研究者未収金	34,597,894	226,000,078	229,312,855	31,285,117	88.0%
振込供給医学部店	0	716,385	663,970	52,415	92.7%
クレジット等未収金	19,247,721	256,865,982	247,741,725	28,371,978	89.7%

$$\text{回収率} = \frac{\text{当期回収高}}{\text{期首残高} + \text{当期発生高}} \times 100$$

③有価証券の明細

該当事項はありません。

④商品の明細

(単位:円)

科 目	内 訳	金 額
商 品	文具	5,430,261
	情報機器	85,696,837
	PCソフト	134,292
	衣料・スポーツ	1,350,267
	AV・家電・家具	8,397
	日用雑貨	651,287
	※食品・菓子	920,716
	※パン・米飯	46,058
	※飲料・デザート	659,670
	コピー	204,927
	写真・印刷	115,820
	官製品	231,042
	物販その他(内外)	932,273
	酒・医薬品等	5,425
	国内旅行	93,305
	SVその他(内内)	53
	メニュー	1,988,324
	図書カード	615,598
	非課税書籍	33,253
	書籍総合	41,719,027
	スタディガイド(内内)	1,589,524
合 計		142,426,356

⑤貯蔵品の明細

該当事項はありません。

⑥前渡金の明細

(単位:円)

相 手 先	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
大学生協事業連合	商品代等	150,000,000	150,000,000	0
合 計		0	0	0

⑦立替金の明細

該当事項はありません。

⑧前払費用の明細

該当事項はありません。

⑨未収金の明細

(単位:円)

相 手 先	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
ソニーペイメント(株)	Web加入未収金	12,257,080	14,495,900	2,238,820
大学生協事業連合	取引先等手数料他	161,977	463,375	301,398
日本出版販売(株)	図書券・図書カード利用	14,067	19,890	5,823
日本コープ共済生活協同組合連合会	広告宣伝費他	270,110	0	△ 270,110
青山商事株式会社	DM取引先負担分	94,827	0	△ 94,827
組合員	電子マネー減算分	747	391,284	390,537
セイコーエプソン(株) 他3社	学生企業展ブース料	0	281,600	281,600
一社) 夢プロジェクト	住まい韓旋広告手数料	0	8,910	8,910
合 計		12,798,808	15,660,959	2,862,151

⑩電話加入権の明細

(単位:円)

設 置 場 所	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
	058-263-5391	72,800	72,800	0
	058-230-1259	72,800	72,800	0
	058-230-1257	72,800	72,800	0
	058-266-9301	72,800	72,800	0
	058-266-9317	72,800	72,800	0
	058-230-1147	72,800	72,800	0
	058-230-1148	72,800	72,800	0
	058-230-1187	72,800	72,800	0
	058-230-2140	72,800	72,800	0
	058-234-2141	72,800	72,800	0
	058-231-2143	72,800	72,800	0
	058-230-1166	173,754	173,754	0
	058-239-6176			0
	058-230-1215			0
	058-230-1219			0
	058-230-1167			0
	058-236-4666			0
		20,200	20,200	0
合 計		994,754	994,754	0

⑪その他無形固定資産

該当事項はありません。

⑫子会社等株式の明細

該当事項はありません。

⑬長期保有有価証券の明細

該当事項はありません。

⑭長期貸付金の明細

該当事項はありません。

⑮長期前払費用の明細

(単位:円)

相 手 先	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
自動車リサイクル促進センター	トヨタ S402M-0015923	9,660	9,660	0
自動車リサイクル促進センター	スズキ DA64V-452499	9,310	9,310	0
自動車リサイクル促進センター	日産 U71V-0101632	7,880	7,880	0
自動車リサイクル促進センター	三菱 U61V-0904246	5,840	5,840	0
ジムブレーション	LX-10000F 保守料	113,400	0	△ 113,400
合 計		146,090	32,690	△ 113,400

⑯差入保証金の明細

(単位:円)

差 入 先	内 訳	金額
岐阜県地方務局	宅地建物取引業営業保証金	10,026,000
岐阜県地方務局	旅行業預託金	4,500,000
全国大学生協協同組合連合会	旅客取扱代理店店舗保証金	2,000,000
株式会社ジェイティービー	たびネットⅡLight端末設置保証金	1,000,000
日本図書普及株式会社	図書カードターミナル機保証金	30,000
日本図書普及株式会社	全国共通図書券加盟店加入金	20,000
合 計		17,576,000

2 主要な負債の内訳

①買掛金の明細

(単位:円)

相 手 先	金 額
大学生協事業連合	67,676,938
中央店販売系仮伝(事業連合みなし仕入他)	4,860,000
岐阜バス	823,533
医学部店販売系仮伝(事業連合みなし仕入他)	402,279
中部食糧㈱	257,040
その他諸口	185,791
合 計	74,205,581

②未払金の明細

該当事項はありません。

③未払法人税等の明細

(単位:円)

内 訳	金 額
2023年 法人県民税	143,000
2023年 法人市民税	160,000
合 計	303,000

④未払消費税等の明細

(単位:円)

内 訳	金 額
2023年 消費税	8,274,700
合 計	8,274,700

⑤未払費用の明細

(単位:円)

相 手 先	内 訳	金 額
従業員	2月給与等	8,160,579
岐阜大学	2月水光熱費	1,400,552
大学生協事業連合	システム委託料他	514,088
全国健康保険協会他	2月給与 負担分	595,571
東邦ガス㈱	2月ガス代	195,363
アスクル株式会社	事務用品代	405,320
その他		862,351
合 計		12,133,824

⑥前受金の明細

(単位:円)

相 手 先	内 訳	金 額
組合員	23年食パス残高	61,681,455
組合員	22年度食パス残高	20,269,257
組合員	レンタル袴代金	14,229,139
組合員	電子マネーチャージ分	10,634,865
組合員	公務員講座代金	5,469,897
新入生	電子マネー事前チャージ	5,250,000
新入生	新学期講座等代金	3,631,960
組合員	入学・卒業アルバム代金	3,396,800
組合員	23年食パス継続分	2,242,820
組合員	旅行予約金	963,030
組合員	自動車学校代金	948,420
その他		703,570
合 計		129,421,213

⑦預り金の明細

(単位:円)

内 訳	金 額
未返還組合員出資金	22,376,000
食堂パス申込	10,590,700
共済掛金等	2,987,220
学生生活110番会費	945,770
学生企業展ブース料過入金	140,800
その他	16,470
源泉所得税	-67,041
雇用保険料	-126,479
合 計	36,863,440

⑧仮受金の明細

(単位:円)

内 訳	金 額
2024年度新入生仮受出資金	4,669,000
合 計	4,669,000

⑨預り保証金の明細

該当事項はありません。

3 比較貸借対照表および比較損益計算書

別紙

比較貸借対照表

(2024年 2月 29日 現在)

岐阜大学消費生活協同組合

(単位：円)

科目	2022年度	2023年度	科目	2022年度	2023年度
(資産の部)			(負債の部)		
I.流動資産	643,800,445	614,964,456	I.流動負債	306,486,935	267,545,392
現金預金	285,272,457	241,289,021	買掛金	97,678,978	74,205,581
供給未収金	59,678,326	67,253,920	未払金	25,830,530	0
商品及び原材料	119,144,114	142,426,356	未払法人税等	303,000	303,000
貯蔵品	1,219,088	0	未払消費税等	0	8,274,700
前渡金	150,000,000	150,000,000	未払費用	13,012,444	12,133,824
立替金	14,109	0	前受金	138,176,075	129,421,213
未収消費税等	17,044,443	0	預り金	25,224,803	36,863,440
未収金	12,798,808	15,660,959	賞与引当金	1,966,575	1,601,442
貸倒引当金(短期)	△ 1,370,900	△ 1,665,800	ポイント引当金	16,530	73,192
II.固定資産	78,550,428	79,445,784	仮受金	4,278,000	4,669,000
1.有形固定資産	24,893,584	25,902,340	II.固定負債	24,936,581	25,826,814
建物及び附属設備	29,371,100	29,371,100	退職給付引当金	19,670,421	20,390,154
同減価償却累計額	△ 18,164,022	△ 19,315,370	役員退職給与引当金	5,266,160	5,436,660
	11,207,078	10,055,730	負債合計	331,423,516	293,372,206
機械装置	37,338,299	44,203,299	(純資産の部)		
同減価償却累計額	△ 30,710,909	△ 32,453,313	I.組合員資本	390,927,357	401,038,034
	6,627,390	11,749,986	1.出資金	179,133,200	181,677,400
車両運搬具	1,631,838	1,631,838	出資金	179,133,200	181,677,400
同減価償却累計額	△ 1,631,835	△ 1,631,835	2.剰余金	211,794,157	219,360,634
	3	3	法定準備金	76,790,000	89,566,600
器具備品	57,977,530	53,489,898	任意積立金	99,000,000	120,000,000
同減価償却累計額	△ 50,918,417	△ 49,393,277	当期末処分剰余金	36,004,157	9,794,034
	7,059,113	4,096,621	(うち当期剰余金)	(34,690,299)	(7,566,477)
2.無形固定資産	994,754	994,754			
電話加入権	994,754	994,754			
3.その他固定資産	52,662,090	52,548,690			
関係団体出資金	34,940,000	34,940,000			
長期前払費用	146,090	32,690			
差入保証金	17,576,000	17,576,000			
			純資産合計	390,927,357	401,038,034
資産合計	722,350,873	694,410,240	負債・純資産合計	722,350,873	694,410,240

比較損益計算書

岐阜大学消費生活協同組合

(単位：円)

科目	2022年度実績	2023年度予算	2023年度実績	対前年増減額	対予算差異額
供給高	1,191,587,746	1,266,000,000	1,164,691,199	△ 26,896,547	△ 101,308,801
供給値引	9,168,590	13,097,000	11,619,673	2,451,083	△ 1,477,327
純供給高	1,182,419,156	1,252,903,000	1,153,071,526	△ 29,347,630	△ 99,831,474
期首商品棚卸高	90,735,221		119,144,114	28,408,893	
仕入高	974,657,782		937,540,429	△ 37,117,353	
期末商品棚卸高	119,144,114		142,426,356	23,282,242	
供給剰余金	236,170,267	255,999,000	238,813,339	2,643,072	△ 17,185,661
共済受託手数料収入	8,823,736	9,240,000	9,930,259	1,106,523	690,259
供給事業手数料収入	213,742	280,000	136,804	△ 76,938	△ 143,196
その他手数料収入	26,618,393	28,400,000	42,875,682	16,257,289	14,475,682
事業総剰余金	271,826,138	293,919,000	291,756,084	19,929,946	△ 2,162,916
役員報酬	6,311,917	12,690,000	12,337,217	6,025,300	△ 352,783
職員給与	38,525,905	32,160,000	32,075,865	△ 6,450,040	△ 84,135
定時職員給与	87,797,060	95,165,000	98,322,940	10,525,880	3,157,940
退職給付費用	2,907,993	3,620,000	2,614,558	△ 293,435	△ 1,005,442
法定福利費	9,039,324	8,853,000	9,740,761	701,437	887,761
厚生費	2,523,387	2,526,000	2,039,948	△ 483,439	△ 486,052
役員退職給与引当金繰入額	445,167	1,026,000	170,500	△ 274,667	△ 855,500
賞与引当金繰入額	1,966,575	2,000,000	1,601,442	△ 365,133	△ 398,558
人件費	149,517,328	158,040,000	158,903,231	9,385,903	863,231
教育文化費	560,539	880,000	1,442,363	881,824	562,363
広報費	13,125,628	9,497,000	12,301,349	△ 824,279	2,804,349
消耗品費	20,600,656	11,567,000	11,451,517	△ 9,149,139	△ 115,483
物流費	0	2,820,000	2,730,792	2,730,792	△ 89,208
車両運搬費	3,647,237	1,175,000	494,082	△ 3,153,155	△ 680,918
貸倒引当金繰入額	△ 220,900	50,000	294,900	515,800	244,900
ポイント引当金繰入額	16,530	0	56,662	40,132	56,662
施設維持管理費	7,410,886	5,875,000	5,764,382	△ 1,646,504	△ 110,618
減価償却費	7,178,281	10,000,000	7,538,439	360,158	△ 2,461,561
賃借料	2,488,681	3,203,000	5,336,228	2,847,547	2,133,228
水道光熱費	22,614,991	22,750,000	17,930,946	△ 4,684,045	△ 4,819,054
保険料	507,110	280,000	679,800	172,690	399,800
委託料	19,507,391	24,179,000	29,617,554	10,110,163	5,438,554
研修採用費	2,009,288	1,695,000	1,674,558	△ 334,730	△ 20,442
調査研究費	455,619	532,000	379,395	△ 76,224	△ 152,605
会議費	541,116	728,000	447,079	△ 94,037	△ 280,921
諸会費	4,146,405	4,555,000	4,507,835	361,430	△ 47,165
渉外費	5,901	0	80,126	74,225	80,126
租税公課	824,709	12,000	478,655	△ 346,054	466,655
通信交通費	2,545,803	2,489,000	2,669,230	123,427	180,230
雑費	28,747	120,000	67,858	39,111	△ 52,142
事業連合委託費	24,490,198	27,313,000	25,629,000	1,138,802	△ 1,684,000
物件費	132,484,816	129,720,000	131,572,750	△ 912,066	1,852,750
事業経費	282,002,144	287,760,000	290,475,981	8,473,837	2,715,981
事業剰余金	△ 10,176,006	6,159,000	1,280,103	11,456,109	△ 4,878,897
受取利息	153,738	0	159,405	5,667	159,405
受取配当金	400	0	400	0	400
雑収入	2,530,319	3,000,000	3,127,373	597,054	127,373
出資金整理益	0	0	6,432,000	6,432,000	6,432,000
事業外収益	2,684,457	3,000,000	9,719,178	7,034,721	6,719,178
雑損失	4,954,390	1,000,000	2,895,399	△ 2,058,991	1,895,399
事業外費用	4,954,390	1,000,000	2,895,399	△ 2,058,991	1,895,399
経常剰余金	△ 12,445,939	8,159,000	8,103,882	20,549,821	△ 55,118
特別利益	72,109,493		1,073,400	△ 71,036,093	
特別損失	24,670,255		1,307,805	△ 23,362,450	
税引前当期剰余金	34,993,299	8,159,000	7,869,477	△ 27,123,822	△ 289,523
法人税等	303,000		303,000	0	
当期剰余金	34,690,299	8,159,000	7,566,477	△ 27,123,822	△ 592,523
当期首繰越剰余金	1,313,858		2,227,557	913,699	
当期末処分剰余金	36,004,157	8,159,000	9,794,034	△ 26,210,123	1,635,034

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。

①有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準および評価方法

書籍・購買（商品） 売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切り下げの方法により算定）

食堂（食材） 最終仕入原価法による原価法（ 〃 ）

(2) 固定資産の減価償却の方法は以下のとおりです。

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。

ただし、2016年4月1日以降取得した建物及び付属設備並びに構築物については定額法を採用しています。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び付属設備	3年～47年
機械装置	8年～9年
車両運搬具	2年～4年
器具備品	3年～15年

(3) 引当金の計上基準は以下のとおりです。

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に基づく繰入限度額相当額を計上しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込による当期負担額を計上しています。

③ポイント引当金

供給促進をはかるために付与したポイントの期末における未使用残高を計上しています。

④退職給付引当金

1. 退職給付債務の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合退職要支給額を採用）をもとに計算した金額を退職給付引当金として計上しています。

2. 採用する退職給付制度

職員の退職により支給する退職給付にあてるため退職一時金制度を採用しています。

3. 職員の退職一時金制度、適格退職年金制度の退職給付債務等の内容退職給付債務およびその内訳退職給付債務 20,390,154 円

4. 企業年金基金制度について

職員については日生協企業年金基金に加入していますが、複数の事業主により設立された企業年金である総合設立型基金のため退職給付債務等は計上していません。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりです。

i) 要拠出額を費用として処理している複数事業主制度に関する事項

年金資産の額（2024年2月末日）	47,487,834 千円
年金財政計算上の数理債務の額	35,046,656 千円
差引	12,441,178 千円

ii) 制度全体に占める当連合の掛け金拠出割合（加入者割合）

加入者総数（2024年2月末日）	49,739 人
岐阜大学生協加入者数（2024年2月末日）	4 人
制度全体に占める加入者数割合	0.008%

iii) 補足説明

ア) 基準日時点の数理債務は年金時価資産額の基準日まで増加し、差引額は減少するものと予想されます。

イ) 2022年度の繰越剰余金は10,034,292,450 円です。

ウ) 過去勤務債務残高はありません。

⑤役員退職給与引当金

役員の退職金の支給に備えるため、役員退職金規定による期末要支給額相当額を計上しています。

(4) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりです。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当する事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

出資金整理益について

「出資金整理益」について、重要性のある金額であるが継続性のある計上であるため、当該科目を前期まで「特別利益」として計上していましたが、当期から事業外収益の「出資金整理益」として計上をします。

4. 誤謬の訂正に関する注記

該当する事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金担保	岐阜信用金庫	10,224,113 円
定期預金担保	岐阜信用金庫	20,529,921 円
定期預金担保	岐阜信用金庫	21,617,424 円
合計		52,371,458 円

② 担保にかかる債務

該当する事項はありません。

(2) 役員に対する金銭債権または金銭債務

「11. 関連当事者との取引に関する注記」にて記載しています。

(3) 大学生協事業連合に対する金銭債権または債務

「11. 関連当事者との取引に関する注記」にて記載しています。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 大学生協事業連合との取引高

「11. 関連当事者との取引に関する注記」にて記載しています。

(2) 事業外損益の主な内訳は以下の通りです。

① 雑収入は、過年度仕入訂正 2,476,236 円です。

② 出資金整理益は、6,432,000 円です。

③ 雑損失は、勘定科目残高整理損 1,027,365 円、出資金整理後返還金 1,065,000 円です。

(3) 特別損益の主な内訳は以下の通りです。

① 特別利益は、過年度アルバム代違算整理 1,073,400 円です。

② 固定資産除却損は、蒸気式湯沸器他 13 点除却 307,805 円です。

③ 特別損失は、大学指定寄付金 1,000,000 円です。

(4) 法人税等には、住民税が含まれています。

(5) 当期首繰越剰余金には、剰余金処分により繰越した消費生活協同組合法第 51 条の 4 第 4 項に規定する教育事業等繰越金 1,800,000 円が含まれています。

7. 剰余金処分案に関する注記

(1) 法定準備金は、消費生活協同組合法第 51 条の 4 第 1 項の規定に規定する積立金です。

(2) 次期繰越剰余金には、消費生活協同組合法第 51 条の 4 第 4 項の規定する教育事業等繰越金 1,520,000 円が含まれています。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の原因別の内訳

賞与引当金繰入額否認	283,776 円
退職給与引当金繰入限度額超過額	3,613,135 円
一括償却資産損金算入限度超過額	73,115 円
役員退職給与引当金	963,376 円
ポイント引当金	12,970 円
税務上の繰越欠損金	563,344 円
繰延税金資産小計	5,509,716 円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金	△563,344 円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,946,372 円
評価性引当額	△5,509,716 円
繰延税金資産(負債)合計	0 円

9. リースによる使用する固定資産に関する注記

該当する事項はありません。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資産について投機的な運用等を行っていません。

また資金の調達において投機的な取引を行っていません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

関係団体出資金等の金融商品については帳簿価額を時価とみなすもの、帳簿価額と時価との差額に重要性がないものおよび時価を把握することが極めて困難なものとなっており2024年2月29日現在、貸借対照表計上額と時価に大きな乖離のあるものはありません。

1 1. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等

該当する事項はありません。

(2) 組合

種類：関連法人（重要な影響を与える連合会）

法人等の名称：生活協同組合連合会大学生協事業連合

所在地：東京都杉並区和田 3 丁目 30 番 22 号

資本金又は出資金：4,948,510,000 円

事業の内容：商品の開発・卸売

議決権等の所有（被所有）割合：直接 0.05%

関連当事者との関係：仕入先

取引の内容：商品仕入 879,555,676 円 業務委託 25,629,000 円

〔科 目〕	〔期末残高〕
供給未収金	27,661,490 円
前渡金	150,000,000 円
未収金	463,375 円
関係団体出資金	25,910,000 円
買掛金	67,676,938 円
未払費用	514,088 円

（取引条件および取引条件の決定方針等）

商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(3) 役員およびその近親者

該当する事項はありません。

1 2. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

1 3. その他の注記

該当する事項はありません。

剰余金処分案

2024年5月22日

岐阜大学消費生活協同組合

(単位:円)

項 目	金 額
I 当期末処分剰余金	9,794,034
II 剰余金処分額	
1 法定準備金	1,272,100 <u>1,272,100</u>
2 任意積立金	
(1) 食堂改装積立金	1,000,000
(2) 店舗改装積立金	5,000,000
(3) システム改修積立金	1,000,000 <u>7,000,000</u>
III 次期繰越剰余金	<u>1,521,934</u>

(次期繰越剰余金には教育事業等繰越金1,520,000円を含みます。)

本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

監 査 報 告 書

私たち監事は、2023年3月1日から2024年2月29日までの2023事業年度（2023年2月期）の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、他の監事と意思疎通および情報交換を図るほか、理事および生協雇用職員等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、年8回の理事会に出席し、理事および職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務および財産の状況を調査いたしました。また、理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他組合業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する理事会決議の内容とその運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計帳簿およびこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度にかかる決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）およびその附属明細書について検討いたしました。なお、事業報告書および決算関係書類ならびにその附属明細書の検討に当たり、公認会計士による会計指導書を参考にしました。

2 監査の結果

（1）事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告書及びその附属明細書は、法令および定款にしたがい、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制に関する理事の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

（2）決算関係書類（剰余金処分案を除く）およびその附属明細書の監査結果

決算関係書類（剰余金処分案を除く）およびその附属明細書は、組合の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

（3）剰余金処分案の監査結果

剰余金処分案は法令および定款に適合し、かつ、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項はありません。

2024年 4月16日
岐阜大学消費生活協同組合

特定監事	菊 地	聡	㊞
監事	青 木	真 穂	㊞
監事	高 須	啓 太	㊞
監事	小 田	嵩 之	㊞
監事	佐 藤	圭 三	㊞

（印影保護のため謄本には押印しておりません）

第2号議案

2024年度事業計画および予算決定の件

※以下本文の通り提案します。

※本議案について、議案決議の本旨に反しない範囲の運用や字句の修正を理事会に一任ください。

2024年度 岐阜大学消費生活協同組合 事業計画および予算（案）

1. 事業政策上の重点課題

「2023-2025 中期計画（本理事会第2号議案にて提案）」における2024年度重点施策を、2023年度重点施策の結果および2023年度決算を踏まえて執行をすすめます。

2023年度経常剰余赤字予測を踏まえ、2024年度は経常剰余収支均衡を計画します。

2023年度末予測 事業剰余▲357万円、経常剰余▲27万円、税引前当期剰余▲203万円。

2024年度末計画 事業剰余100万円、経常剰余200万円を計画します。

事業系の重点施策（2023-2025 中期事業計画より）

2024年度

- ・ 事業総剰余高の構成比が大きい、食堂・情報機器・共済・自主講座の利用者数維持と増加を図るための施策を継続します。
- ・ 情報機器等を中心とした校費利用について、引き続き、対応力を維持し、提案力の強化を図ります。
- ・ 食堂を中心に「日々の営業で赤字にしない」稼働コントロールを継続します。
- ・ 「冷凍の学食BENTO」提供開始を計画しています。
- ・ 1限開始前の時間帯での営業再開の是非を検討します。
- ・ 学び講座事業の利用者数を増加し、組合員シェア率の増加を図ります。
- ・ 2019年度・2020年度に実施し新型コロナウイルス感染症により中止している「シドニー異文化体験ツアー」については、対応する職員体制を踏まえて再開是非の検討を行います。
- ・ 本部総務経理業務について、前年度に引き上げた東海4県の大学生協で標準的に行われている業務水準・管理水準の力量維持を図ります。
- ・ 前年度に引き続き、日常の店舗運営はパートタイムスタッフによる運営ができるように業務改善とスタッフ育成を進めます。
- ・ 前年度に引き続き、「学生総合共済事業の推進」「組合員の利便性を向上」「従業員の作業環境を改善」するために、前年度（2022年度）に受領した大学生協共済連合会解散に伴う残余財産分配額の有効活用策を検討し、必要に応じて実施します。

(参考) 2023 年度の事業施策 (2023-2025 中期事業計画より)

- ・ 事業総剰余高の構成比が大きい、食堂・情報機器・共済・自主講座の利用者数維持と増加を図るための施策を継続します。
- ・ 情報機器等を中心とした校費利用について、中央店・医学部店をまたいで統括する情報機器担当店長を配置し、対応力を維持し、提案力の強化を図ります。
- ・ 食堂を中心に「日々の営業で赤字にしない」稼働コントロールを継続します。
- ・ 政府による新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への変更に伴い、両大学の対応を踏まえながら、食堂の座席数制限（第一食堂と第二食堂でコロナ禍前の約 2/3 に制限）を取りやめ、コロナ禍前の座席数に戻し、食堂利用者数の増加を図ります。
- ・ 第一食堂の昼食時間帯の待ち列について、雨の日などに屋外で待たせないために、ベルトパーティションの設置を検討し、関係各所との協議調整を進めます。
- ・ 営業時間についての検討を継続します。
- ・ 2024 年度から「冷凍の学食 BENTO」の販売開始を計画しています。それに対応する設備として下期に「クックフリーズ（調理後に真空パックし急速冷凍する）」設備の導入を予定しています。
- ・ 新生活学生アドバイザーの人数増加により新入学生を迎える活動と事業の強化を行い、学生総合共済加入・食堂パス申込・学び講座・パソコン等の利用伸長を計画します。
- ・ 学び講座の再構築を継続します。1・2 年生向けの公務員入門講座の開催を検討します。就活スタート講座の内容と伝え方のブラッシュアップを図ります。パソコン活用講座のカリキュラム見直しの検討を開始します。
- ・ 行政や協力企業との協業により、体験型・見学型のインターンシップの紹介を試行します。
- ・ 本部総務経理業務について、東海 4 県の大学生協で標準的に行われている業務水準・管理水準への力量アップを図ります。
- ・ 正規職員が新たな事業にチャレンジできる体制づくりを進めます。具体的には、東海 4 県の大学生協共通の「期待される生協職員増」に沿い、正規職員の職務の重点を「事業推進＋店舗マネジメント」と位置づけます。
- ・ パートタイムスタッフについては、東海 4 県の大学生協で時給を除いた待遇統一化を進め、能力と意欲に応じて、マルチスキル化・スペシャリスト化・マネジメント力育成などで育成を行い、日常の店舗運営はパートタイムスタッフによる運営ができるように制度変更を進めます。
- ・ 前年度に引き続き、「学生総合共済事業の推進」「組合員の利便性を向上」「従業員の作業環境を改善」するために、前年度に受領した大学生協共済連合会解散に伴う残余財産分配額の有効活用策を検討し、必要に応じて実施します。

2. 本年度（2024 年度）事業計画の概要

- (1) 前年度（2023年度）5月に、「新型コロナウイルス感染症の5類感染症指定」が政府により施行されました。本年度も引き続き安心して生協食堂や店舗を利用できるように、新型コロナウイルス感染症およびインフルエンザ等の感染症拡大防止対策を継続して行います。
- (2) 組合員へ知らせる活動と、組合員の声を聴く活動とを、引き続き行います。
- ・ 生協ホームページ・X（旧：Twitter）・LINE公式アカウント・生協一斉配信メール・食堂設置のサイネージなどで、それぞれの特色に合わせた効果的な提案方法を検討し、タイミングにあった広報活動を行います。
 - ・ 生協ホームページで、食堂のメニュー表示を行い、それを知らせる活動を継続します。
 - ・ 「保護者に聞く新入生アンケート」「教員調査」「学生生活実態調査」「卒業生向けアンケート」を、前年度に引き続き行います。
 - ・ 新入生向け提案を先輩の声に基づいて行うための「ICT教育についてのアンケート」を前年度に引き続き行います。
- (3) 学内の組合員になっていただくための取り組みを強化します。
- ・ 新入学生の組合員加入を促進し、2023年度の実績値99.1%を踏まえ、生協加入率（入学者比）99%を目指します。
 - ・ 大学教員・大学職員の生協組合員加入を促進し、教職員組織の強化を図ります。
- (4) 「生協の諸活動への組合員参加」や「組合員による運営」を大切にした事業経営を行います。
- ・ 生協学生委員会や生協院生委員会の活動そのものが、キャンパスコミュニティを作るきっかけになったり、要望を実現できるという実感を持てるような場になったりすることを意識し、より多くの組合員の参加を目指します。
 - ・ 生協学生委員会・One-to-One（パソコン講座制作委員会）、新生活学生アドバイザーや、総代活動や店舗運営委員会活動（※）など、生協組合員が参加する活動の促進と連携を図ります。
- ※ 店舗運営委員会
- CSU：中央購買運営委員会
 - CBU：中央書籍運営委員会
 - CTU：カフェテリア運営委員会
 - 共済運営委員会
 - 環境プロジェクト
- ・ 生協院生委員会を中心に、大学院生の声の収集や活動参加を目指します。
 - ・ 防災、安全、健康についての予防提案（健康フェスタなど）の取り組みを強めます。
- (5) 学内の諸団体や、大学生協間および地域生協との協力・協同を進めます。
- ・ 生協理事会の構成メンバー（学生理事）として、学生委員・院生委員・One-to-One（パソコン講座制作委員会）、新生活学生アドバイザーに加え、学内団体メンバーの一部にも参画を要請し、大学内の諸団体との関係性を強めていきます。

- ・ 大学生協間（岐阜市立女子短期大学生協をはじめとする東海地域の大学生協および全国の大学生協）、地域生協（コープぎふをはじめとする全岐阜県生活協同組合連合会加盟生協）、岐阜県ユニセフ協会等との連帯と協同を進めます。
- ・ 2024 年度から、岐阜県ユニセフ協会（生協理事長が役員（評議員）に就任しています）の「賛助会員」に加入を計画します。

（６）受験生・合格者・新入学生向けの諸活動を、前年に引き続き「All 岐大生協」で取り組みます。

- ・ 2024 年入学の新入学者を迎える活動と事業での成果や課題をもとに、他生協の良い事例を積極的に学び、これまで岐阜大学生協で行ってきたよい点と組み合わせて、さらに良い提案や活動を目指します。
- ・ 新生活学生アドバイザー、生協学生委員会、One-to-One（パソコン活用講座制作委員会）、生協職員の役割整理と連携を前年度に引き続き行います。

（７）新型コロナ禍から「ウィズコロナ・アフターコロナ」への変化に合わせ、効率的な食堂運営・店舗運営を行うとともに、組合員利用の維持および拡大を図ります。

- ① 登校者数（生協利用者数（客数））が変動することによる、供給高・供給剰余高の増減が大きい分野については、日々の利用者数予測に基づく適切な労働時間とすることにより生産性の維持および向上を図ります。
- ② 登校者数の変動にかかわらず、一定数の利用が見込める分野については、これまで通り（新型コロナ禍の流行以前）の提案方法では利用減少となる可能性が高いため、提案方法を見直して変更するなどにより「2019 年度供給高（申込者数）の維持」を図ります。
- ③ 新型コロナ禍における新たな生活様式のもと、需要が拡大する（利用が見込め、増加する）分野に対しては、人員配置の補充や増員、無人販売業態（食品自動販売機を設置）を導入などで「利用や供給の拡大」を図ります。
- ④ 前年までに引き続き、経費を無駄なく適切に執行するよう努めます。職員による日常の商品管理を強化し、棚卸時の不明ロス高を減少します。

（８）職員の労働環境の改善を継続して行います。

- ・ 岐阜市内や岐阜市近郊での労働環境を見ながら、賃金等について適切な対応を図ります。
- ・ 2023 年 10 月に、パートタイム職員の時間給を除く待遇について、東海 4 県の大学生協（岐阜・愛知・三重・静岡）と合わせました。
- ・ 無理をした運営（過重な負担）にならないように、人員配置の見直しを進め、作業負担の平準化（分担化）を図ります。
- ・ 1 人のスタッフが行える業務の幅を広げる取り組みを引き続き行います。
- ・ 所定労働日での計画的な有給休暇取得をすすめます。組合員に安定したサービスの提供を維持し、新入スタッフや、新しく配置するポジションの教育対応や、急な休みでも代替出勤の調整をしやすいように、現在の雇用を維持し、利用人数増加によっては増員を検討し実施します。

(9) 岐阜薬科大学から提案の要請を受けている「本部棟1階での無人店舗」について、事業計画を立案したうえで提案を行い、営業権を獲得できた場合に店舗設置を行います。

- ・ 導入費用約1,300万円（仕切り等約700万円／冷蔵設備等約500万円）
2024年度経費計上（減価償却費）800万円
- ・ 採算ラインを1日あたり約4万円の利用を想定する（供給剰余1日あたり平日1万円・土休日5千円で約8年で投資額を回収できる想定）
- ・ 2029年4月三田洞キャンパスから本部キャンパスへの移転に伴う食堂営業権の継続を見据える（大学による移転計画によれば、2023年度に基本設計を行い2025年度に実施設計に入る計画）。

3. 上記「2」についての具体的な施策

(1) 日々の営業で赤字にしない。

- ・ パート職員の人件費は、11月支給分（10月1日以後勤務分）から、時給改定40円を想定します（定時職員人件費は前年実績差+4,000千円増を想定）。
 - 食堂では、利用者数予想に応じてマンアワー（以下「MH」）基準による稼働人時上限以内で運営を行うことを継続します。
 - 目安：利用者数500人以上：MH12以上、同500人未満：MH10以上
 - （例：利用者1000人の場合、MH12とすると、稼働上限は $1000 \div 12 \div 84$ 人時。
この場合1日4時間勤務のパート職員を21人まで出勤で運営する）
 - （例：利用者400人の場合、MH10とすると、稼働上限は $400 \div 10 = 40$ 人時。
この場合1日4時間勤務のパート職員を10人まで出勤で運営する）
 - 販売系店舗では、複数業務兼任／複数店舗兼任化を図ることを継続します。
 - （例：中央店・ペコで同一職員が両店舗で勤務する／中央店内・医学部店内で複数の業務を担当する）

(2) 事業総剰余高構成比70%を占める4つの重点事業（食堂・食品／パソコン（校費・新入学生）／講座（公務員・新入学生）／学生総合共済）の供給剰余予算達成に注力する。

1) 食堂

- ※ 食事業の基本である「QSCA」をあるべき姿で標準化を目指します。
- ※ 「1℃でも熱く・冷たく」「ピーク時に必要以上にお待たせしない」「気持ちがいとお迎え挨拶」を行い、それを継続します。とりわけ、出食カウンターにてこれまで行っていた声掛けの「どうぞ」から「ご注文をどうぞ」の変更を各食堂にて行い、それを継続します。
- ※ 食材仕入れ価格高騰のため、経営努力では吸収しきれない分について、2024年3月に、一部メニューの提供価格再改定（1食平均20円増）を行う。
- ※ 第二食堂へ、2024年度2年生（地域・教育・工学の一部）の利用シフトを図り、2023年度と同様に1年生の第二食堂利用を誘導することで、第二食堂利用者を増加し、第一食堂の昼食利用者数を維持する。第二食堂は1日あたり利用者数を前年差+20人、第一食堂は1日あたり利用者数を前年差+10人を図る。
- ※ 第一食堂夕食は、サークル活動後の利用誘導等や企画メニュー提供などにて図り、1日あたり利用者数を前年差+15人を図る。

- ※ ルポの利用減少傾向に歯止めをかけ、2023 年の利用者数維持（1 日あたり利用者数前年差±0）を図る。
ピーク時レジ 2 台稼働でお待たせさせない／メニュー編成の見直しと試行を継続。
- ※ 医学部食堂は、カウンターでの待ち列の改善を行い、営業時間を 14 時まで延長を試行することで、1 日あたり利用者数を前年差+15 人増を図る。
- ※ 三田洞食堂は、食堂パス利用者数増加を図り、待ち列の改善を継続することで、1 日あたり利用者数を前年差+10 人を図る。

2) 文具・情報機器

- ※ 新入生向けパソコン計画台数 540 台を、学生アドバイザー説明+説明会クロージング手法の改善で達成を図る。
- ※ 校費利用は、利用拡大のための研究室向け商品提案を継続することで、2023 年利用実績供給高差+1000 万円を目標とする。
- ※ その他手数料収入では、P Cサポートパック 500 人 900 万円（新入生利用目標値）を、新入生向け商品系冊子の「見せ方（セット提案）」の工夫や学生アドバイザーの説明方法改善などで達成を図る。

3) 書籍総合

- ※ 教科書販売にて、改めて「作業の基本・基礎」の徹底を行う（残在庫返品の徹底を図る／講義担当教員への販売数実績報告を行い、指示点数と販売数との乖離について説明を行う）
- ※ 教科書採用点数減少が継続傾向にあることを想定する
2024 年度は前年度差約 5,000 千円の供給高減少を想定（剰余 800 千円減少）。

4) 自主講座

- ※ 公務員講座第 6 期 120 人目標（2022 年実績 118 人・2023 年実績 108 人）
前年差+12 人
募集パンフレットの構成を見直す。
募集ガイダンスを計画的に実施する。
- ※ パソコン活用講座 のべ 750 人目標（実験 300／発表 300／基礎 150）
前年差延べ数+457 人（実験+222／発表 245／基礎▲10）
新入生向け商品系パンフレットの見直し（「見せ方」を工夫）
入学準備説明会での案内を強化（学生アドバイザー説明）
- ※ 岐大生デビュー講座 150 人目標（前年差+98 人）
2022「大学生活スタートアップ講座」2023「就活スタート講座」から再度名称を変更しカリキュラムを見直す

5) 自動車学校

- ※ 入校者数 900 人目標
2023 年差+50 名（2022 年の年間計 890 人入校（単価 265 千円））
年間での宣伝計画を策定し、近隣自動車学校の協力を得て執行する。

6) 学生総合共済

※ 組合員加入対比共済加入率 75.0% (2022 年 68% 2023 年 71%)

新入学生向け提案についてコープ共済連の重点指定によるサポートを受け、助言の実施を図る。

7) 新生活学生アドバイザー

※ 本年度に3年目（新入学生向け提案）を迎える新生活学生アドバイザーについて、説明力を引き続き強化することで、上記（2・4・6）を達成するとともに、新1年生の募集を行い、組織拡大を図る（総数 20-25 名を目指す）。先輩学生アドバイザーから新1年生メンバーへのレクチャーを行えるように強化を図る。

（3）「岐阜大学学生企業展」について、引き続き開催に当たる事務を受託するとともに、岐阜大学学生企業展実行委員会とともに共同主催者となり、資金管理を生協にて行う。

- ・ 開催に伴う剰余金（＝ブース出展料収入－開催諸経費）2022 年度以前から行っている、事務委託手数料や各種配布冊子印刷等を受注していた分などにあたる剰余相当分の 300 万円を超えた額について岐阜大学基金への寄附を行い、必要以上の剰余を残さないこととする。

（4）中期計画に沿って新規事業や伸長継続課題へのチャレンジ（トライ＆エラー）を行う。

- ・ 2023 年 11 月開始「クックフリーズ」の利用定着化と増加を図る。
 - 「冷凍弁当販売」を継続する。
 - 「冷凍調理し急速冷凍した小分け食材を使用したハラル対応メニュー」の提供を想定する。
- ・ 新生活学生アドバイザーの人数を 2023-2024 シーズン（2 年目）11 名から 20 名前後に拡大する（2022-2023 シーズン（初年度）4 人）。

（5）営業時間について需要予測を行い、拡大については試行をしたうえで判断する。

- ・ 朝食需要への対応について継続して検討する。
 - 食堂イートインは採算に合いにくい(2019 年実施時は 8:00-9:00 の平均利用 30 人)
 - 当面は冷凍弁当の利用普及と利用増加を図る。
- ・ 中央店の営業時間は当面現状維持とし、4 月開講時期のみ営業開始を早めるか否かを検討する。
- ・ ペコの営業時間を検討する（早朝／夕方）
 - 将来的には 08:10-17:00 (2019 年度の営業時間) を想定し、試行を行い評価を行う。
 - 試行するかどうかについては、現在の学内滞在状況を踏まえながら検討する。
- ・ 医学部食堂の夕食営業は当面行わず、昼食利用のみとし黒字安定化を優先する。
 - 営業時間 30 分拡大（現在 13:30 までを 14:00 までに延長）を想定し、施行を行い状況を踏まえて評価し検討する。

(6) 人件費

- ・ 常勤役員報酬は 2024 年度計画案に基づき計上する。
- ・ 正規職員は 2024 年度配属計画（6 月定期人事異動）に基づき計上する。
- ・ 定時職員給与の増加を見込む。
 - 2024 年 10 月に岐阜県最低賃金の改定額として 40 円を想定する。
 - 岐阜県最低賃金の改定時に、改定額を踏まえて最低賃金以上となるよう改定する。

(7) 物件費

- ・ 新業務システム「NR-G」導入後の機能追加によるコスト増のため、委託費に 2,000 千円の増加を見込む。
- ・ 旧来の会計系システムである「TKシステム」を業務都合上使用し続けるため、その維持コストとして委託費に 2,000 千円の増加を見込む。
- ・ 情報機器等の配送コストについて、大学生協事業連合と加盟各生協とでの負担割合の見直しにより増加するため、物流費を 2,500 千円の増加を見込む。
- ・ 電気代は 2023 年 7 月以後下落傾向が続いているため、2023 年度と同程度にて想定する（2023 年 10 月度 kW 時単価 25 円 ※2022 年 10 月は kW 時単価 41 円）。
- ・ 単年償却（費用計上）の消耗品費に、以下の設備投資を計画する。
（執行可否については損益予算執行状況および予算実績差を踏まえて判断する）

店舗食堂名・項目・目的	金額
第一食堂 並び列整理用のロープパーティション	50 万円
医学部食堂 並び列整理用のロープパーティション	30 万円
医学部店 冷凍弁当解凍用の業務用 200V 電子レンジ	15 万円

- ・ 減価償却費は購入後約 20 年以上経過している備品等について買い替え更新を計画する。
（執行可否については損益予算執行状況および予算実績差を踏まえて判断する）

下記のほかに、過年度購入分についての当年度償却予定額を計上する。

店舗食堂名・項目・目的	2024 年度 （初年度）計上	総額
下記の合計	1,150 万円	2,000 万円
薬科大学本部キャンパス 無人店舗 新設	800 万円	1,300 万円
中央店 冷蔵ショーケース（冷凍弁当提供用）	50 万円	100 万円
第一食堂 事務室エアコン（熱中症防止対策）	50 万円	100 万円
第二食堂 麺ゆで機 （老朽更新・提供時間短縮による待ち時間減）	115 万円	230 万円
第二食堂 冷凍弁当保管用冷凍庫 （利用拡大に備えて保管可能数を増加）	40 万円	80 万円
医学部食堂 麺ゆで機 （老朽更新・提供時間短縮による待ち時間減）	75 万円	150 万円
医学部食堂 冷蔵ショーケース （冷蔵サラダ提供用・保管可能数増により昼ピーク時の提供可能数増加による利用増を図る）	20 万円	40 万円

4. 組合員組織運営・大学関係における重点課題

(1) 組合員組織運営

- 1) 学生委員会 新入生の入部を図る (2023 年 1 年生 12 人→2024 年 10 名以上)
- 2) パソコン活用講座制作委員会 (One-to-One) 新入生の入部を図る (2023 年 1 年生 4 人)
- 3) 新生活学生アドバイザー 新入生を中心に全学年から募集を行う (2023 年 1 年生 6 人)
- 4) 院生委員会 できる範囲での活動継続を図る。

(2) 大学関係

- 1) 受験生名簿または合格者名簿が大学から提供を受ける見通しが立ちにくいいため、2023 年実施の施策 (入学手続きサイトへのバナー掲載 (広告料支払)) の維持を図る。
- 2) 受験時住まい相談会の学内開催復活を図る。
- 3) 岐阜薬科大学本部キャンパス統合への対応 (2028 年度末までに新営し 2029 年 4 月から供用開始を予定されている建物内食堂の営業権獲得) を引き続き行う。
- 4) 岐阜薬科大学学長から依頼要請をいただいている「本部棟 1 階への無人店舗」の是非を検討し対応を行う。

5. 事業推進における組織課題 (職員体制整備、マネジメント課題等)

(1) 経理総務

- 1) 自生協単独にて自立して正しい数値を計上するために、大学生協事業連合東海地区と総務経理に関わる業務委託契約書を締結する。
 - ・ 2024 年度も継続して事業連合東海地区管理部からの実務支援を受ける。
(月 5 万円を委託費に計上)

(2) 岐阜市立女子短期大学生協から業務委託を受け、岐阜大学生協正規職員の兼任配置を行う。

- ・ 週 1 日から 3 日程度を岐女短大にて勤務し、パート職員への指示等を行う。
- ・ 現金供給の銀行入金や通帳記帳、経理伝票入力等の実務を岐阜大学生協にて受託する。
- ・ 短大生協から上記業務支援および経理業務実務の業務委託契約書を締結する。
(受託手数料月 15 万円)。

以 上

岐阜大学消費生活協同組合 2024年度 損益予算案 2024年3月1日から2025年2月28日まで

単位:千円	本年度予算 前年度実績			前前年度実績		コロナ禍前2019年度実績	
科目	2024年 予算	2023年 実績	2024予算－ 2023実績	2022年 実績	2024予算－ 2022実績	2019年 実績	2024予算－ 2019実績
供給高	1,211,600	1,159,608	51,992	1,191,589	20,011	1,461,883	▲250,283
供給値引	11,376	11,712	▲336	9,170	2,206	15,925	▲4,549
純供給高	1,200,224	1,147,896	52,328	1,182,419	17,805	1,445,958	▲245,734
供給原価	1,033,668	50,087	983,581	136,615	897,053	1,146,368	▲112,700
供給剰余金	250,800	241,904	8,896	236,177	14,623	299,590	▲48,790
利用剰余金	0	0	0	0	0	0	0
共済受託手数料収入	10,601	9,939	662	8,824	1,777	7,920	2,681
供給事業手数料収入	0	135	▲135	213	▲213	242	▲242
その他手数料収入	52,399	39,581	12,818	26,620	25,779	26,041	26,358
その他事業収入計	63,000	49,655	13,345	35,657	27,343	34,203	28,797
事業総剰余金	313,800	291,559	22,241	271,834	41,966	333,793	▲19,993
役員報酬	8,915	12,332	▲3,417	6,309	2,606	7,944	971
職員給与	31,470	34,355	▲2,885	38,526	▲7,056	50,620	▲19,150
定時職員給与	101,205	95,299	5,906	87,801	13,404	113,144	▲11,939
退職給付費用	3,620	3,920	▲300	2,905	715	2,353	1,267
法定福利費	10,200	9,933	267	9,036	1,164	12,878	▲2,678
厚生費	3,540	2,449	1,091	2,530	1,010	2,520	1,020
役員退職給与引当金繰入額	750	1,026	▲276	445	305	467	283
賞与引当金繰入額	1,500	1,380	120	1,967	▲467	3,188	▲1,688
人件費合計	161,200	160,694	506	149,519	11,681	193,113	▲31,913
教育文化費	1,815	1,429	386	561	1,254	525	1,290
広報費	13,018	11,616	1,402	13,127	▲109	8,955	4,063
消耗品費	11,563	12,161	▲598	20,603	▲9,040	16,904	▲5,341
物流費	3,830	2,568	1,262	0	3,830	293	3,537
車両運搬費	897	467	430	3,654	▲2,757	2,572	▲1,675
貸倒引当金繰入額	50	50	0	▲221	271	76	▲26
ポイント引当金繰入額	0	0	0	17	▲17	777	▲777
施設維持管理費	6,305	5,817	488	7,420	▲1,115	9,919	▲3,614
減価償却費	17,400	7,652	9,748	7,178	10,222	8,814	8,586
賃借料	5,552	5,254	298	2,482	3,070	5,490	62
水道光熱費	20,265	19,476	789	22,607	▲2,342	16,578	3,687
保険料	830	716	114	508	322	498	332
委託料	32,710	29,582	3,128	19,517	13,193	12,600	20,110
研修採用費	1,537	1,580	▲43	2,011	▲474	4,322	▲2,785
調査研究費	500	390	110	458	42	454	46
会議費	602	374	228	537	65	2,615	▲2,013
諸会費	4,525	4,404	121	4,147	378	5,475	▲950
渉外費	110	80	30	6	104	69	41
租税公課	402	375	27	825	▲423	566	▲164
通信交通費	2,665	2,668	▲3	2,546	119	4,872	▲2,207
雑費	120	78	42	28	92	109	11
事業連合委託費	26,904	25,707	1,197	24,490	2,414	29,512	▲2,608
物件費合計	151,600	132,444	19,156	132,501	19,099	131,993	19,607
事業経費合計	312,800	293,138	19,662	282,020	30,780	325,106	▲12,306
事業剰余金	1,000	▲1,579	2,579	▲10,186	11,186	8,687	▲7,687
受取利息	0	155	▲155	154	▲154	386	▲386
雑収入	1,000	4,112	▲3,112	2,532	▲1,532	35	965
出資金整理益	2,000	3,000	▲1,000	2	1,998	5,234	▲3,234
事業外収益	3,000	7,267	▲4,267	2,688	312	5,654,986	▲5,651,986
支払利息	0	▲284	284	2	▲2	62	▲62
雑損失	2,000	3,114	▲1,114	4,953	▲2,953	5,569	▲3,569
事業外費用	2,000	2,830	▲830	4,955	▲2,955	5,631	▲3,631
経常剰余金	2,000	2,858	▲858	▲12,453	14,453	8,711	▲6,711
固定資産売却益	0	0	0	12	▲12		0
償却債権回収益	0	0	0	12	▲12		0
補助金収入	0	0	0	▲515	515		0
その他特別利益	0	0	0	72,109	▲72,109	4,042	▲4,042
特別利益	0	0	0	72,109	▲72,109	4,042	▲4,042
固定資産除却損	0	308	▲308	844	▲844	123	▲123
その他特別損失	0	1,450	▲1,450	23,827	▲23,827	2,594	▲2,594
特別損失	0	1,758	▲1,758	24,670	▲24,670	2,717	▲2,717
税引前当期剰余金	1,501	72	1,429	34,995	▲33,494	10,036	▲8,535

岐阜大学生協 2024年度分類別供給高予算

(単位：千円)

分類番号	分類名称	2024予算	2023実績	24予算-23実績
岐阜大学生協合計		1,211,600	1,164,751	46,849
01分類	文具	43,361	35,202	8,159
02分類	情報機器	289,062	259,448	29,614
03分類	P Cソフト	17,463	18,704	▲ 1,241
04分類	衣料・スポーツ	10,248	10,065	183
05分類	A V・家電・家具	4,902	4,328	574
06分類	日用雑貨	4,455	4,065	390
07分類	※食品・菓子	12,204	11,004	1,200
08分類	※パン・米飯	28,657	26,071	2,586
09分類	※飲料・デザート	21,615	20,441	1,174
11分類	コピー	50	151	▲ 101
12分類	写真・印刷	2,531	9,132	▲ 6,601
13分類	官製品	1,687	1,536	151
17分類	物販その他（内外）	6,051	1,921	4,130
19分類	物販その他（非非）	0	1,144	▲ 1,144
25分類	プリペイドギフトC	888	1,032	▲ 144
26分類	酒・医薬品等	112	70	42
購買部門合計		443,286	404,315	38,971
30分類	自動車教習所	227,564	218,334	9,230
31分類	海外旅行	25,712	17,364	8,348
33分類	国内旅行	8,073	5,308	2,765
36分類	S Vその他（内外）	12,350	12,280	70
37分類	S Vその他（内内）	51,747	58,129	▲ 6,382
SV(旅行自動車学校)部門合計		325,446	311,414	14,032
62分類	メニュー	221,263	197,125	24,138
63分類	※テイクアウト	30,539	49,128	▲ 18,589
食堂部門合計		251,802	246,252	5,550
79分類	電子書籍	6,673	2,653	4,020
81分類	図書カード	1,652	2,346	▲ 694
82分類	非課税書籍	1,154	1,157	▲ 3
84分類	スタディガイド（内内）	4,745	11,022	▲ 6,277
87分類	自主講座・就活（内内）	30,218	29,584	634
89分類	書籍総合（分類計）	146,624	156,128	▲ 9,504
うち書籍部門合計		191,066	202,889	▲ 11,823

上記金額には消費税を含んでおりません。

上記表中「※」と表示している分類は、消費税軽減税率8%を適用します。

第3号議案

総代選挙規約・役員選挙規約・総会及び総代会運営規約の 一部改定の件

- ・ 当生協が加盟しております、全国大学生協連合会から「モデルの規約例」が届き、当生協の規約類を確認したところ、モデルの規約例に合わせて今総代会において改定したほうがよいことが判明しました。
- ・ 総代選挙規約・役員選挙規約・総会及び総代会運営規約の具体的な改定箇所については、別紙に掲載いたします。いずれも、全国大学生協連合会から提示されているモデル規約例に沿うように、現行の規約で定めていない条文を追加する改定案です。
- ・ 下記「新旧対照表」の通りに提案します。

総代選挙規約改定の件 新旧対照表

改定案 (2022 年全国大学生協連参考例を参照)	現行の規約 (平成 30 (2018) 年の通常総代会にて改定)
(候補者の届け出) 第 7 条 総代に立候補しようとする組合員は、 公告された受付期間中に、総代選挙管理委員会が作成した用紙（以下、「所定の用紙」という。）に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に届け出なければならない。 2 組合員が総代候補者を推薦しようとするときは、組合員の中から本人の承諾を得て、前項の期間中に、所定の用紙に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に推薦を届け出ることができる。 <u>3 前各項に定める所定の用紙によるほか、総代選挙管理委員会が立候補または推薦の届け出の方法として電磁的方法を定めてこれを公告したときは、立候補または推薦しようとする組合員は、この電磁的方法により届け出ることができる。</u> (施行期日) この規約は、平成 20 年 7 月 9 日から実施する。 この規約は、平成 30 年 5 月 24 日一部改定し	(候補者の届け出) 第 7 条 総代に立候補しようとする組合員は、 公告された受付期間中に、総代選挙管理委員会が作成した用紙（以下、「所定の用紙」という。）に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に届け出なければならない。 2 組合員が総代候補者を推薦しようとするときは、組合員の中から本人の承諾を得て、前項の期間中に、所定の用紙に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に推薦を届け出ることができる。 (施行期日) この規約は、平成 20 年 7 月 9 日から実施する。 この規約は、平成 30 年 5 月 24 日一部改定し

て施行する。 <u>この規約は、令和6（2024）年5月22日に一部改訂して施行する。</u>	て施行する。
---	---------------

役員選挙規約改定の件 新旧対照表

改定案 (2022 年全国大学生協連参考例を参照)	現行の規約 (令和2（2020）年の通常総代会にて改定)
(立候補の届け出) 第8条 理事又は監事に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、役員選挙管理委員会が作成した用紙（以下、「所定の用紙」という。）に必要事項を記入し、役員選挙管理委員長に届け出なければならない。 <u>2 前項に定める所定の用紙によるほか、役員選挙管理委員会が前項の届け出の方法として電磁的方法を定めてこれを公告したときは、立候補しようとする組合員は、この電磁的方法により届け出ることができる。</u> (理事会による推薦) 第10条 理事会は、組合員又は組合員以外の者のうちから、役員の候補者を、本人の同意を得て、第2条により定めた定数の範囲内で推薦することができる。ただし、理事については、定款に定める理事の定数の下限の3分の1を超えて組合員以外の者を推薦することはできない。 2 理事会は、第8条により立候補した組合員を、その組合員の同意を得て推薦することができる。 3 前二項の推薦は、理事会の議決により決する。ただし、理事会が監事候補者の推薦をするときは、監事の意見を聞いて行うよう努めるものとする。 4 第1項の推薦を得て候補となる者は、公告された受付期間中に所定の用紙に必要事項を記入し、推薦受諾の旨を役員選挙管理委員長に届け出るものとする。ただし、その届け	(立候補の届け出) 第8条 理事又は監事に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、役員選挙管理委員会が作成した用紙（以下、「所定の用紙」という。）に必要事項を記入し、役員選挙管理委員長に届け出なければならない。 (理事会による推薦) 第10条 理事会は、組合員又は組合員以外の者のうちから、役員の候補者を、本人の同意を得て、第2条により定めた定数の範囲内で推薦することができる。ただし、理事については、定款に定める理事の定数の下限の3分の1を超えて組合員以外の者を推薦することはできない。 2 理事会は、第8条により立候補した組合員を、その組合員の同意を得て推薦することができる。 3 前二項の推薦は、理事会の議決により決する。ただし、理事会が監事候補者の推薦をするときは、監事の意見を聞いて行うよう努めるものとする。 4 第1項の推薦を得て候補となる者は、公告された受付期間中に所定の用紙に必要事項を記入し、推薦受諾の旨を役員選挙管理委員長に届け出るものとする。ただし、その届け

出が遅れることにつき正当な理由があるときは、役員選挙管理委員長の承認を得て、受付期間終了後すみやかに届け出ることができる。 <u>5 第8条第2項の規定は、前項の推薦受諾をしようとする候補者についてこれを準用する。</u> (施行期日) 本規定は昭和37年6月より施行する。 本規定は平成10年5月30日一部改定し施行する。 本規定は平成18年11月25日一部改定し施行する。 本規定は平成20年7月9日一部改定し施行する。 本規定は平成30年5月24日一部改定し施行する。 本規定は令和2年5月27日一部改定し施行する。 <u>本規定は令和6(2023)年5月22日に一部改訂して施行する。</u>	出が遅れることにつき正当な理由があるときは、役員選挙管理委員長の承認を得て、受付期間終了後すみやかに届け出ることができる。 (施行期日) 本規定は昭和37年6月より施行する。 本規定は平成10年5月30日一部改定し施行する。 本規定は平成18年11月25日一部改定し施行する。 本規定は平成20年7月9日一部改定し施行する。 本規定は平成30年5月24日一部改定し施行する。 本規定は令和2年5月27日一部改定し施行する。
--	---

総会及び総代会運営規約改定の件 新旧対照表

改定案 (2013 年度全国大学生協連参考例を参照)	現行の規約 (2018 年の通常総代会にて改定)
(議長) 第6条 理事は、総代会にはかつて、出席した総代の中から<u>議長1人を選出する。なお、必要に応じて、議長に加えて副議長1人を選出できるものとする。</u> 2 前項の選出に際し選挙を行う場合は、拍手、挙手又は投票による。 3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。 <u>(総会)</u> <u>第23条 総会の運営にあたっては、この規約の各条を準用する。この場合において、第2</u>	(議長<u>及び副議長の選出</u>) 第6条 理事は、総代会にはかつて、出席した総代の中から<u>議長1名及び副議長1名を選出する。</u> 2 前項の選出に際し選挙を行う場合は、拍手、挙手又は投票による。 3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。 <u>(条文を新設)</u>

<u>条中「総代２人まで」とあるのは「組合員９人まで」と、第１２条及び第１３条中「総代１０人以上」とあるのは「組合員３０人以上」と読み替えるものとする。</u> (改廃) 第<u>２４</u>条 この規約の改廃は、総代会の議決による。 (施行期日) この規約は、組合成立の日から施行する。 ２００８年７月９日一部改正し施行する。 ２００９年５月３０日一部改正し施行する。 ２０１８年５月２４日一部改正し施行する。 <u>２０２４年５月２２日に一部改定し施行する。</u>	(改廃) 第<u>２３</u>条 この規約の改廃は、総代会の議決による。 (施行期日) この規約は、組合成立の日から施行する。 ２００８年７月９日一部改正し施行する。 ２００９年５月３０日一部改正し施行する。 ２０１８年５月２４日一部改正し施行する。
--	--

※本議案について、議案決議の本旨に反しない範囲の運用や字句の修正を理事会に一任ください。

総代選挙規約改定の件 新旧対照表

2024年5月22日 第120回（2024年度）通常総代会にて議決予定

改定案 (2022年全国大学生協連参考例を参照)	現行の規約 (平成30(2018)年の通常総代会にて改定)
岐阜大学消費生活協同組合 総代選挙規約 (目的) 第1条 この規約は、消費生活協同組合法及び定款に基づき、岐阜大学消費生活協同組合（以下、「組合」という。）の総代の選挙と補充について定める。 (選挙区と定数) 第2条 総代の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第44条の定める範囲内において理事会で定める。 (総代選挙管理委員会) 第3条 理事長は、総代選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、組合員（役職員である者を含む、以下同じ。）の中から3人以上5人以内の総代選挙管理委員（以下、この条において「委員」という。）を任命する。 2 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。 3 委員は、総代選挙管理委員会（以下、この条において「委員会」という。）を構成し、委員会は委員の中から総代選挙管理委員長1人を互選する。 4 委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。 5 委員会は、この規約の定めるところにより総代選挙を管理運営し、その結果等を公告するほか、理事会に報告する。 (選挙権及び被選挙権) 第4条 選挙権及び被選挙権を有する組合員	岐阜大学消費生活協同組合 総代選挙規約 (目的) 第1条 この規約は、消費生活協同組合法及び定款に基づき、岐阜大学消費生活協同組合（以下、「組合」という。）の総代の選挙と補充について定める。 (選挙区と定数) 第2条 総代の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第44条の定める範囲内において理事会で定める。 (総代選挙管理委員会) 第3条 理事長は、総代選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、組合員（役職員である者を含む、以下同じ。）の中から3人以上5人以内の総代選挙管理委員（以下、この条において「委員」という。）を任命する。 2 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。 3 委員は、総代選挙管理委員会（以下、この条において「委員会」という。）を構成し、委員会は委員の中から総代選挙管理委員長1人を互選する。 4 委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。 5 委員会は、この規約の定めるところにより総代選挙を管理運営し、その結果等を公告するほか、理事会に報告する。 (選挙権及び被選挙権) 第4条 選挙権及び被選挙権を有する組合員

は、投票を行う日の前日までに組合員名簿に登録されている者とする。ただし、役員及び総代選挙管理委員は、被選挙権を有しない。

(選挙の手順)

第5条 任期満了に伴う総代選挙は、通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行ない、21日前までに投票を行い、16日前までに当選者決定の公告を行うものとし、具体的な日程については総代選挙管理委員会が定める。

(選挙実施の公告)

第6条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。

- (1) 選挙区及び選挙区ごとの定数
- (2) 候補者の受付期間と手続き方法
- (3) 投票を行う場合の投票の期日と場所及び投票の方法
- (4) 候補者が定数内である選挙区については、投票によらないで、その選挙区の候補者全員を当選とする旨
- (5) その他必要な事項

(候補者の届け出)

第7条 総代に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、総代選挙管理委員会が作成した用紙(以下、「所定の用紙」という。)に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に届け出なければならない。

2 組合員が総代候補者を推薦しようとするときは、組合員の中から本人の承諾を得て、前項の期間中に、所定の用紙に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に推薦を届け出ることができる。

3 前各項に定める所定の用紙によるほか、総代選挙管理委員会が立候補または推薦の届け出の方法として電磁的方法を定めてこれを公告したときは、立候補または推薦しようとする組合員は、この電磁的方法により届け

は、投票を行う日の前日までに組合員名簿に登録されている者とする。ただし、役員及び総代選挙管理委員は、被選挙権を有しない。

(選挙の手順)

第5条 任期満了に伴う総代選挙は、通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行ない、21日前までに投票を行い、16日前までに当選者決定の公告を行うものとし、具体的な日程については総代選挙管理委員会が定める。

(選挙実施の公告)

第6条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。

- (1) 選挙区及び選挙区ごとの定数
- (2) 候補者の受付期間と手続き方法
- (3) 投票を行う場合の投票の期日と場所及び投票の方法
- (4) 候補者が定数内である選挙区については、投票によらないで、その選挙区の候補者全員を当選とする旨
- (5) その他必要な事項

(候補者の届け出)

第7条 総代に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、総代選挙管理委員会が作成した用紙(以下、「所定の用紙」という。)に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に届け出なければならない。

2 組合員が総代候補者を推薦しようとするときは、組合員の中から本人の承諾を得て、前項の期間中に、所定の用紙に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に推薦を届け出ることができる。

出ることができる。

(投票に関する公告と周知)

第8条 総代選挙管理委員長は、候補者が定数を超えたために投票を行うことになる選挙区について、その投票日の4日前までに、候補者の氏名、投票の期日と場所及び投票の方法を公告するとともに、その選挙区の組合員に周知を図るものとする。

2 すべての選挙区で候補者が定数内であるため投票を行わないときは、前項による公告を行わない。

(選挙運動)

第9条 選挙運動は、総代選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による総代選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、総代選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(投票の方法)

第10条 候補者が定員を超えた選挙区は、組合員一人一票の無記名連記制による投票を行う。

(当選者)

第11条 当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数のときは抽選により当選者を決定する。

2 前項の定めにかかわらず、候補者がその選挙区の定数以内であるときは投票によらないで当選とする。

(無効投票)

第12条 次の投票は無効とする。

- (1) 総代選挙管理委員会が作成した投票用紙を用いないもの
- (2) 定められた投票方法に違反したもの

(投票に関する公告と周知)

第8条 総代選挙管理委員長は、候補者が定数を超えたために投票を行うことになる選挙区について、その投票日の4日前までに、候補者の氏名、投票の期日と場所及び投票の方法を公告するとともに、その選挙区の組合員に周知を図るものとする。

2 すべての選挙区で候補者が定数内であるため投票を行わないときは、前項による公告を行わない。

(選挙運動)

第9条 選挙運動は、総代選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による総代選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、総代選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(投票の方法)

第10条 候補者が定員を超えた選挙区は、組合員一人一票の無記名連記制による投票を行う。

(当選者)

第11条 当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数のときは抽選により当選者を決定する。

2 前項の定めにかかわらず、候補者がその選挙区の定数以内であるときは投票によらないで当選とする。

(無効投票)

第12条 次の投票は無効とする。

- (1) 総代選挙管理委員会が作成した投票用紙を用いないもの
- (2) 定められた投票方法に違反したもの

(立会人) 第 13 条 総代選挙管理委員長は、投票及び開票の際必要に応じて、選挙権を持つ組合員の中から立会人を選任する。 (当選の通知と公告) 第 14 条 総代選挙管理委員長は、当選者が確定したときは当選者にその旨を通知し、かつ、当選者の選挙区、氏名を公告する。 (就任) 第 15 条 当選者は、前条による公告がされたときに総代に就任する。 2 就任した総代が辞任したとき又はその資格を失ったときは、次点の者を順に繰り上げ当選とする。 (異議申し立て) 第 16 条 選挙に関する異議は、当選の公告をした日の 3 日後の日までに総代選挙管理委員長に対して書面をもって行う。 2 異議の裁定は総代選挙管理委員会において決する。 3 総代選挙管理委員長は裁定の結果を異議申し立ての日から 3 日以内に異議申立人に通知する。 4 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、総代選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。 5 裁定の結果が当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とすべきものであるときは、総代選挙管理委員会は当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とし、その選挙区について再選挙を行う。 (追加選挙) 第 17 条 就任する総代総数が定款に定める定数の下限に達しないときは、通常総代会までの間に、定員割れとなったすべての選挙区	(立会人) 第 13 条 総代選挙管理委員長は、投票及び開票の際必要に応じて、選挙権を持つ組合員の中から立会人を選任する。 (当選の通知と公告) 第 14 条 総代選挙管理委員長は、当選者が確定したときは当選者にその旨を通知し、かつ、当選者の選挙区、氏名を公告する。 (就任) 第 15 条 当選者は、前条による公告がされたときに総代に就任する。 2 就任した総代が辞任したとき又はその資格を失ったときは、次点の者を順に繰り上げ当選とする。 (異議申し立て) 第 16 条 選挙に関する異議は、当選の公告をした日の 3 日後の日までに総代選挙管理委員長に対して書面をもって行う。 2 異議の裁定は総代選挙管理委員会において決する。 3 総代選挙管理委員長は裁定の結果を異議申し立ての日から 3 日以内に異議申立人に通知する。 4 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、総代選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。 5 裁定の結果が当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とすべきものであるときは、総代選挙管理委員会は当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とし、その選挙区について再選挙を行う。 (追加選挙) 第 17 条 就任する総代総数が定款に定める定数の下限に達しないときは、通常総代会までの間に、定員割れとなったすべての選挙区
--	--

で追加選挙を行い、総代総数が定款に定める定数の下限以上となるよう努めるものとする。 (定款に定める定数の下限から欠いている場合の措置) 第 18 条 現に就任している総代総数が定款に定める定数の下限を欠いているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める取り扱いをするものとする。 (1) 総代会の成立の確認 定款に定める定数の下限の人数の半数以上の出席で総代会が成立するものとする (2) 役員の解任請求又は臨時総代会招集請求の成立の確認 現に就任している総代の 5 分の 1 以上の同意でその請求が成立するものとする (補充) 第 19 条 現に就任している総代の人数が定款に定める定数の下限の人数の 5 分の 1 を超えて欠けている場合において臨時総代会を招集しようとするときは、定員割れのすべての選挙区で補充選挙を実施しなければならない。 2 前項の規定は、監事が総代会を招集するとき又は総代の 5 分の 1 以上の同意を得た請求に基づき理事長が総代会を招集するときには適用しない。 3 第 1 項以外の場合で理事会が必要であると議決したときは、補充選挙を実施する。 4 補充選挙については、前各条を準用する。 (細目等) 第 20 条 総代選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取扱いは、総代選挙管理委員会が決する。 (改廃) 第 21 条 この規約の改廃は、総代会の議決に	で追加選挙を行い、総代総数が定款に定める定数の下限以上となるよう努めるものとする。 (定款に定める定数の下限から欠いている場合の措置) 第 18 条 現に就任している総代総数が定款に定める定数の下限を欠いているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める取り扱いをするものとする。 (1) 総代会の成立の確認 定款に定める定数の下限の人数の半数以上の出席で総代会が成立するものとする (2) 役員の解任請求又は臨時総代会招集請求の成立の確認 現に就任している総代の 5 分の 1 以上の同意でその請求が成立するものとする (補充) 第 19 条 現に就任している総代の人数が定款に定める定数の下限の人数の 5 分の 1 を超えて欠けている場合において臨時総代会を招集しようとするときは、定員割れのすべての選挙区で補充選挙を実施しなければならない。 2 前項の規定は、監事が総代会を招集するとき又は総代の 5 分の 1 以上の同意を得た請求に基づき理事長が総代会を招集するときには適用しない。 3 第 1 項以外の場合で理事会が必要であると議決したときは、補充選挙を実施する。 4 補充選挙については、前各条を準用する。 (細目等) 第 20 条 総代選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取扱いは、総代選挙管理委員会が決する。 (改廃) 第 21 条 この規約の改廃は、総代会の議決に
--	--

よる。 (施行期日) この規約は、平成２０年７月９日から実施する。 この規約は、平成３０年５月２４日一部改定して施行する。 <u>この規約は、令和６（２０２４）年５月２２日に一部改訂して施行する。</u>	よる。 (施行期日) この規約は、平成２０年７月９日から実施する。 この規約は、平成３０年５月２４日一部改定して施行する。
---	---

役員選挙規約改定の件 新旧対照表

2024年5月22日 第120回（2024年度）通常総代会にて議決予定

改定案 (2022年全国大学生協連参考例を参照)	現行の規約 (令和2(2020)年の通常総代会にて改定)
岐阜大学消費生活協同組合 役員選挙規約 (目的) 第1条 この規約は、消費生活協同組合法（以下、「生協法」という。）及び定款に基づき、岐阜大学消費生活協同組合（以下、「組合」という。）の理事及び監事（以下、「役員」という。）の選挙と補充について定める。 (選挙区と定数) 第2条 役員の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第18条の定める範囲内において理事会で定める。 (不適格者) 第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、破産手続開始の決定を受け、復権していない者は役員としての被選挙権を有しない。 (役員選挙管理委員会) 第4条 理事長は、役員選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、組合員（役職員である者を含む、以下同じ。）の中から3人以上5人以内の役員選挙管理委員（以下、この条において「委員」という。）を任命する。 2 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。 3 委員は、役員選挙管理委員会（以下、この条において「委員会」という。）を構成し、委員会は委員の中から役員選挙管理委員長1人を互選する。 4 委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の	岐阜大学消費生活協同組合 役員選挙規約 (目的) 第1条 この規約は、消費生活協同組合法（以下、「生協法」という。）及び定款に基づき、岐阜大学消費生活協同組合（以下、「組合」という。）の理事及び監事（以下、「役員」という。）の選挙と補充について定める。 (選挙区と定数) 第2条 役員の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第18条の定める範囲内において理事会で定める。 (不適格者) 第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、破産手続開始の決定を受け、復権していない者は役員としての被選挙権を有しない。 (役員選挙管理委員会) 第4条 理事長は、役員選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、組合員（役職員である者を含む、以下同じ。）の中から3人以上5人以内の役員選挙管理委員（以下、この条において「委員」という。）を任命する。 2 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。 3 委員は、役員選挙管理委員会（以下、この条において「委員会」という。）を構成し、委員会は委員の中から役員選挙管理委員長1人を互選する。 4 委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の

2以上の多数で決する。 5 委員会は、この規約の定めるところにより役員選挙を管理運営し、その経過及び結果等を理事会及び総代会に報告するほか、必要な公告を行う。 (被選挙権) 第5条 役員の被選挙権を持ち立候補できる者は、第7条による公告がされた日に組合員である者とする。ただし、生協職員として採用されたことにより組合員資格を持って組合員となっている者は、理事会の推薦を得た場合を除き、候補者となることができない。 2 役員選挙管理委員は、候補者となることができない。ただし、役員選挙管理委員を辞任したときはこの限りでない。 (選挙の手順) 第6条 任期満了に伴う役員選挙は、その選挙を行う通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行い、総代会において選挙し、総代会において当選を確認するものとし、具体的な日程については役員選挙管理委員会が定める。 (選挙実施の公告) 第7条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。 (1) 役員の選挙区及び選挙区ごとの定数 (2) 候補者の受付期間と手続き方法 (3) その他必要な事項 2 前項第2号の受付期間の最終日は、前項の公告の日から7日（ただし、土・日・祝日は含まない。）以上経過した日であることを要する。 (立候補の届け出) 第8条 理事又は監事に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、役員選挙管理委員会が作成した用紙（以下、「所定の	2以上の多数で決する。 5 委員会は、この規約の定めるところにより役員選挙を管理運営し、その経過及び結果等を理事会及び総代会に報告するほか、必要な公告を行う。 (被選挙権) 第5条 役員の被選挙権を持ち立候補できる者は、第7条による公告がされた日に組合員である者とする。ただし、生協職員として採用されたことにより組合員資格を持って組合員となっている者は、理事会の推薦を得た場合を除き、候補者となることができない。 2 役員選挙管理委員は、候補者となることができない。ただし、役員選挙管理委員を辞任したときはこの限りでない。 (選挙の手順) 第6条 任期満了に伴う役員選挙は、その選挙を行う通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行い、総代会において選挙し、総代会において当選を確認するものとし、具体的な日程については役員選挙管理委員会が定める。 (選挙実施の公告) 第7条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。 (1) 役員の選挙区及び選挙区ごとの定数 (2) 候補者の受付期間と手続き方法 (3) その他必要な事項 2 前項第2号の受付期間の最終日は、前項の公告の日から7日（ただし、土・日・祝日は含まない。）以上経過した日であることを要する。 (立候補の届け出) 第8条 理事又は監事に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、役員選挙管理委員会が作成した用紙（以下、「所定の
---	---

用紙」という。)に必要事項を記入し、役員選挙管理委員長に届け出なければならない。

2 前項に定める所定の用紙によるほか、役員選挙管理委員会が前項の届け出の方法として電磁的方法を定めてこれを公告したときは、立候補しようとする組合員は、この電磁的方法により届け出ることができる。

(重複立候補の禁止)

第9条 組合員は、理事と監事に同時に立候補し、又は異なる選挙区で同時に立候補することができない。

(理事会による推薦)

第10条 理事会は、組合員又は組合員以外の者のうちから、役員の候補者を、本人の同意を得て、第2条により定めた定数の範囲内で推薦することができる。ただし、理事については、定款に定める理事の定数の下限の3分の1を超えて組合員以外の者を推薦することはできない。

2 理事会は、第8条により立候補した組合員を、その組合員の同意を得て推薦することができる。

3 前二項の推薦は、理事会の議決により決する。ただし、理事会が監事候補者の推薦をするときは、監事の意見を聞いて行うよう努めるものとする。

4 第1項の推薦を得て候補となる者は、公告された受付期間中に所定の用紙に必要事項を記入し、推薦受諾の旨を役員選挙管理委員長に届け出るものとする。ただし、その届け出が遅れることにつき正当な理由があるときは、役員選挙管理委員長の承認を得て、受付期間終了後すみやかに届け出ることができる。

5 第8条第2項の規定は、前項の推薦受諾をしようとする候補者についてこれを準用する。

用紙」という。)に必要事項を記入し、役員選挙管理委員長に届け出なければならない。

(重複立候補の禁止)

第9条 組合員は、理事と監事に同時に立候補し、又は異なる選挙区で同時に立候補することができない。

(理事会による推薦)

第10条 理事会は、組合員又は組合員以外の者のうちから、役員の候補者を、本人の同意を得て、第2条により定めた定数の範囲内で推薦することができる。ただし、理事については、定款に定める理事の定数の下限の3分の1を超えて組合員以外の者を推薦することはできない。

2 理事会は、第8条により立候補した組合員を、その組合員の同意を得て推薦することができる。

3 前二項の推薦は、理事会の議決により決する。ただし、理事会が監事候補者の推薦をするときは、監事の意見を聞いて行うよう努めるものとする。

4 第1項の推薦を得て候補となる者は、公告された受付期間中に所定の用紙に必要事項を記入し、推薦受諾の旨を役員選挙管理委員長に届け出るものとする。ただし、その届け出が遅れることにつき正当な理由があるときは、役員選挙管理委員長の承認を得て、受付期間終了後すみやかに届け出ることができる。

(選挙運動) 第 1 1 条 選挙運動は、役員選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。 2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。 (選挙) 第 1 2 条 選挙は、総代会において行う。 2 総代会に出席した総代（第 1 4 条の書面投票により参加する総代及び委任により参加する総代を含む、以下同じ。）は、すべての選挙区の選挙に投票するものとし、投票は総代 1 人につき 1 票とする。 3 投票は、選挙区ごとに、無記名連記制により行う。 4 前 2 項の定めにかかわらず、その選挙区の候補者が定数内であるときは、投票を省略する。 (当選者の決定) 第 1 3 条 候補者が定数を上回る選挙区については、当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数のときは、抽選により当選者を決定する。 2 前条第 4 項の場合は、その選挙区の候補者全員を当選人とする。 (書面投票) 第 1 4 条 定款第 6 2 条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の氏名を明示した書面（ただし、役員選挙管理委員会が作成した投票用紙であることを要する。）を封筒に封入し、封筒に署名又は記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行う。 2 前項の定めにかかわらず、総代会の途中で退席する総代（総代から委任を受けた者を含む。）は、退席後に行使すべき選挙権について	(選挙運動) 第 1 1 条 選挙運動は、役員選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。 2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。 (選挙) 第 1 2 条 選挙は、総代会において行う。 2 総代会に出席した総代（第 1 4 条の書面投票により参加する総代及び委任により参加する総代を含む、以下同じ。）は、すべての選挙区の選挙に投票するものとし、投票は総代 1 人につき 1 票とする。 3 投票は、選挙区ごとに、無記名連記制により行う。 4 前 2 項の定めにかかわらず、その選挙区の候補者が定数内であるときは、投票を省略する。 (当選者の決定) 第 1 3 条 候補者が定数を上回る選挙区については、当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数のときは、抽選により当選者を決定する。 2 前条第 4 項の場合は、その選挙区の候補者全員を当選人とする。 (書面投票) 第 1 4 条 定款第 6 2 条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の氏名を明示した書面（ただし、役員選挙管理委員会が作成した投票用紙であることを要する。）を封筒に封入し、封筒に署名又は記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行う。 2 前項の定めにかかわらず、総代会の途中で退席する総代（総代から委任を受けた者を含む。）は、退席後に行使すべき選挙権について
--	--

書面をもって行うことができる。 (無効投票) 第15条 次の投票は無効とする。 (1) 役員選挙管理委員会が作成した投票用紙を用いないもの (2) 定められた投票方法に違反したもの (立候補又は推薦受諾の取消し) 第16条 候補者となった者は、当選者が確定するまでの間、役員選挙管理委員長に通知することにより、いつでも立候補又は推薦受諾を取消することができる。 2 前項の取消しがされた場合、すでに行われた書面投票の準備・投票等は、その者に関する部分のみ行われなかったものとみなす。 (総代会への報告と公告) 第17条 役員選挙管理委員長は、役員選挙の結果を総代会に報告し、公告する。 (就任辞退) 第18条 当選した役員が就任を辞退したとき、又は役員の資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とし、この旨を役員選挙管理委員長が公告する。 (就任) 第19条 通常総代会で当選した者は、その通常総代会が終了したときに役員に就任する。 (総代が役員に就任した場合の措置) 第20条 総代が役員に就任したときは、その就任のときに総代を退任するものとする。 (異議申し立て) 第21条 選挙に関する異議は、その総代会が終了するときまでの間に、役員選挙管理委員長に対して書面又は口頭で行う。	書面をもって行うことができる。 (無効投票) 第15条 次の投票は無効とする。 (1) 役員選挙管理委員会が作成した投票用紙を用いないもの (2) 定められた投票方法に違反したもの (立候補又は推薦受諾の取消し) 第16条 候補者となった者は、当選者が確定するまでの間、役員選挙管理委員長に通知することにより、いつでも立候補又は推薦受諾を取消することができる。 2 前項の取消しがされた場合、すでに行われた書面投票の準備・投票等は、その者に関する部分のみ行われなかったものとみなす。 (総代会への報告と公告) 第17条 役員選挙管理委員長は、役員選挙の結果を総代会に報告し、公告する。 (就任辞退) 第18条 当選した役員が就任を辞退したとき、又は役員の資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とし、この旨を役員選挙管理委員長が公告する。 (就任) 第19条 通常総代会で当選した者は、その通常総代会が終了したときに役員に就任する。 (総代が役員に就任した場合の措置) 第20条 総代が役員に就任したときは、その就任のときに総代を退任するものとする。 (異議申し立て) 第21条 選挙に関する異議は、その総代会が終了するときまでの間に、役員選挙管理委員長に対して書面又は口頭で行う。
---	---

2 異議の裁定は役員選挙管理委員会において決し、総代会が終了するときまでに異議申立人に通知する。 3 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。 (補充選挙) 第22条 補充選挙を行うときは、前各条を準用する。 (細目) 第23条 役員選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取り扱いは、役員選挙管理委員会が決する。 (改廃) 第24条 この規約の改廃は、総代会の議決による。 (施行期日) 本規定は昭和37年6月より施行する。 本規定は平成10年5月30日一部改定し施行する。 本規定は平成18年11月25日一部改定し施行する。 本規定は平成20年7月9日一部改定し施行する。 本規定は平成30年5月24日一部改定し施行する。 本規定は令和2年5月27日一部改定し施行する。 <u>本規定は令和6(2023)年5月22日に一部改訂して施行する。</u>	2 異議の裁定は役員選挙管理委員会において決し、総代会が終了するときまでに異議申立人に通知する。 3 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。 (補充選挙) 第22条 補充選挙を行うときは、前各条を準用する。 (細目) 第23条 役員選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取り扱いは、役員選挙管理委員会が決する。 (改廃) 第24条 この規約の改廃は、総代会の議決による。 (施行期日) 本規定は昭和37年6月より施行する。 本規定は平成10年5月30日一部改定し施行する。 本規定は平成18年11月25日一部改定し施行する。 本規定は平成20年7月9日一部改定し施行する。 本規定は平成30年5月24日一部改定し施行する。 本規定は令和2年5月27日一部改定し施行する。
--	--

総会及び総代会運営規約改定の件 新旧対照表

2024年5月22日 第120回（2024年度）通常総代会にて議決予定

改定案 (2013 年度全国大学生協連参考例を参照)	現行の規約 (2018 年の通常総代会にて改定)
岐阜大学消費生活協同組合 総会及び総代会運営規約 (総則) 第1条 この規約は、消費生活協同組合法及び定款に基づき、岐阜大学消費生活協同組合（以下、「組合」という。）の総会及び総代会の運営について定める。 2 法令、定款及びこの規約に定めがないときは、そのつど総代会で定める。 3 法令、定款、この規約及び総代会で定めた事項のほかは議長が決する。 (資格確認) 第2条 総代会に実出席する総代は、総代会会場の受付で、組合が定める方法によりその資格の確認を受け、総代証の交付を受けるものとする。 2 定款第62条の定めにより総代から委任を受けた代理人は、総代会会場の受付でその総代が署名又は記名押印した委任状を組合に提出し、資格の確認を受け、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。 (議決権及び選挙権の書面による行使) 第3条 定款第62条の定めにより総代が書面により議決権及び選挙権を行使する場合には、次のものを総代会の開会までに組合に提出するものとする。 (1) あらかじめ通知のあった事項について賛否を明示し、総代が署名又は記名押印した書面（以下、「書面議決書」という。） (2) 選挙しようとする役員の氏名を明示し	岐阜大学消費生活協同組合 総会及び総代会運営規約 (総則) 第1条 この規約は、消費生活協同組合法及び定款に基づき、岐阜大学消費生活協同組合（以下、「組合」という。）の総会及び総代会の運営について定める。 2 法令、定款及びこの規約に定めがないときは、そのつど総代会で定める。 3 法令、定款、この規約及び総代会で定めた事項のほかは議長が決する。 (資格確認) 第2条 総代会に実出席する総代は、総代会会場の受付で、組合が定める方法によりその資格の確認を受け、総代証の交付を受けるものとする。 2 定款第62条の定めにより総代から委任を受けた代理人は、総代会会場の受付でその総代が署名又は記名押印した委任状を組合に提出し、資格の確認を受け、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。 (議決権及び選挙権の書面による行使) 第3条 定款第62条の定めにより総代が書面により議決権及び選挙権を行使する場合には、次のものを総代会の開会までに組合に提出するものとする。 (1) あらかじめ通知のあった事項について賛否を明示し、総代が署名又は記名押印した書面（以下、「書面議決書」という。） (2) 選挙しようとする役員の氏名を明示し

た無記名の書面を、総代が署名又は記名押印した封筒に入れたもの 2 第9条第2項に基づき退場する総代又は代理人が前項第1号又は第2号に定めるものを提出したときは、前項の定めにかかわらず、これを有効なものとして取り扱う。 (資格審査委員会) 第4条 理事長は前二条に関する確認を円滑に行うため、理事若干名で構成する資格審査委員会を置くことができる。 (開会) 第5条 出席者が定款第57条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行う。 (議長) 第6条 理事は、総代会にはかつて、出席した総代の中から<u>議長1人を選出する。なお、必要に応じて、議長に加えて副議長1人を選出できるものとする。</u> 2 前項の選出に際し選挙を行う場合は、拍手、挙手又は投票による。 3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。 (議事録署名人及び書記) 第7条 議事録署名人として、議事録を作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。また書記若干名を指名する。 (議事運営委員) 第8条 議長は、役職員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行わせることができる。	た無記名の書面を、総代が署名又は記名押印した封筒に入れたもの 2 第9条第2項に基づき退場する総代又は代理人が前項第1号又は第2号に定めるものを提出したときは、前項の定めにかかわらず、これを有効なものとして取り扱う。 (資格審査委員会) 第4条 理事長は前二条に関する確認を円滑に行うため、理事若干名で構成する資格審査委員会を置くことができる。 (開会) 第5条 出席者が定款第57条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行う。 (議長及び副議長の選出) 第6条 理事は、総代会にはかつて、出席した総代の中から<u>議長1名及び副議長1名を選出する。</u> 2 前項の選出に際し選挙を行う場合は、拍手、挙手又は投票による。 3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。 (議事録署名人及び書記) 第7条 議事録署名人として、議事録を作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。また書記若干名を指名する。 (議事運営委員) 第8条 議長は、役職員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行わせることができる。
--	--

(退場の制限等) 第9条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。 2 出席した総代又は代理人が、総代会の終了前に退場するときは、議長又は議事運営委員の許可を得なければならない。 3 総代会の出席者が退場したことによって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。 (発言) 第10条 議長は、発言方法と発言時間を総代会にはかつて定める。 2 発言者は、議長の許可を得て、所属及び氏名を告げてから発言する。 3 議長は、総代会にはかつて、関係者を出席させ発言を求めることができる。 4 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。 (質問に対する説明) 第11条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。 2 総代の質問に対する説明は、理事会が提案した議案に関する質問については理事長又は理事長が指名した者が、監事が提案した議案又は監査に関する質問については監事又は監事が指名した者が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する説明を拒むことができる。 (1) 質問が総代会の目的である事項に関しないものである場合 (2) 説明により組合員の共同の利益を著しく害する場合 (3) 調査を要するため、直ちに説明することが困難である場合 (4) 説明により、組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合 (5) 総代が実質的に同一の事項について繰	(退場の制限等) 第9条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。 2 出席した総代又は代理人が、総代会の終了前に退場するときは、議長又は議事運営委員の許可を得なければならない。 3 総代会の出席者が退場したことによって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。 (発言) 第10条 議長は、発言方法と発言時間を総代会にはかつて定める。 2 発言者は、議長の許可を得て、所属及び氏名を告げてから発言する。 3 議長は、総代会にはかつて、関係者を出席させ発言を求めることができる。 4 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。 (質問に対する説明) 第11条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。 2 総代の質問に対する説明は、理事会が提案した議案に関する質問については理事長又は理事長が指名した者が、監事が提案した議案又は監査に関する質問については監事又は監事が指名した者が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する説明を拒むことができる。 (1) 質問が総代会の目的である事項に関しないものである場合 (2) 説明により組合員の共同の利益を著しく害する場合 (3) 調査を要するため、直ちに説明することが困難である場合 (4) 説明により、組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合 (5) 総代が実質的に同一の事項について繰
--	--

り返して説明を求める場合 (6) その他正当な理由がある場合 (議事進行に関する動議) 第12条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について、総代10人以上(自分を含む。)の賛同を得て、文書又は口頭で議長に動議を提出することができる。 2 前項の動議の提出があったときは、議長は動議の提出者から総代会に対してその動議の趣旨を説明させたのち表決に付する。ただし、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でないと認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。 3 第1項の動議は、出席した総代の議決権(代理人による議決権を含み、書面による出席者及び議長は出席した総代の数に参入しない。)の過半数の賛成で議決する。 (修正動議) 第13条 総代が、付議された議案を修正する動議(以下、「修正動議」という。)を提出する場合には、総代10人以上(自分を含む。)の賛同を得て、総代会の会日の5日前までに、文書で理事長に届け出るものとする。 2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。 3 前二項の定めにかかわらず、総代は、総代10人以上(自分を含む。)の賛同を得て、総代会において文書で議長に修正動議を提出することができる。 4 前項の修正動議の提出があった場合、議長は総代会に議題としてとりあげるかどうかをはかり、その修正動議を提出した総代(賛同した者を含む。)のほかに総代10人以上が議題としてとりあげることを支持したとき、議長はその修正動議について審議に付すものとする。	り返して説明を求める場合 (6) その他正当な理由がある場合 (議事進行に関する動議) 第12条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について、総代10人以上(自分を含む。)の賛同を得て、文書又は口頭で議長に動議を提出することができる。 2 前項の動議の提出があったときは、議長は動議の提出者から総代会に対してその動議の趣旨を説明させたのち表決に付する。ただし、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でないと認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。 3 第1項の動議は、出席した総代の議決権(代理人による議決権を含み、書面による出席者及び議長は出席した総代の数に参入しない。)の過半数の賛成で議決する。 (修正動議) 第13条 総代が、付議された議案を修正する動議(以下、「修正動議」という。)を提出する場合には、総代10人以上(自分を含む。)の賛同を得て、総代会の会日の5日前までに、文書で理事長に届け出るものとする。 2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。 3 前二項の定めにかかわらず、総代は、総代10人以上(自分を含む。)の賛同を得て、総代会において文書で議長に修正動議を提出することができる。 4 前項の修正動議の提出があった場合、議長は総代会に議題としてとりあげるかどうかをはかり、その修正動議を提出した総代(賛同した者を含む。)のほかに総代10人以上が議題としてとりあげることを支持したとき、議長はその修正動議について審議に付すものとする。
---	---

- 5 議長は、修正動議を審議に付したときは、表決に当たりまず修正動議につきこれを決するものとし、2つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次表決するものとする。
- 6 修正動議の提出者は、その修正動議が審議に付された後でも、これを修正又は撤回できる。ただし、議長が修正又は撤回を拒んだときはこの限りでない。
- 7 修正動議は、出席した総代の議決権（書面又は代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。
- 8 修正動議を表決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。

（緊急動議）

- 第14条 総代は、定款第56条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。
- 2 前項に定める動議（以下、「緊急動議」という。）については、前条第3項及び第4項の定めを準用する。
- 3 緊急動議は、出席した総代の議決権（議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。ただし、書面又は代理人による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。
- 4 前項の場合において、その動議に関し出席した総代の人数が第5条に定める成立要件を満たさないときは、議長はその緊急動議を審議又は表決に付すことができない。

（一事不再議）

- 第15条 否決又は撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。

- 5 議長は、修正動議を審議に付したときは、表決に当たりまず修正動議につきこれを決するものとし、2つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次表決するものとする。
- 6 修正動議の提出者は、その修正動議が審議に付された後でも、これを修正又は撤回できる。ただし、議長が修正又は撤回を拒んだときはこの限りでない。
- 7 修正動議は、出席した総代の議決権（書面又は代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。
- 8 修正動議を表決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。

（緊急動議）

- 第14条 総代は、定款第56条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。
- 2 前項に定める動議（以下、「緊急動議」という。）については、前条第3項及び第4項の定めを準用する。
- 3 緊急動議は、出席した総代の議決権（議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。ただし、書面又は代理人による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。
- 4 前項の場合において、その動議に関し出席した総代の人数が第5条に定める成立要件を満たさないときは、議長はその緊急動議を審議又は表決に付すことができない。

（一事不再議）

- 第15条 否決又は撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。

(特別委員会) 第16条 総代会で特に必要と認めたときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行わせることができる。 2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を互選する。 3 委員長は、審議の経過及び結果を総代会に報告する。 4 議長は、特別委員会の報告を受けて必要があるときは、表決に付さなければならない。 (総代会の打ち切り、延期及び続行) 第17条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、又は続行することができる。 (討論の終結) 第18条 議長が議案の表決を行うことを宣言した後は、議案についての発言をすることができない。 (表決の方法) 第19条 表決は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。 2 議長は、表決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。 3 総代及び代理人は、総代証又は代理人証を明示して議長の採決に応じなければならない。 4 棄権した者の数及び表示された議決権行使の意思内容が不明である者の数は、出席した総代の議決権数に算入する。 (表決結果の宣言) 第20条 議長は、前条第3項による賛否等に書面議決書による賛否等を加えて、表決の結果を宣言しなければならない。 2 前項の場合において、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること又は	(特別委員会) 第16条 総代会で特に必要と認めたときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行わせることができる。 2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を互選する。 3 委員長は、審議の経過及び結果を総代会に報告する。 4 議長は、特別委員会の報告を受けて必要があるときは、表決に付さなければならない。 (総代会の打ち切り、延期及び続行) 第17条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、又は続行することができる。 (討論の終結) 第18条 議長が議案の表決を行うことを宣言した後は、議案についての発言をすることができない。 (表決の方法) 第19条 表決は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。 2 議長は、表決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。 3 総代及び代理人は、総代証又は代理人証を明示して議長の採決に応じなければならない。 4 棄権した者の数及び表示された議決権行使の意思内容が不明である者の数は、出席した総代の議決権数に算入する。 (表決結果の宣言) 第20条 議長は、前条第3項による賛否等に書面議決書による賛否等を加えて、表決の結果を宣言しなければならない。 2 前項の場合において、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること又は
---	---

充足していないことを宣言すれば足り、賛否等の数を宣言することを要しない。 (傍聴) 第 2 1 条 組合員は、議長の許可を得て総代会を傍聴することができる。 2 総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障を生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。 (秩序の保持) 第 2 2 条 総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。 2 議長は、無断で発言した者又は議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。 3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。 <u>(総会)</u> <u>第 2 3 条 総会の運営にあたっては、この規約の各条を準用する。この場合において、第 2 条中「総代 2 人まで」とあるのは「組合員 9 人まで」と、第 1 2 条及び第 1 3 条中「総代 1 0 人以上」とあるのは「組合員 3 0 人以上」と読み替えるものとする。</u> (改廃) 第 <u>2 4</u> 条 この規約の改廃は、総代会の議決による。 (施行期日) この規約は、組合成立の日から施行する。 2 0 0 8 年 7 月 9 日一部改正し施行する。 2 0 0 9 年 5 月 3 0 日一部改正し施行する。 2 0 1 8 年 5 月 2 4 日一部改正し施行する。 <u>2 0 2 4 年 5 月 2 2 日に一部改定し施行する。</u>	充足していないことを宣言すれば足り、賛否等の数を宣言することを要しない。 (傍聴) 第 2 1 条 組合員は、議長の許可を得て総代会を傍聴することができる。 2 総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障を生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。 (秩序の保持) 第 2 2 条 総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。 2 議長は、無断で発言した者又は議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。 3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。 (改廃) 第 <u>2 3</u> 条 この規約の改廃は、総代会の議決による。 (施行期日) この規約は、組合成立の日から施行する。 2 0 0 8 年 7 月 9 日一部改正し施行する。 2 0 0 9 年 5 月 3 0 日一部改正し施行する。 2 0 1 8 年 5 月 2 4 日一部改正し施行する。
---	---

第4号議案

役員報酬決定の件

役員（理事・監事）の年間報酬について、下記の総額の範囲で理事会が定める役員報酬規則に基づいて支給すること、および、各役員の報酬額と支給方法については、理事に関しては理事会に、監事に関しては監事の協議に、それぞれ委ねます。

1. 理事（20人）の年間報酬 総額 1,500 万円

なお、この総額には、常勤役員（専務理事・常務理事）の役員就任期間に対する退職金を含みます。

2. 監事（6人）の年間報酬 総額 0 円

上記の金額は、前年度（2023 年度）の第 119 回通常総代会にて議決した金額（理事の年間報酬総額 1,900 万円）から減額しています。理由は、前年度は常勤役員が 2 名（専務理事・常務理事）でしたが、当年度は常勤理事として専務理事 1 名の就任を予定しており、常勤役員は合計 1 名となるためです。現常勤理事（専務理事）が本総代会をもって退任を予定するため、当該役員の役員就任期間（3 年間）に対する退職金を含み、現常勤理事（常務理事）の役員報酬改定予定とあわせて、当年度の年間報酬予定額（役員就任期間に対する退職金を含む）を下回らない額として提案いたします。

本議案について、議案決議の本旨に反しない範囲の運用や字句の修正を理事会に一任ください。

役員選挙

2024年 5月10日

岐阜大学消費生活協同組合 役員選挙管理委員会
委員長 松井 蒼真

岐阜大学生協の定款19条および役員選挙規約に定めるところにより、本総代会において以下の役員を選出します。

理事 定数 20名
監事 定数 6名

役員候補者一覧（4月20日役員選挙公示・5月8日立候補届出締切）

役職	氏名（敬称略）	所属	2023年度生協役職
理事	石田 秀治	応用生物科学部 教員	代表理事・理事長
理事	宮崎 龍彦	医学部 教員	理事（非常勤）
理事	柴田 努	地域科学部 教員	（新任）役職なし
理事	李 侖美	社会システム経営学環 教員	（新任）役職なし
理事	堀田 亮	保健管理センター 教員	（新任）役職なし
理事	吉田 結	自然科学技術研究科 院生 修士1年	（新任）役職なし
理事	金原 慎逸	工学部 学生 4年	常務理事（非常勤）
理事	漆崎 新	地域科学部 学生 4年	（新任）役職なし
理事	西谷 颯太	地域科学部 学生 3年	常務理事（非常勤）
理事	繁 ハナ子	教育学部 学生 3年	常務理事（非常勤）
理事	藤井 大輝	教育学部 学生 3年	常務理事（非常勤）
理事	高橋 愛果	教育学部 学生 3年	理事（非常勤）
理事	石原 利紗	工学部 学生 2年	（新任）役職なし
理事	上井 ゆり子	応用生物科学部 学生 2年	（新任）役職なし
理事	鈴木 優風	教育学部 学生 2年	（新任）役職なし
理事	田中 颯星	工学部 学生 2年	（新任）役職なし
理事	長谷川 稜祐	工学部 学生 2年	（新任）役職なし
理事	山崎 優翔	社会システム経営学環 学生 2年	（新任）役職なし
理事	藁谷 拓海	地域科学部 学生 2年	（新任）役職なし
理事	前口 直樹	岐阜大学生協 常勤役員（専従）	常務理事（常勤）
監事	菊地 聡	工学部 教員	特定監事
監事	和田 壮太	自然科学技術研究科 院生 修士2年	理事
監事	小田 嵩之	自然科学技術研究科 院生 修士1年	監事
監事	金武 佳吾	教育学部 学生 4年	理事
監事	山本 昌也	（員外）名古屋大学生協専務理事予定者	名工大生協専務理事・ 愛教大生協専務理事
監事	佐藤 圭三	（員外）全岐阜県生協連合会 専務理事	監事

理事・監事ともに定数以内の立候補のため、役員選挙規約第12条4に定めるとおり、投票を省略して候補者全員を当選人とします。

以上

岐阜大学消費生活協同組合 定款

目 次

第1章	総則（第1条～第5条）
第2章	組合員及び出資金（第6条～第17条）
第3章	役職員（第18条～第42条）
第4章	総代会及び総会（第43条～第66条）
第5章	事業の執行（第67条～第68条）
第6章	会計（第69条～第81条）
第7章	解散（第82条～第83条）
第8章	雑則（第84条～第86条）
附則	

2022年（令和4年）5月25日
第118回通常総代会にて改定

2022年（令和4）年6月2日
岐阜県知事認可

2022年（令和4）年10月1日
から適用

第1章 総 則

（目的）

第1条 この消費生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この組合は、岐阜大学消費生活協同組合という。

（事業）

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し、又は生産して組合員に供給する事業
- （2）組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- （3）組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- （4）組合員の生活の共済を図る事業
- （5）組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- （6）組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- （7）組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業
- （8）前各号の事業に附帯する事業

（区域）

第4条 この組合の区域は、岐阜大学、岐阜薬科大学および岐阜大学消費生活協同組合の職域とする。

（事務所の所在地）

第5条 この組合は、事務所を岐阜県岐阜市に置く。

第2章 組合員及び出資金

（組合員の資格）

第6条 この組合の区域内に通学又は勤務する者は、この組合の組合員となることができる。
2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

（加入の申込み）

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。
2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。
3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。
4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。
5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

（加入承認の申請）

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。
2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。
3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。
4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。
5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

（届出の義務）

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

（自由脱退）

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
2 この組合は組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
3 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
4 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

（法定脱退）

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。
（1）組合員たる資格の喪失
（2）死亡
（3）除名

（除名）

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
（1）1年間この組合の事業を利用しないとき。

（2）供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。

（3）この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

（脱退組合員の払戻し請求権）

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。
（1）第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
（2）第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

（出資）

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。
2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。
3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

（出資1口の金額及びその払込み方法）

第15条 出資1口の金額は、200円とし、全額一時払込みとする。

（出資口数の増加）

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

（出資口数の減少）

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。
2 組合員は、その出資口数が第14条第2項に規定する限度を超えたときは、その限度以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。
3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。
4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第3章 役 職 員

（役員）

第18条 この組合に次の役員を置く。
（1）理事 18人以上、22人以内
（2）監事 3人以上、6人以内

(役員選挙)

第19条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。

2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選挙することができる。

3 役員選挙は無記名投票によって行い、投票は、1人につき1票とする。

(役員補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第21条 理事の任期は1年、監事の任期は1年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代会の日において現に存する役員の任期が終了するときまでとする。

3 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。

4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

(1) この組合の理事又は使用人

(2) この組合の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員責任)

第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の議決に基づき行われたときは、その議決に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、総代会の議決によって免除することができる。

6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

(3) 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第2項による理事の責任の免除に関する議案を総代会に提出するときは、各監事の同意を得なければならない。

8 第5項の議決があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金(当該役員が使用人を兼ねていた期間の使用人としての退職手当を含む。)を支給するときは、総代会の承認を受けなければならない。

9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつ

たことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第31条の9 第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は、記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者ととの間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のためにこの組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

第25条 総代は、総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事(以下、「代表理事」という。)を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)

第28条 理事は、理事長1人、専務理事1人及び常務理事2人以上5人以内を理事会において互選する。ただし、必要に応じて副理事長1人を互選することができる。

2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序に従ってその職務を代行する。

6 理事は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

5 前項の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

6 理事は3箇月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知(電磁的方法を含む)を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会議決事項)

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項

(2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項

(3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止

(4) 取引金融機関の決定

(5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会議決方法)

第32条 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

3 理事が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事はこれに電子署名をしな

なければならない。

(定款等の備置)

第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 規約
 - (3) 理事会の議事録
 - (4) 総代会の議事録
 - (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類」という。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監査報告を含む。)
- 2 この組合は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、事務所に備え置かなければならない。
- 3 この組合は、組合員又は組合の債権者(理事会の議事録については、裁判所の許可を得た組合の債権者)から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(監事の職務及び権限)

- 第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令の定めるところにより監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及びこの組合の使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社は正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 5 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
- 9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。
- 12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の不正行為等の差止め)

- 第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

- 第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。
- (1) この組合が、理事又は理事であった者(以下、この条において理事等という。) に対し、また、理事等が組合に対して訴えを提起する場合
- (2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
- (3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
- (4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の 責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

- 第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。
- 2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(学生委員)

- 第41条 この組合に学生委員を置くことができる。学生委員は組合員の中から理事長がこれを任免する。
- 2 学生委員は理事を補佐し、組合の業務に従事する。
- 3 学生委員の職務、任期等に関する必要な事項は別に規則で定める。

(職員)

- 第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。
- 2 職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第43条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第44条 総代の定数は、100人以上175人以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第45条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第46条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第47条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

- 第48条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。
- 2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任

者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第49条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第50条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第51条 臨時総代会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

- 第52条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。
- 2 理事長及びその職務を代行する理事がいなく、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

- 第53条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。
- 2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。
- 3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。
- 4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもって、その通知をしなければならない。
- 5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む)を提供しなければならない。

(総代会提出議案・書類の調査)

第54条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

(延期又は続行の決議)

第55条 総代会の会日は、総代会の議決により、続行し、又は延期することができる。この場合においては、第53条の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

- 第56条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。
- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 解散及び合併
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
- (5) 出資一口の金額の減少
- (6) 事業報告書及び決算関係書類
- (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退
- 2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、

多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができ

る。
3 総代会においては、第53条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

(総代会の成立要件)

第57条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(役員の説明義務)

第58条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合

(2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合

(3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。

(4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者(当該総代を除く。)の権利を侵害することとなる場合

(5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第59条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第60条 総代会の議事は、出席した総代の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。

3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。

4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第61条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第23条第5項に規定する役員の責任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第62条 総代は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、

出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の氏名を書面に明示して、第66条及び第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第63条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第64条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第65条 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、理事長は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1箇月以内にしなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前二項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総代会運営規約)

第66条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総代会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第67条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第68条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、教育機器、学用品、文房具、電気製品、家具、衣料品、皮革製品、化粧品、日用雑貨品、運動用品、楽器、写真用品、時計、飲料、食料品、薬書・切手類、酒、その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の、食堂及び喫茶、その他生活に必要な協同施設とする。

3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、次に掲げるものとする。

(1) 日本コープ共済生活協同組合連合会が行う学生総合共済事業、短期生命共済事業及び短期火災共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業

第6章 会計

(事業年度)

第69条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(財務処理)

第70条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第71条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第72条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のでん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のでん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第73条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域(及びこの組合の区域)において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第74条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第75条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第72条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第73条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額(以下「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。

2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行う。

3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書(利用高券・レシート等)を交付するものとする。

4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額がこの組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。

5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。

6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。

7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了

の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書（利用高券・レシート等）を提出してこれをしなければならない。

8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書（利用高券・レシート等）によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

10 この組合が、前二項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。

11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

（出資額に応ずる割戻し）

第76条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し（以下「出資配当」という。）は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

2 出資配当は、各事業年度の終わりににおける組合員の払込済出資額に応じて行う。

3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。

4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。

5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。

6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。

7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかつたときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

（端数処理）

第77条 前二条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨ててものとする。

（その他の剰余金処分）

第78条 この組合は、剰余金について、第74条の規定により組合員への割戻しを行った後になお剰余があるときは、その剰余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

（欠損金のてん補）

第79条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

（投機取引等の禁止）

第80条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

（組合員に対する情報開示）

第81条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解 散

（解散）

第82条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

（1）目的たる事業の成功の不能

（2）合併

（3）破産手続き開始の決定

（4）行政庁の解散命令

2 この組合は前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員及び第6条第1項の規定による通学する者を除く。）が20人未満になったときは、解散する。

3 理事は、この組合が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

（残余財産の処分）

第83条 この組合が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑 則

（公告の方法）

第84条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。

（組合の組合員に対する通知及び催告）

第85条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

（実施規則）

第86条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この定款は、県生第995号を受けて昭和52年2月24日施行する。

この定款は、岐阜県指令県生第359号を受けて昭和56年11月9日施行する。

この定款は、岐阜県指令県生第181号を受けて昭和61年7月8日施行する。

この定款は、岐阜県指令県生第483号を受けて昭和63年2月20日施行する。

この定款は、岐阜県指令消生第107号を受けて平成7年6月13日施行する。

この定款は、岐阜県指令消生第155号を受けて平成9年7月28日施行する。

この定款は、岐阜県指令消生第388号を受けて平成16年12月24日施行する。

この定款は、岐阜県指令環政第1588号を受けて平成19年1月5日施行する。

この定款は、岐阜県指令環政第225号を受けて平成20年7月9日施行する。

この定款は、岐阜県指令環政第547号を受けて平成21年12月11日施行する。

この定款は、岐阜県指令環政第200号を受けて平成23年6月24日施行する。

この定款は、岐阜県指令県生第122号を受けて平成29年5月30日施行する。

この定款は、岐阜県指令県生第217号を受けて令和2年8月11日施行する。

この定款は、岐阜大学消費生活協同組合第117回通常総会にて議決して令和3年5月26日施行する。

この定款は、岐阜県指令県生第144号を受けて2022（令和4）年6月2日施行し、2022（令和4）年10月1日から適用する。

岐阜大学消費生活協同組合 総会及び総代会運営規約

(総則)

- 第1条 この規約は、消費生活協同組合法及び定款に基づき、岐阜大学消費生活協同組合（以下、「組合」という。）の総会及び総代会の運営について定める。
- 2 法令、定款及びこの規約に定めがないときは、そのつど総代会で定める。
- 3 法令、定款、この規約及び総代会で定めた事項のほかは議長が決する。

(資格確認)

- 第2条 総代会に実出席する総代は、総代会会場の受付で、組合が定める方法によりその資格の確認を受け、総代証の交付を受けるものとする。
- 2 定款第62条の定めにより総代から委任を受けた代理人は、総代会会場の受付でその総代が署名又は記名押印した委任状を組合に提出し、資格の確認を受け、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。

(議決権及び選挙権の書面による行使)

- 第3条 定款第62条の定めにより総代が書面により議決権及び選挙権を行使する場合には、次のものを総代会の開会までに組合に提出するものとする。
- (1) あらかじめ通知のあった事項について賛否を明示し、総代が署名又は記名押印した書面（以下、「書面議決書」という。）
- (2) 選挙しようとする役員の氏名を明示した無記名の書面を、総代が署名又は記名押印した封筒に入れたもの
- 2 第9条第2項に基づき退場する総代又は代理人が前項第1号又は第2号に定めるものを提出したときは、前項の定めにかかわらず、これを有効なものとして取り扱う。

(資格審査委員会)

- 第4条 理事長は前2条に関する確認を円滑に行うため、理事若干名で構成する資格審査委員会を置くことができる。

(開会)

- 第5条 出席者が定款第57条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行う。

(議長及び副議長の選出)

- 第6条 理事は、総代会にはかつて、出席した総代の中から議長1名及び副議長1名を選出する。
- 2 前項の選出に際し選挙を行う場合は、拍手、挙手又は投票による。
- 3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。

(議事録署名人及び書記)

- 第7条 議事録署名人として、議事録を作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。また書記若干名を指名する。

(議事運営委員)

- 第8条 議長は、役職員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行わせることができる。

(退場の制限等)

- 第9条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。
- 2 出席した総代又は代理人が、総代会の終了前に退場するときは、議長又は議事運営委員の許可を得なければならない。

- 3 総代会の出席者が退場したことによって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。

(発言)

- 第10条 議長は、発言方法と発言時間を総代会にはかつて定める。
- 2 発言者は、議長の許可を得て、所属及び氏名を告げてから発言する。
- 3 議長は、総代会にはかつて、関係者を出席させ発言を求めることができる。
- 4 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。

(質問に対する説明)

- 第11条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。
- 2 総代の質問に対する説明は、理事会が提案した議案に関する質問については理事長又は理事長が指名した者が、監事が提案した議案又は監査に関する質問については監事が監事が指名した者が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する説明を拒むことができる。
- (1) 質問が総代会の目的である事項に関しないものである場合
- (2) 説明により組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 調査を要するため、直ちに説明することが困難である場合
- (4) 説明により、組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合
- (5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (6) その他正当な理由がある場合

(議事進行に関する動議)

- 第12条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について、総代10人以上（自分を含む。）の賛同を得て、文書又は口頭で議長に動議を提出することができる。
- 2 前項の動議の提出があったときは、議長は動議の提出者から総代会に対してその動議の趣旨を説明させたのち表決に付する。ただし、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でないと認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。
- 3 第1項の動議は、出席した総代の議決権（代理人による議決権を含み、書面による出席者及び議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。

(修正動議)

- 第13条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、「修正動議」という。）を提出する場合には、総代10人以上（自分を含む。）の賛同を得て、総代会の会日の5日前までに、文書で理事長に届け出るものとする。
- 2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。
- 3 前二項の定めにかかわらず、総代は、総代10人以上（自分を含む。）の賛同を得て、総代会において文書で議長に修正動議を提出することができる。
- 4 前項の修正動議の提出があった場合、議長は総代会に議題としてとりあげるかどうかをはかり、その修正動議を提出した総代（賛同した者を含む。）のほかに総代10人以上が議題としてとりあげることを支持したとき、議長はその修正動議について審議に付

すものとする。

- 5 議長は、修正動議を審議に付したときは、表決に当たりまず修正動議につきこれを決するものとし、2つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次表決するものとする。
- 6 修正動議の提出者は、その修正動議が審議に付された後でも、これを修正又は撤回できる。ただし、議長が修正又は撤回を拒んだときはこの限りでない。
- 7 修正動議は、出席した総代の議決権（書面又は代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。
- 8 修正動議を表決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。

(緊急動議)

- 第14条 総代は、定款第56条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。
- 2 前項に定める動議（以下、「緊急動議」という。）については、前条第3項及び第4項の定めを準用する。
- 3 緊急動議は、出席した総代の議決権（議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。ただし、書面又は代理人による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。
- 4 前項の場合において、その動議に関し出席した総代の人数が第5条に定める成立要件を満たさないときは、議長はその緊急動議を審議又は表決に付すことができない。

(一事不再議)

- 第15条 否決又は撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。

(特別委員会)

- 第16条 総代会で特に必要と認めたときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行わせることができる。
- 2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を選任する。
- 3 委員長は、審議の経過及び結果を総代会に報告する。
- 4 議長は、特別委員会の報告を受けて必要があるときは、表決に付さなければならない。

(総代会の打ち切り、延期及び続行)

- 第17条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、又は続行することができる。

(討論の終結)

- 第18条 議長が議案の表決を行うことを宣言した後は、議案についての発言をすることができない。

(表決の方法)

- 第19条 表決は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。
- 2 議長は、表決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。
- 3 総代及び代理人は、総代証又は代理人証を明示して議長の採決に応じなければならない。
- 4 棄権した者の数及び表示された議決権行使の意思内容が不明である者の数は、出席した総代の議決権数に算入する。

(表決結果の宣言)

第20条 議長は、前条第3項による賛否等に書面議決書による賛否等を加えて、表決の結果を宣言しなければならない。

2 前項の場合において、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること又は充足していないことを宣言すれば足り、賛否等の数を宣言することを要しない。

(傍聴)

第21条 組合員は、議長の許可を得て総代会を傍聴することができる。

2 総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障を生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。

(秩序の保持)

第22条 総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。

2 議長は、無断で発言した者又は議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。

3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。

(改廃)

第23条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

この規約は、組合成立の日から施行する。

2008年7月9日一部改正し施行する。

2009年5月30日一部改正し施行する。

2018年5月24日一部改正し施行する。

岐阜大学消費生活協同組合 役員選挙規約

(目的)

第1条 この規約は、消費生活協同組合法（以下、「生協法」という。）及び定款に基づき、岐阜大学消費生活協同組合（以下、「組合」という。）の理事及び監事（以下、「役員」という。）の選挙と補充について定める。

(選挙区と定数)

第2条 役員の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第18条の定める範囲内において理事会で定める。

(不適格者)

第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、破産手続開始の決定を受け、復権していない者は役員としての被選挙権を有しない。

(役員選挙管理委員会)

第4条 理事長は、役員選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、組合員（役職員である者を含む、以下同じ。）の中から3人以上5人以内の役員選挙管理委員（以下、この条において「委員」という。）を任命する。

- 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 委員は、役員選挙管理委員会（以下、この条において「委員会」という。）を構成し、委員会は委員の中から役員選挙管理委員長1人を互選する。
- 委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。
- 委員会は、この規約の定めるところにより役員選挙を管理運営し、その経過及び結果等を理事会及び総代会に報告するほか、必要な公告を行う。

(被選挙権)

第5条 役員の被選挙権を持ち立候補できる者は、第7条による公告がされた日に組合員である者とする。ただし、生協職員として採用されたことにより組合員資格を持って組合員となっている者は、理事会の推薦を得た場合を除き、候補者となることができない。

第6条 役員選挙管理委員は、候補者となることができない。ただし、役員選挙管理委員を辞任したときはこの限りでない。

(選挙の手順)

第6条 任期満了に伴う役員選挙は、その選挙を行う通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行い、総代会において選挙し、総代会において当選を確認するものとし、具体的な日程については役員選挙管理委員会が定める。

(選挙実施の公告)

第7条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。

- 役員の選挙区及び選挙区ごとの定数
- 候補者の受付期間と手続き方法
- その他必要な事項

第8条 前項第2号の受付期間の最終日は、前項の公告の日から7日（ただし、土・日・祝日は含まない。）以上経過した日であることを要する。

(立候補の届け出)

第8条 理事又は監事に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、役員選挙管理委員会が作成した用紙（以下、「所定の用紙」という。）に必要事項を記入し、役員選挙管理委員長に届け出なければならない。

(重複立候補の禁止)

第9条 組合員は、理事と監事に同時に立候補し、又は異なる選挙区で同時に立候補することができない。

(理事会による推薦)

第10条 理事会は、組合員又は組合員以外の者のうちから、役員の候補者を、本人の同意を得て、第2条により定めた定数の範囲内で推薦することができる。ただし、理事については、定款に定める理事の定数の下限の3分の1を超えて組合員以外の者を推薦することはできない。

第11条 理事会は、第8条により立候補した組合員を、その組合員の同意を得て推薦することができる。

第12条 前二項の推薦は、理事会の議決により決する。ただし、理事会が監事候補者の推薦をするときは、監事の意見を聞いて行うよう努めるものとする。

第13条 第1項の推薦を得て候補となる者は、公告された受付期間中に所定の用紙に必要事項を記入し、推薦受諾の旨を役員選挙管理委員長に届け出るものとする。ただし、その届け出が遅れることにつき正当な理由があるときは、役員選挙管理委員長の承認を得て、受付期間終了後すみやかに届け出ることができる。

(選挙運動)

第11条 選挙運動は、役員選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。

第12条 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(選挙)

第12条 選挙は、総代会において行う。

第13条 総代会に出席した総代（第14条の書面投票により参加する総代及び委任により参加する総代を含む、以下同じ。）は、すべての選挙区の選挙に投票するものとし、投票は、選挙区ごとに、無記名連記制により行う。

第14条 前2項の定めにかかわらず、その選挙区の候補者が定数内であるときは、投票を省略する。

(当選者の決定)

第13条 候補者が定数を上回る選挙区については、当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数のときは、抽選により当選者を決定する。

第14条 前条第4項の場合は、その選挙区の候補者全員を当選人とする。

(書面投票)

第14条 定款第62条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の氏名を明示した書面（ただし、役員選挙管理委員会が作成した投票用紙であることを要する。）を封筒に封入し、封筒に署名又は記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行う。

第15条 前項の定めにかかわらず、総代会の途中で退席する総代（総代から委任を受けた者を含む。）は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。

(無効投票)

第15条 次の投票は無効とする。

- 役員選挙管理委員会が作成した投票用紙を用いないもの
- 定められた投票方法に違反したもの

(立候補又は推薦受諾の取消し)

第16条 候補者となった者は、当選者が確定するまでの間、役員選挙管理委員長に通知することにより、いつでも立候補又は推薦受諾を取消すことができる。

第17条 前項の取消しがされた場合、すでに行われた書面

投票の準備・投票等は、その者に関する部分のみ行われなかったものとみなす。

(総代会への報告と公告)

第17条 役員選挙管理委員長は、役員選挙の結果を総代会に報告し、公告する。

(就任辞退)

第18条 当選した役員が就任を辞退したとき、又は役員の資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とし、この旨を役員選挙管理委員長が公告する。

(就任)

第19条 通常総代会で当選した者は、その通常総代会が終了したときに役員に就任する。

(総代が役員に就任した場合の措置)

第20条 総代が役員に就任したときは、その就任のときに総代を退任するものとする。

(異議申し立て)

第21条 選挙に関する異議は、その総代会が終了するときまでの間に、役員選挙管理委員長に対して書面又は口頭で行う。

第22条 異議の裁定は役員選挙管理委員会において決し、総代会が終了するときまでに異議申立人に通知する。

第23条 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。

(補充選挙)

第22条 補充選挙を行うときは、前各条を準用する。

(細目)

第23条 役員選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取り扱い、役員選挙管理委員会が決する。

(改廃)

第24条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

本規定は昭和37年6月より施行する。

本規定は平成10年5月30日一部改定し施行する。

本規定は平成18年11月25日一部改定し施行する。

本規定は平成20年7月9日一部改定し施行する。

本規定は平成30年5月24日一部改定し施行する。

本規定は令和2年5月27日一部改定し施行する。

つながる元気、ときめきキャンパス。



岐阜大学消費生活協同組合

理事会（事務所 生協本部内）

〒501-1112

岐阜市柳戸1-1（岐阜大学内）

TEL 058-230-1166

岐阜大学生協 Web サイト

<https://www.univcoop-tokai.jp/gucoop/>